

令和 3 年度 認証評価

大阪信愛学院短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	5
1. 自己点検・評価の基礎資料	7
2. 自己点検・評価の組織と活動	28
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	33
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	33
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	47
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	52
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	65
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	65
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	88
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	109
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	109
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	119
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	124
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	126
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	139
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	139
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	144
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	147
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、大阪信愛学院短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 2 4 日

理事長

岩熊 美奈子

学長

高井 明德

ALO

足高 壱夫

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

大阪信愛学院短期大学は、キリストの教えを基盤とした建学の精神のもとに、社会に貢献できる心豊かな女性を育成する高等教育機関として、昭和 34(1959)年に開設された（開設時の名称は大阪信愛女子短期大学、昭和 36 年に大阪信愛女学院短期大学に改称、平成 30 年現名称に改称）。現在、子ども教育学科、看護学科(3 年制)の 2 学科で教育・研究活動を行っている。

本学院の設立母体である「ショファイユの幼きイエズス修道会」は、カトリック精神を基盤として神が愛する「小さき人」への奉仕を目指して、1859 年フランスにおいて設立されたカトリック修道会で、福祉・教育事業に献身することから始まった。

本学院は、この「ショファイユの幼きイエズス修道会」から日本に派遣された 4 名の修道女により、明治 10(1877)年神戸に孤児養育施設（神戸センタンファンズ）、明治 12(1879)年大阪に孤児養育施設（大阪センタンファンズ）が開設されたことにその端を発している。

学院の創設は、明治 17(1884)年開設の信愛女学校に始まる。この大阪信愛女学院の建学にあたって「カトリック精神に基づき誠実敬虔で社会の福祉に貢献する有能な人物を養成する」とその目的を明記している。明治 41(1908)年高等女学校設立認可、昭和 19(1944)年幼稚園開園、戦後の学制改革で、大阪信愛女学院高等学校、小学校、中学校なども設置された。

短期大学は、昭和 31(1956)年幼稚園教員養成所設置に始まる。昭和 34(1959)年短期大学設置認可・開学、保育科開設が認可された。昭和 36(1961) 年家政科開設、昭和 45(1970)年保育科を初等教育学科に改組、家政科を家政学科に改称した。昭和 59(1984)年には教育事業創設 100 周年を迎えた。昭和 63(1988)年家政学科を生活文化学科に改称、平成 12(2000)年生活文化学科を人間環境学科に改称、平成 21(2009)年には看護学科を開設した。平成 24(2012)年に初等教育学科を子ども教育学科に改称し、子ども教育学科（2 年制）、看護学科（3 年制）の 2 学科で教育・研究活動を行っている。

平成 26(2014)年には、学院として教育事業創設 130 周年を迎えた。平成 30 (2018)年度より、小学校を男女共学としたことに伴い学院名を「大阪信愛学院」と改め（法人名は「大阪信愛女学院」）、短期大学も校名を「大阪信愛学院短期大学」と改称した。2019 年には短期大学開学 60 周年を迎えた。

「ショファイユの幼きイエズス修道会」の精神に基づく本学の建学の精神・教育理念は連綿と受け継がれており、修道会創立者であるシスター・レーヌ・アンティエが大切にしていた聖書のことば「一つの心、一つの魂」を本学院のモットーとしている。建学の精神に基づく「信愛教育 5 つの柱」は、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、そして短期大学における教育の根幹となるものである。

「ショファイユの幼きイエズス修道会」日本管区の活動は、現在、教育事業として大学 1 校、短期大学 3 校、高等学校 4 校、中学校 4 校、小学校 1 校、幼稚園 9 園など多岐にわたる。また、社会福祉事業としては保育所 2 園、社会福祉施設 4 箇所、病院 1 箇所などを設置している。

大阪信愛学院短期大学

さらに、教育・福祉活動を中心に、フランス、カナダ、ドミニカ共和国、チャド共和国、カンボジア、ハイチ共和国などにおいて世界的な展開がなされており、本学の卒業生もこれに参加している。

< 学校法人の沿革 >

明治 17(1884)年	信愛女学院教育事業創設
明治 41(1908)年	大阪信愛高等女学校設置認可
昭和 19(1944)年	大阪信愛高等女学校附属幼稚園設置認可
昭和 22(1947)年	大阪信愛学園中学校開設
昭和 23(1948)年	大阪信愛学園高等学校開設
昭和 27(1952)年	大阪信愛女学院小学校設置認可
昭和 31(1956)年	大阪信愛女学院幼稚園教員養成所設置認可
昭和 34(1959)年	大阪信愛女子短期大学設置認可・開学、保育科開設
昭和 36(1961)年	大阪信愛女学院短期大学と改称、家政科増設認可
平成 26(2014)年	大阪信愛保育園設置認可・開設 教育事業創設 130 周年
平成 30(2018)年	設置学校名称を、大阪信愛学院短期大学、大阪信愛学院高等学校、大阪信愛学院中学校、大阪信愛学院小学校、大阪信愛学院幼稚園に改称 設置保育所名称を、大阪信愛学院保育園に改称
令和元（2019）年	教育事業創設 135 周年

< 短期大学の沿革 >

昭和 34(1959)年	大阪信愛女子短期大学設置認可・開学、保育科開設
昭和 36(1961)年	大阪信愛女学院短期大学と改称、家政科増設認可
昭和 45(1970)年	保育学科を初等教育学科に改組 家政科を家政学科に改称
昭和 63(1988)年	家政学科を生活文化学科に改称
平成 12(2000)年	生活文化学科を人間環境学科に改称
平成 21(2009)年	看護学科設置認可・開設
平成 22(2010)年	人間環境学科廃止
平成 24(2012)年	初等教育学科を子ども教育学科に改称
平成 30(2018)年	設置学校名称を、大阪信愛学院短期大学に改称
令和元(2019)年	短期大学開学 60 周年

大阪信愛学院短期大学

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
大阪信愛学院短期大学 子ども教育学科	大阪市城東区古市 2 丁目 7 番 30 号	120	240	70
大阪信愛学院短期大学 看護学科	大阪市鶴見区鶴見 6 丁目 2 番 28 号	80	240	251
大阪信愛学院高等学校	大阪市城東区古市 2 丁目 7 番 30 号	300(150)	900	372
大阪信愛学院中学校	大阪市城東区古市 2 丁目 7 番 30 号	140(60)	420	73
大阪信愛学院小学校	大阪市城東区古市 2 丁目 7 番 30 号	70	420	281
大阪信愛学院幼稚園	大阪市城東区古市 2 丁目 7 番 30 号	90	350	350
大阪信愛学院保育園	大阪市城東区古市 2 丁目 7 番 30 号	20	46	45

- ※入学定員の（ ）数は、募集定員を現す。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3(2021)年5月1日現在

学校法人の組織機構図

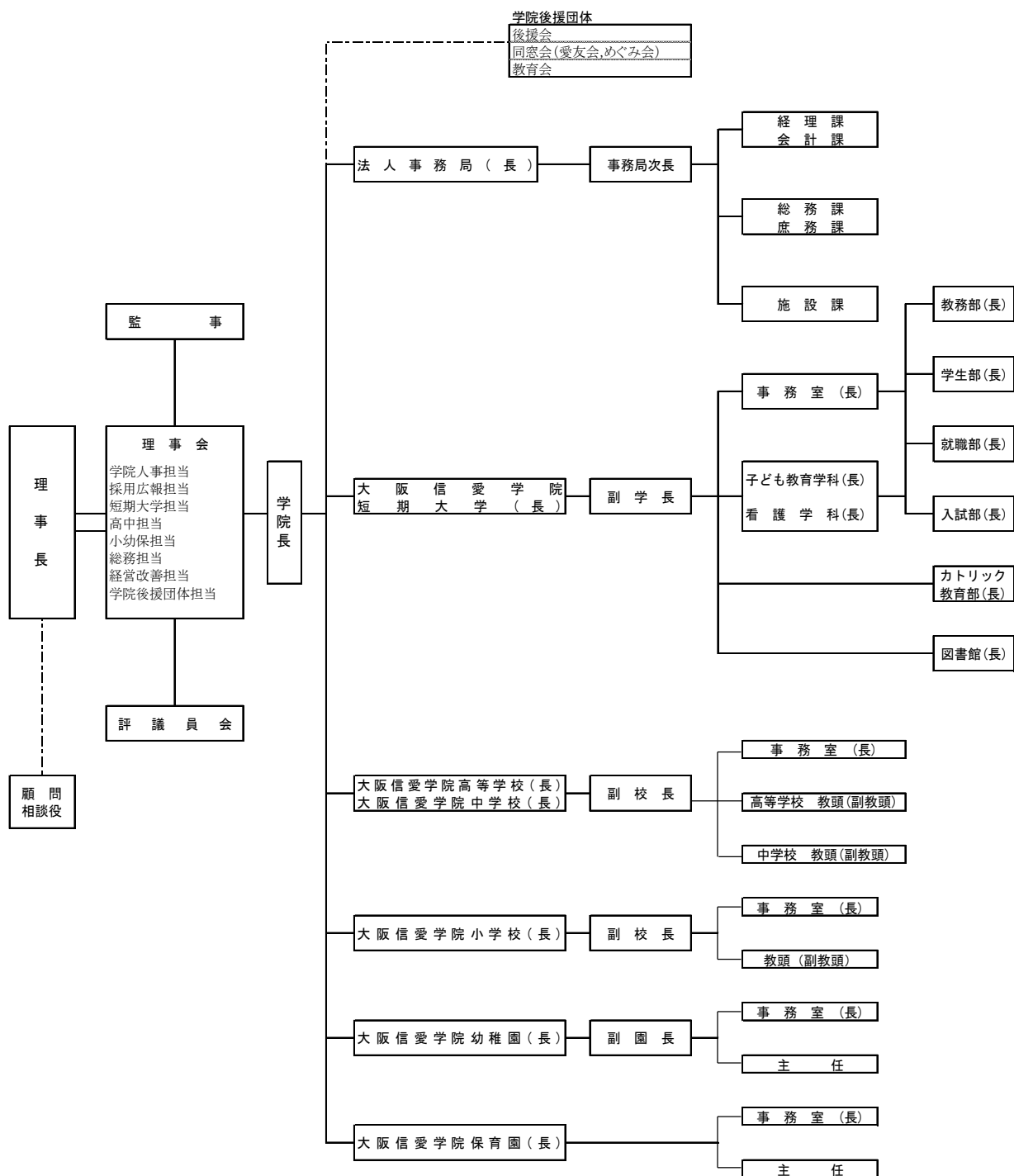


図1 学校法人 大阪信愛女学院の組織図

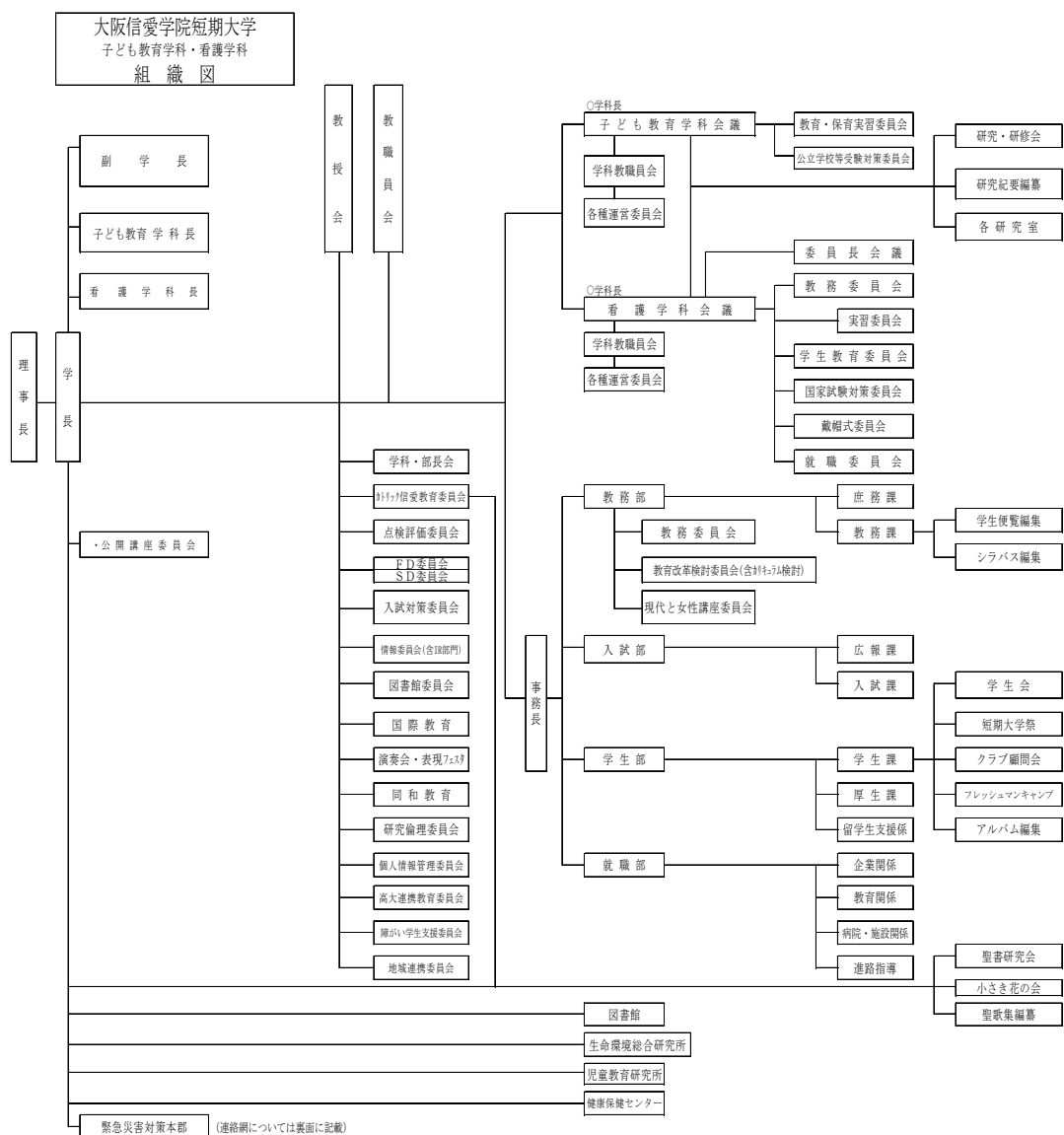


図2 大阪信愛学院短期大学の組織図

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の立地する大阪市城東区（子ども教育学科）と鶴見区（看護学科）は隣接し、大阪市の東北部に位置している。東は東大阪市、大東市に接し、北は守口市、門真市に接している。両学科は内環状線(道路)を挟み、直線距離にしておよそ 500m、徒歩約 5 分に位置している。

本学が立地する京阪電鉄沿線には、大阪府では 5 市(枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市)及び本学が所在する大阪市では近辺 3 区（旭区、城東区、鶴見区）があり、約 135 万人の人口の地域である。大阪市区別人口では 24 区中、城東区が 4 位で 17.0 万人、鶴見区が 10 位で 11.3 万人である。また、城東区の人口密度は市内で第 1 位であり、近年の高層集合住宅の増加が反映している。本学の学生の多くが通学する大阪府の人口動態をみると令和 2 年も約 884 万人で、近年はほぼ横ばいの状況である。

大阪府の人口動態（千人）

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
8838	8832	8825	8823	8844

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 28 (2016) 年度		平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
大阪府	140	80	131	80	136	83	100	83	107	87
京都府	2	1	6	4	3	2	1	1	1	1
兵庫県	8	4	5	3	7	4	4	3	2	2
奈良県	7	4	6	4	5	3	7	6	4	3
滋賀県	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1
和歌山県	3	2	1	1	1	1	0	0	2	2
三重県	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
他府県	12	7	9	5	9	5	5	4	4	3
その他 (外国の高校卒、 高卒認定等)	2	1	3	1	0	0	2	2	2	2
合計	175	100	163	100	163	100	120	100	123	100

（注）出身高校の地域別

このように、本学入学者を出身地別にみると、大阪府内の出身者の割合が継続して高いのが特徴である。

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2（2020）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

子ども教育学科、看護学科ともに地域（城東区・鶴見区）で唯一の短期大学であり、両区とさまざまな協力関係が構築されている。例えば、地域との連携事業として 20 年以上にわたり公開講座を開設し、多くの市民が参加している。また、学生が地域の子育て支援センターやイベントにボランティアとして参加したり、学院が地域や保護者

に向けた公開教室を開設している。

平成 28 年度からは厚生労働省の「待機児童解消加速化プラン」に対応した社会人特別入試を行い、経済的な支援や各状況に応じた特別措置を講じている。所在自治体である城東区からも広報等の支援を受け、平成 28 年度は 11 名、平成 29 年度は 12 名、平成 30 年度は 10 名、令和元年度は 13 名、令和 2 年度も 8 名の社会人学生を社会人特別入試で受け入れた。近年、城東区・鶴見区は高層集合住宅の建設が続き、従来の住民に加えて若い子育て世代の増加が続いている。したがって、地域における保育園のニーズが高く、保育士・幼稚園教員の養成も必要とされている。また、今後ますます高齢化が進み、介護・看護を必要とする人々が増加してくる。そのような中で、看護師養成のニーズも高い。

■ 地域社会の産業の状況

城東区の特徴は、江戸時代より城東運河（城北川）を物資輸送の手段とした中小の製造業や商業が混在した地区として発展してきた地域である。かつての城東区は、生野区、東成区とともに市内東部の工業地帯を形成してきた。

鶴見区は、昭和 49 年旧城東区から分区して誕生した。近年では、幹線道路（国道 1 号線、国道 479 号線）が近くにあり、工場などの転出跡地に高層集合住宅や大規模小売店が相次いで建設されるなど、生活・交通至便の住宅地へ変化しつつある。また、鶴見区には、大阪府下最大規模の花博記念公園鶴見緑地があり、大規模植物園、種々のスポーツ・レクリエーション施設や体験学習施設などが整備されており、春夏秋冬多くの人々が訪れている。

本学の最寄駅は、京阪電鉄「関目」、OsakaMetro（大阪地下鉄）今里筋線「新森古市」、Osaka Metro 長堀鶴見緑地線「今福鶴見」、Osaka Metro 谷町線「関目高殿」である。Osaka Metroー大阪シティバスでは「緑一丁目中」（城東学舎）、「鶴見六丁目」（鶴見学舎）が最寄りバス停である。平成 31 年 3 月には JR 西日本のおおさか東線の新大阪ー放出駅間が開業し、「JR 野江」や「鳴野」で京阪電鉄や Osaka Metro 今里筋線との接続が容易となった。Osaka Metro 長堀鶴見緑地線や今里筋線、高速道路、一般自動車道など交通網の整備、さらに東野田茨田線の拡張事業の進捗により利便性が増しつつある。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

本学が所在する大阪府、大阪市、城東区、鶴見区の位置および周辺の位置を図3に示す。

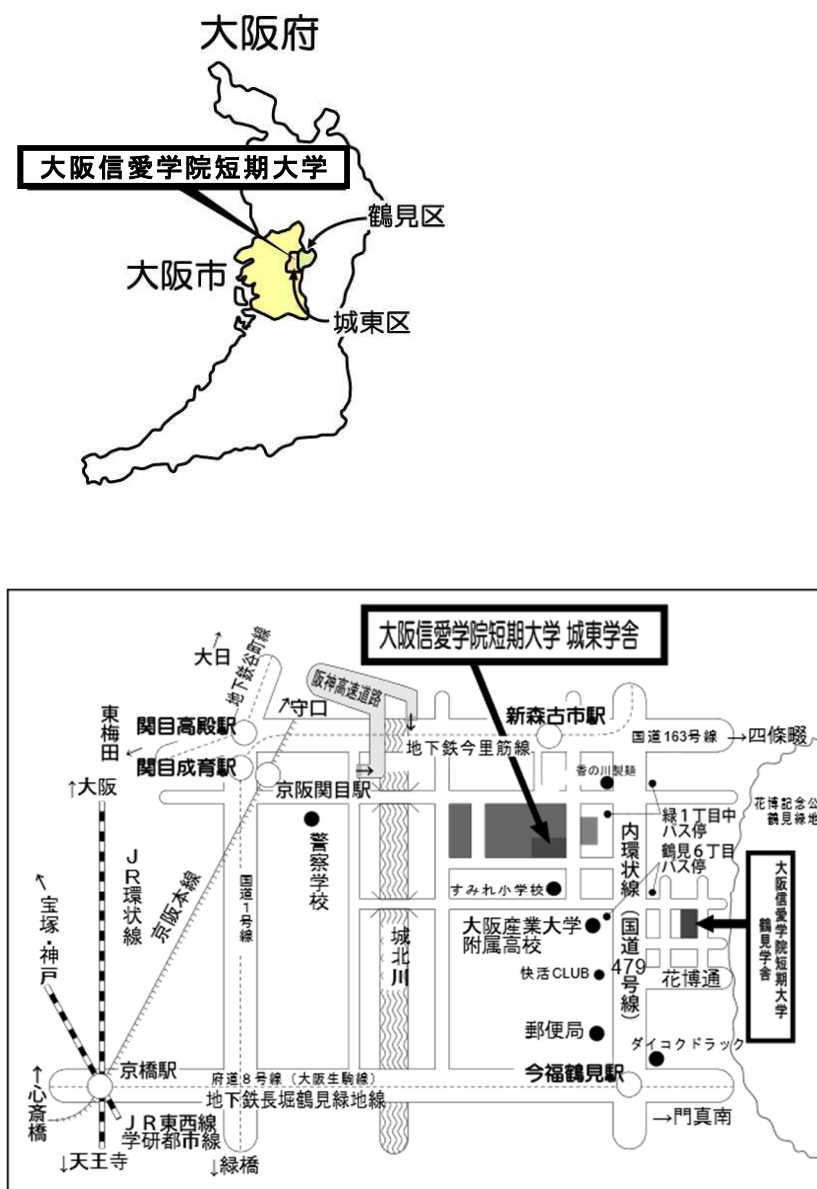


図3 大阪信愛学院短期大学の位置

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援[テーマ A 教育課程] 1. 各学科の「ディプロマポリシー」と卒業要件が混同されている。学位授与、学位授与の方針、卒業要件の考え方を整理していく必要がある。 2. 一部の授業科目において、15 回目に試験が組まれているので、1 単位あたり 15 時間の授業時間を確保する必要がある。
(b) 対策
1. 指摘を受けたのが平成 27 年 3 月であったので、平成 27 年度中に見直し検討を重ね、平成 28 年 2 月に改定した。平成 28 年度の学生便覧に掲載し、ウェブサイト上でも公開した。 2. 単位の実質化及び授業時間の厳正確保について、教授会において再確認し、平成 27 年度のシラバス作成段階で、15 回目（最終授業回）に試験を行わないことを非常勤教員にも周知徹底した。
(c) 成果
1. 学則に規定している本学の目的から本学のディプロマポリシー、各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーへの一貫した考え方を整理することができた。 2. 平成 27 年度以降のシラバスからは、15 回目（最終授業回）に試験のみを行う授業科目は皆無となった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ A 人的資源] 事務組織については連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程等を整備することが望まれる。
(b) 対策
平成 27 年度中に点検評価委員会で検討を重ね、本学の SD 活動の実情に応じた SD 規程を作成した。平成 28 年 4 月 1 日付けで制定した。
(c) 成果
平成 28 年度には教学マネジメントの道筋を明確にするため、SD 規程も含めた 6 規程を改定、新設した。組織的、有機的に教学マネジメントできる体制が整った。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマ D 財的資源] 学校法人の帰属収支は過去 3 か年について支出超過であり、短期大学は改善傾向にあるものの、同様に支出超過であるので、経営改善計画に基づく取り組みを着実に実行することが望まれる。
(b) 対策
本学院の経営状況の抜本的な改善に向け、平成 22 年度より継続して中期計画を立案・実行し、平成 27 年度末時点での帰属収支差額の黒字化を目指した。これにより、経営判断指標に基づく経営状態の区分を「A」ランクまで引き上げ、収支バランスが均衡した健全な財政状況を実現するべく取り組みを進めた。カリキュラム・コース設定など教育内容改革の実施、募集・広報体制の充実、継続的な人事制度改革及び、人件費比率の正常化、教育環境の整備など、短期大学はもとより法人全体での総合的な改善計画を着実に実行することにより、経営基盤の安定化を図っている。
(c) 成果
平成 26 年度には人件費削減の一定の効果が得られたこと、また市場の影響（円高傾向）による資産運用収入及び売却差額を獲得できたことなどにより、帰属収支差額は収入超過となった。 これにより、平成 26 年度及び平成 27 年度の経営判断指標に基づく経営状態の区分は「A」ランクを実現することができた。 しかし、今後も学生生徒等数の大幅な増加は見込めないことから、さらなる収入確保対策、人件費を含めた支出削減対策を短期大学だけでなく法人全体で継続して進めていく必要があると認識している。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
履修系統図、カリキュラムマップ作成
(b) 対策
平成 25 年度にディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを明確化した。 平成 26 年度にはそれに基づき、学習内容の順次性と科目間の関連性を学生に明示するため、子ども教育学科では履修系統図、看護学科ではカリキュラムマップを作成した。
(c) 成果
ウェブサイト上でも公開しているが、平成 27 年度からは学生便覧にも掲載し、学生が学びの体系を逐次確認しながら学業を進めることができるような体制を作った。

(a) 改善を要する事項
5段階評価導入
(b) 対策
平成 25 年度までの 4 段階評価＜A（優）・B（良）・C（可）・F（不可）＞では「優」の割合が高く、その部分の成績評価を厳格にするために、平成 26 年度入学生から＜S（秀）・A（優）・B（良）・C（可）・F（不可）＞の 5 段階評価に改めた。
(c) 成果
平成 25 年度の最高評価「優」の割合が平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度ともに 5 段階評価の「S」と「A」評価の合計割合とほぼ合致した。また、その内訳は各学科ともほぼ「S」4 割、「A」6 割となった。「優」（80 点以上）の成績評価の厳格化を目指した改革は成果が得られたといえる。

(a) 改善を要する事項
GPA 導入
(b) 対策
1. 従来は科目あたりの平均値で学生個人の成績総合評価をしていたが、平成 26 年度より単位当たりの平均値を出す GPA 制度を導入した。 2. 平成 30 年度には「大阪信愛学院短期大学 GPA 規程」を策定し、学業結果を総合的に判断する指標として明確化した。平成 31 年度には学生便覧にも掲載し、ウェブサイト上にも公開することとした。
(c) 成果
1. 5 段階評価と合わせて、GPA も明示することにより、学生一人ひとりが自己の学習成果を認識し易くなり、学習意欲を持続する一助となった。また学生への学習指導や進路指導がより行い易くなった。 また子ども教育学科においては、平成 28 年度からは小学校教育実習履修条件にも活用する事とし、成績向上への動機付けにもなっている。 2. 平成 30 年度策定の規程により、GPA による履修基準が定められ、またそれによる学習目標や指導基準が明確化されたので、成績向上を目指す指標としてより一層活用できるようになった。

(a) 改善を要する事項
キャップ制導入
(b) 対策
単位修得にかかる学習時間を確保するために、平成 26 年度より 1 年間に履修登録できる単位数の上限を決め、学生便覧にも明記した。
(c) 成果
平成 26 年度より 1 年間の履修上限を 48 単位とし、履修ガイダンス等で周知徹底することにより、単位の実質化についての理解を深めることができた。

(a) 改善を要する事項
期待度・満足度調査の継続化
(b) 対策
各学科において平成 23 年度入学生に対して「入学時期待度・卒業時満足度調査」を行い、教育改善の根拠データとして活用した。 平成 26 年度入学生からは毎年の入学生に対して期待度調査を行い、その学生たちが卒業する平成 27 年度からは毎年継続して満足度調査を行っていくこととした。経年度変化を検証することにより、改善の有効性を評価していく。
(c) 成果
専門的な知識を習得し、資格取得に結びついている状況に対して学生満足度の高いことが確認できた。その結果として希望する進路に結びついていることも確認できた。そのため教育内容の一層の充実を図る資料となることが期待できる。 スクールアメニティに対する整備や課外活動参加機会の確保の必要性が示唆され、学生支援に向けた資料となっている。

(a) 改善を要する事項
学生指導における意思統一
(b) 対策
平成 27 年度に、建学の精神に基づいた「担任の心得」と「グループ担任用年間学生指導概要」を改定した。
(c) 成果
過去においても「担任の心得」と「グループ担任用年間学生指導概要」は作成されていたが、現実的には長年勤続してきた担任による、経験に基づいた指導を行っていた。 近年両学科ともに新任教員が増加してきたこともあり、改めて会議を重ねて内容について検討し意思の疎通を図ったことで、一致した指導体制を構築することができた。

(a) 改善を要する事項
各部署・委員会の活動についての情報共有
(b) 対策
平成 27 年度より各部署・委員会の年度総括を学内ウェブ上のフォルダに蓄積し、学内教職員で情報を共有できるようにした。
(c) 成果
それまでは一部の部署が活動報告書を作成し配布するにとどまっていたが、すべての部署・委員会が年間の活動を総括し、学内公表することで、PDCAサイクルを明確化することができ、情報を共有することで点検・評価・改善の道筋が見え易くなった。

(a) 改善を要する事項
各種規程の改定、新設
(b) 対策
1. 平成 28 年度に、教学マネジメントの道筋を明確にするため、6 規程について体系的に改定、新設した。 ・教授会規程 ・FD 規程 ・SD 規程 ・IR 部門規程 ・シラバス規程 ・授業評価規程 2. 平成 30 年度には、大学改革を明確に進めるために、下記 7 規程について改定、新設した。 ・自己点検・評価規程 ・IR 部門規程 ・学生教育サポートスタッフ規程 ・GPA 規程 ・アセスメントポリシー ・研究倫理規準 ・教員評価規程 3. 令和元年度には、大学改革をより明確化するため下記 2 規程について改訂した。 ・自己点検・評価規程 ・学位規程
(c) 成果
1. それまでも行ってきたことを有機的に関連付け、明文化することで、大学改革をより組織的に進めることが出来るようになった。 2. それまでも取り組んできたことではあるが、規程等で明文化したことにより、大学教育の質の向上、また学生が身に付けた能力等が客観的に可視化できるようになった。またそれに基づき次のステップへとレベルアップする道筋が明確化された。 3. それまでも取り組んできたことであるが、外部評価について「自己点検・評価規程」の中に明文化した。また、学位授与にあたり、学生が修得した知識や能力等を可視化するために補足資料を交付することを「学位規程」に明文化した。

(a) 改善を要する事項
研究倫理規準新設、研究倫理審査規程 改定
(b) 対策
新たに研究倫理規準を設け、本学における研究倫理を明確にした。研究倫理審査規程は平成 24 年に作成・施行されていたが、より時代の要請、実情に対応できるよう改定し、平成 29 年度 4 月 1 日より施行することとした。

(c) 成果
研究倫理が厳しく問われる時代になり、研究を行う上での研究倫理規準を新たに設けた。研究論文を発表する場合や共同研究を行う場合においても、それぞれの研究機関において倫理審査を受けることが基本となってきた。本学では、研究倫理審査規程を設けていたが、現状に基づき内容を見直し改訂を行った。これにより、教育研究機関として研究倫理に従った適切な研究活動が行われていることを示すとともに、各研究者が研究を行う上での指針と手続きが明確となった。

(a) 改善を要する事項
IRに係る情報の公表
(b) 対策
平成 30 年度に、大学改革の一環として下記の情報をホームページにおいて対外的に公表した。 1. 学修時間・学修実態 学修時間・学修状況 2. 授業評価 授業評価概要 3. 学修成果 子ども教育学科 単位認定状況 看護学科 単位認定状況 学位取得状況 4. 資格取得 資格取得実績 5. 就職等進路に関わる実績 就職実績進路状況 主な就職先
(c) 成果
これまでも積極的にホームページ等で公表していたが、系統的に整理して公表したことにより、学生の学修意欲向上に寄与する事のみならず、社会に開かれた短期大学としての位置づけが明確化された。

(a) 改善を要する事項
ティーチング・ポートフォリオ作成
(b) 対策
平成 30 年に教員評価規程を新設し、これに基づき、令和元年度から各教員の教育活動について振り返って記述された本文とこれらの記述を裏づけた資料(エビデンス)から構成される教育業績についての厳選された記録を作成し、毎年更新することとした。
(c) 成果
教育改善や業績の評価を自ら行う事により、授業改善や研究テーマの明確化につな

がる。

(a) 改善を要する事項

障害学生支援規程

(b) 対策

障害を持つ学生について、必要な支援のための規程を定め、平成 31 年 4 月より施行した。

(c) 成果

障害を持つ学生の支援のための委員会を組織し、相談や支援の申し込みなどについての窓口の設置などを行い、支援体制を明確にすることができた。

(a) 改善を要する事項

看護学科カリキュラムの改定

(b) 対策

1. 平成 27 年度改定

(1) 1 単位あたりの授業時間の変更

- ・精神看護学方法論 1 単位あたりの授業時間を 15 時間に変更する
- ・看護研究の基礎 1 単位あたりの授業時間を 20 時間に変更する

(2) 開講時期の変更

- ・小児看護学方法論 I 1 年生後期→2 年生前期
- ・小児看護の課題と探求（演習） 2 年生前期→2 年生後期
- ・精神看護の課題と探求（演習） 2 年生後期→2 年生前期
- ・薬理学 2 年生後期→2 年生前期

2. 平成 28 年度改定

(1) 1 単位あたりの授業時間の変更

- ・災害看護論 1 単位あたりの授業時間を 15 時間に変更する

(2) 開講時期の変更

- ・基礎看護の課題と探求（演習） 1 年生後期→2 年生前期
- ・フィジカルアセスメント I 2 年生前期→1 年生後期
- ・看護管理・リスクマネジメント 2 年生後期→2 年生前期

(c) 成果

現状を踏まえ、改訂により効果的な学習が行えるようになった。

(a) 改善を要する事項

看護学科カリキュラムの改定

(b) 対策

平成 29 年度改定 授業科目の変更：科目を 2 つの科目に分割する。科目内容、総単位数は変更しない。 (1) 通年科目を分割し半期ごとに単位認定する。 「キリスト教と人間」「現代とキリスト教」「現代と女性 I」「現代と女性 II」について分割し、新科目名は、前期開講科目に「A」を、後期開講科目に「B」を付し、「キリスト教と人間 A」「キリスト教と人間 B」、「現代とキリスト教 A」「現代とキリスト教 B」、「現代と女性 I A」「現代と女性 IB」、「現代と女性 IIA」「現代と女性 IIB」とした。旧科目はいずれも 1 単位であり、新科目は各 0.5 単位とした。 (2) 前期開講科目を分割し前期と後期で開講する。 「老年生活機能アセスメントと老年看護学」「在宅看護論方法論」について分割し、新科目名は、「老年生活機能アセスメントと老年看護学 I」「老年生活機能アセスメントと老年看護学 II」、「在宅看護論方法論」は、「在宅看護論方法論 I」「在宅看護論方法論 II」とした。旧科目はいずれも 2 単位であり、新科目は各 1 単位とした。
(c) 成果
(1) 本学の建学の精神に関わる科目で必修科目として通年で開講していたが、前期及び後期の半期毎に学習成果を評価して単位を与えることにより学習効果は高まった。また、セメスター制にも対応できた。 (2) 一つの科目を 2 つに分割して、前期と後期で学ぶ期間を長くし、それぞれ単位を与えることにより学習効果が高まった。

(a) 改善を要する事項
看護学科カリキュラムの改定
(b) 対策
平成 30 年度改定 (1) 1 単位当たりの時間数の変更 現在、1 単位当たりの授業時間数を多くの講義科目・演習科目については 30 時間とし、実習科目については 45 時間としているが、それぞれ該当するすべての科目について 30 時間は 26 時間、45 時間は 40 時間に変更した。 (2) 開講時期の変更：「医療・生命倫理」について、現在の開講時期である 1 年前期を 2 年前期に変更した
(c) 成果
(1) 1 単位当たりの授業時間数は講義科目及び演習科目では 15 時間から 30 時間、実習科目では 30 時間から 45 時間の間で定めることになっている。看護学科では、概論の科目以外は 30 時間とし、看護学で学ぶ実践的内容を効果的な学習をする上で授業時間数を最大限に設定していたが、授業外での学習も必要であり、短縮した結

果、学習に余裕ができ、効果的な学習につながった。

(2)「医療・生命倫理」について、近年、社会的に生命倫理の重要性が増す中、ある程度看護を学んだ上でじっくりと生命倫理の問題に取り組む方が望ましいと考え変更した結果、効果的な学習につながった。

(a) 改善を要する事項

子ども教育学科カリキュラムの改定

(b) 対策

1、平成 28 年度改定

教職課程においては文部科学省の近年の流れを受けて下記の 1 科目の新設と 2 科目の名称変更を行った。

特別活動の指導法（1 単位）新設

道徳教育の理論と方法 ← 道徳教育研究

教職実践演習（幼・小） ← 保育・教職実践演習（幼・小）

また、本学科は教育保育実習を核として学業が進むため、実習までに学んでおいた方がよい科目配置をカリキュラム検討委員会、学科会議で検討し、開講期を改める等の改編を行った。

「保育内容（言葉）」 1 回生前期 ← 2 回生前期

「言語表現」 2 回生前期 ← 2 回生後期

2、平成 30 年度改定

次年度の教職課程免許法改訂に対応し、1 単位 2 科目を一体化させることにより科目履修の合理化を図った。

「教育方法・教育課程論」 2 単位

←「教育課程総論」 1 単位+「教育方法」 1 単位

(c) 成果

現状を踏まえ、改訂により効果的な学習が行えるようになった。

(a) 改善を要する事項

子ども教育学科カリキュラムの改定

(b) 対策

1. 平成 31（令和元）年度改定

平成 30 年度は、教育職員免許法改正と指定保育士養成課程改正に伴う内容改変・充実に向けてカリキュラム検討委員会を中心として、学科全体や専門分野間の話し合いを重ね、令和元年度のカリキュラムを以下のように変更した。

(新)	(旧)
【基礎科目】 現代様式と音楽 (1 単位) 科学の楽しみ (1 単位) 数学の楽しみ (1 単位) 社会と子ども (1 単位) サービスラーニング (1 単位)	【基礎科目】 芸術 (2 単位) 人と自然 (2 単位) 数学の世界 (2 単位)
【教職科目】 教職論 (2 単位) 生徒・進路指導論 (2 単位) 外国語 (英語) 指導法 特別支援教育 総合的な学習の時間の指導法	【教職科目】 教育者論 (2 単位) 進路指導論 (カウンセリングを含む) (2 単位)
【専門科目】 外国語 (英語) (1 単位) 子ども家庭支援の心理学 (2 単位) 社会的養護Ⅰ (2 単位) 社会的養護Ⅱ (1 単位) 子ども家庭福祉 (2 単位) 子どもの保健 (2 単位) 子どもの健康と安全 (1 単位) 子育て支援 (1 単位) 子ども家庭支援論 (2 単位)	【専門科目】 器楽と合奏 (1 単位) 保育の心理学Ⅰ (2 単位) 保育の心理学Ⅱ (1 単位) 社会的養護 (2 単位) 保育課程論 (2 単位) 相談援助 (1 単位) 児童福祉 (2 単位) 子どもの保健ⅠA (2 単位) 子どもの保健ⅠB (2 単位) 子どもの保健Ⅱ (1 単位) 社会的養護内容 (1 単位) 保育相談支援 (1 単位) 障害児保育演習 (2 単位) 家庭支援論 (2 単位)
(c) 成果	
新幼稚園教育要領、新保育所保育指針、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領、新学習指導要領の改訂に沿って、現代社会の要請に応えられる教育・保育者を養成できるようになった。	

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
- 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3（2021）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/pdf/3policies.pdf
2	卒業認定・学位授与の方針	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/pdf/3policies.pdf
3	教育課程編成・実施の方針	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/pdf/3policies.pdf
4	入学者受入れの方針	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/pdf/3policies.pdf
5	教育研究上の基本組織に関すること	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/pdf/orchart.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/

7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	ウェブサイト https://www.osaka-shinai.jp/about/disclosure/

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	ウェブサイト【財務関係】 http://www.osaka-shinai.ac.jp/disclosure/

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理については、「公的研究費の管理・監査に関する規程」（平成 28 年 4 月 1 日）を設け、法人事務局長の下、適切に実施している。

不正防止などの管理体制については、「研究等の不正行為および科学研究費等補助金の不正使用防止に関する規程」（平成 28 年 4 月 1 日）を設け適切に実施している。研

究者からの申請後、発注、納品・検収、支払いなど、可能な限り研究者以外の担当者
が関わるようにしている。

また、間接経費の取り扱いについては、「公的研究費の間接経費に係る取扱い規程」
(令和2年12月17日)を設け適切に実施している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和2年度

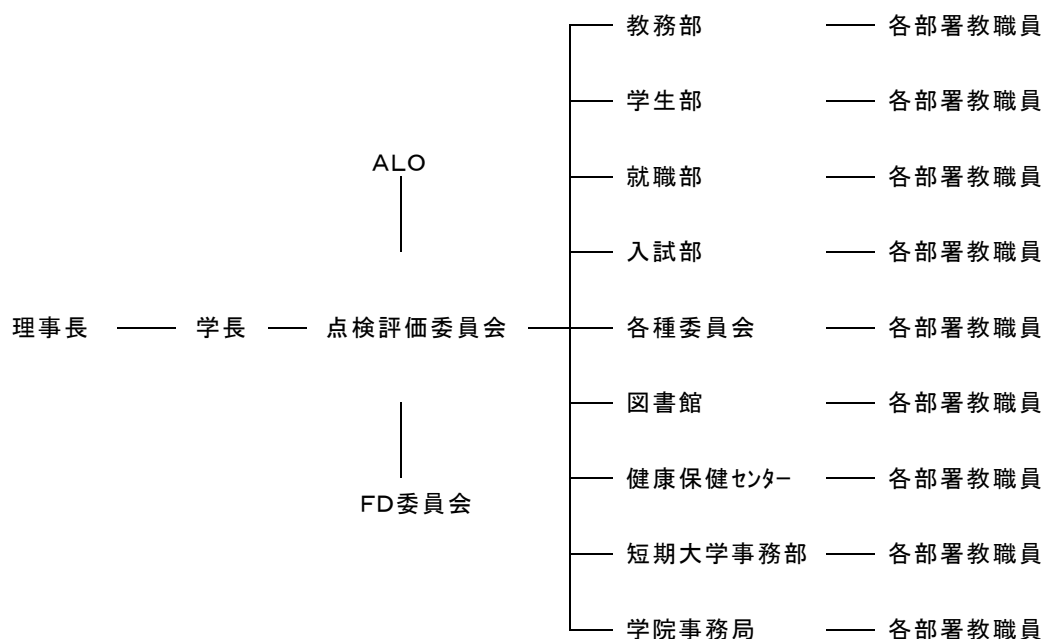
委員長	奥田 昌代	教授・副学長・子ども教育学科長
副委員長	徳珍 温子	教授・副看護学科長
A L O	足高 壱夫	教授
委員	上田 博之	教授・看護学科長・図書館長
委員	芝 誠貴	准教授・教務部長
委員	市川 隆司	教授・情報委員会委員長（含：IR部門）
委員	佐久 正秀	准教授・広報委員会委員長
委員	磯辺 美幸	短期大学事務長

令和3年度

委員長	高井 明德	教授・学長
副委員長	足高 壱夫	教授・子ども教育学科長
	徳珍 温子	教授・副看護学科長
A L O	足高 壱夫	教授・子ども教育学科長
委員	上田 博之	教授・看護学科長・図書館長
委員	芝 誠貴	准教授・教務部長
委員	市川 隆司	教授・情報委員会委員長（含：IR部門）
委員	佐久 正秀	准教授・広報委員会委員長
委員	磯辺 美幸	短期大学事務長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

平成 25 年度の自己点検・評価について、平成 26 年度に一般財団法人短期大学基準協会による第 3 者評価を受け、「適格」と判定された。しかし、その中で評価委員からの提言として何点かの改善を要する指摘を受けた。そこで、平成 27 年度はその指摘に対して、自己点検・評価委員会及び F D 委員会が中心になり、先に示したように、学則に規定している本学の目的から本学のディプロマポリシー、各学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーへの一貫した考え方を整理した。

平成 26 年後以後、CAP 制の導入（平成 26 年）、期待度・満足度調査の継続化（平成 26 年）、学生指導の意思統一（担任の心得、グループ担任用学生指導概要、改訂）（平成 27 年）、各部署・委員会の活動内容共有化（平成 27 年）、各種規程改訂・新設（平成 28 年：教授会規程、FD 規程、SD 規程、IR 部門規程、シラバス規程、授業評価規程；平成 30 年：自己点検・評価規程、IR 部門規程、学生教育サポートスタッフ規程、GPA 規程、アセスメントポリシー、研究倫理規準、教員評価規程；令和元年：自己点検・評価規程、学位規程；令和 2 年：障害学生支援規程）を行ってきた。

このように、組織が機能し、課題に対し、一步一步であるが着実に改善は進んでいる。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

日 付	委員会名	議 題
令和2年2月20日	点検評価・FD委員会合同会議	・令和元年度における自己点検・評価報告書の作成について、スケジュール、担当などについて打ち合わせをする。
令和2年3月31日	教授会 教職員会	・令和元年度における自己点検・評価報告書の作成について—総括と報告書作成の依頼— ALOから教職員全員に説明する。 (原稿締切4月末、5月末に発行)
令和2年5月14日	点検評価・FD委員会合同会議	・ディプロマサプリメントについて ・新入生期待度調査について ・新卒生アンケートについて ・ティーチングポートフォリオについて ・「授業評価」評価項目の見直しについて
令和2年9月30日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・SWOT分析について ・経営改善計画について
令和2年10月14日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・外部意見聴取について ・高大連携について ・Web授業評価について
令和2年11月25日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・短期大学評価基準に従って、改革・改善を行ってきた項目について検討し、更なる改善に向けての行動計画を立てる
令和2年12月4日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・令和2年度における自己点検・評価報告書の作成について、スケジュール、担当などについて打ち合わせをする。
令和3年1月15日	教授会 教職員会	・令和2年度における自己点検・評価報告書の作成について—総括と報告書作成の依頼— ALOから教職員全員に説明する。 (原稿締切4月末、5月末に発行)
令和3年2月3日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・令和2年度自己点検・評価報告書作成の進捗状況の報告。
令和3年2月10日	教授会 教職員会	・令和2年度の資料を部署ごとにファイリングしてまとめておくように依頼する。

令和3年3月8日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	令和2年度における自己点検・評価報告書の作成について、進捗状況の確認する。
令和3年4月9日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	令和2年度における自己点検・評価報告書の作成について 各部署から提出された報告書を点検評価委員会でまとめる。
令和3年5月7日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	令和2年度における自己点検・評価報告書のまとめについて進捗状況の確認をする。
令和3年5月14日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	令和2年度における自己点検・評価報告書の最終確認をする。 令和3年5月21日完成
令和3年5月27日	理事会	令和3年度に令和2年度の認証評価を受審することを理事会に諮り、満場一致で承認される。
令和3年5月28日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	- 令和3年に認証評価を受けることについての報告 - 急遽受審することになった経緯の説明 - 今後のスケジュール、担当、作業方法などについて打ち合わせを行う。
令和3年5月31日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	すでに完成した「令和2年度自己点検・評価報告書」を令和2年度の評価項目に照らし合わせ、加筆訂正していくこととする。 提出が必要な資料について検討 資料一覧表の作成について
令和3年6月1日	教授会 教職員会	- 令和2年度における自己点検・評価報告書を作成し、令和3年に認証評価を受けることについて、ALOから教職員全員に説明を行う。 - 報告書作成は点検評価委員会、FD委員会が中心となって行うことを報告する。 - 評価の担当部署、担当者を報告する。 - 今後のスケジュール、作成方法について説明する。 - 短期間でまとめるにあたり、全教職員が全力で取り組むことを確認する。

令和3年6月2日	教授会 教職員会	・メールで令和3年度認証評価受審の詳細が学長（点検評価委員長）より発信される。
令和3年6月2日	教授会 教職員会	・メールで令和3年度認証評価についての具体的締切日や評価校マニュアルが短期大学事務長より発信される。 ・委員会の議事録等のデータ提出の依頼がされる。
令和3年6月3日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・作成した資料一覧を基に各部署でファイリングした資料（紙・データ）を確認する。
令和3年6月11日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・令和2年度認証評価「自己点検・評価報告」について各部署から提出された報告書本文を点検評価委員会でまとめていく作業をする。
令和3年6月18日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・令和2年度認証評価「自己点検・評価報告書」作成上の問題点を共有する。 ・作業の確認をする。
令和3年6月21日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・令和2年度認証評価「自己点検・評価報告書」作成の進捗状況について確認する。 ・作業の確認をする。
令和3年6月22日	教授会 教職員会	・メールで令和2年度認証評価「自己点検・評価報告書」の完成版が送信され、全教職員に確認を依頼する。
令和3年6月24日	理事会	・令和2年度認証評価「自己点検・評価報告書」について理事会に諮り、報告書の内容が満場一致で承認される。
令和3年6月25日	学科部長会・点検評価・FD委員会合同会議	・令和2年度認証評価「自己点検・評価報告書」の最終確認をする。 ・提出資料、備付資料の最終確認をする。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料 1. 学則 第 2 条、第 16 条、2. 学生便覧【令和 2（2020）年度】pp.2-6,pp-18,28、3. 信愛教育 pp.18-23、4. ウェブサイト「ショファイクの幼きイエズス修道会資料」、5. ウェブサイト「建学の精神 信愛教育とは」、6. ウェブサイト「学院のあゆみ 沿革」、7. ウェブサイト「信愛の一貫教育」、8. ウェブサイト「情報公開」教育情報、9. 令和 2（2020）年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、10. 令和 3（2021）年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、11. 大阪信愛だより、12. 短大新聞（Osaka Shin-Ai College）、13. 令和 2（2020）年度学生募集要項（入学願書）a～e、14. 令和 3（2021）年度学生募集要項（入学願書）a～e、15. 学院総合連絡会資料、16. 令和 2（2020）年度シラバス、17. 「現代と女性」資料、18. ウェブサイト「現代と女性」、19. 看護学科実習要綱、20. 戴帽式資料、21. 令和 2 年度学年暦

備付資料 1. 信愛百年、2. 建学の精神と今後の教育、3. 信愛女学院のこころ、4. 教育事業創設 125 周年記念、5. 創立 130 周年記念行事資料、6. 大阪市城東区役所と学校法人大阪信愛女学院との連携協力に関する協定書、7. 守口市教育委員会と大阪信愛女学院短期大学との連携協力に関する協定書、8. 大阪市中心区役所と学校法人大阪信愛女学院との連携協力に関する協定書、9. ウェブサイト「大阪市中心区との連携協力・協定」、10. 広報資料、11. 公開講座資料、12. ウェブサイト「公開講座」、13. 地域連携資料、14. 短大祭資料、15. オープンキャンパス資料、16. 短期大学研修会資料、17. 信愛教育研修会資料、18. OSAC 委員会資料、19. 学生会資料、20. 学内資料、21. 行事資料、22. ウェブサイト「短期大学行事」、23. 看護師国家試験対策資料、24. フレッシュマンキャンプ資料、25. 授業評価資料、26. 教員意識調査資料、27. 担任資料、28. 生命環境総合研究所資料、29. ウェブサイト「大阪信愛生命環境総合研究所」、30. 児童教育研究所資料、31. ウェブサイト「児童教育研究所」、32. 教員免許状更新講習資料、33. ウェブサイト「教員免許更新講習」、34. 地域貢献事業資料、35. 高大連携資料、36. ウェブサイト「地域清掃」、37. 愛の一粒会資料

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。

- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1の現状＞

大阪信愛学院短期大学（以下、本学とよぶ）の建学の精神は、「カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きること」であり、建学の精神に基づき「一つの心、一つの魂」を学院標語とし、教育実践の具体的な内容として「信愛教育5つの柱」を掲げ、信愛教育の根幹としている（提出-1 第2条、2 p.2、3 pp.18-23）。「信愛教育5つの柱」は以下のとおりである。

- 1) キリストの教えに根ざした教育
- 2) 一人ひとりを大切にする教育
- 3) 能力の開発を目指す教育
- 4) 自己形成を促す教育
- 5) 社会貢献への態度を形成する教育

建学の精神は、大阪信愛学院短期大学の教育理念を明確に表したものであり、大阪信愛学院が教育事業を展開してきた長年の歴史の中で確固たるものとして今日に至り、確立したものである（提出-2 pp.2-5）（備付-1～6）。

それは、一人ひとりが神から与えられている能力を十分に開発し、人びとを愛し、人に仕えながら、自己教育を続けていくよう学生を導くことである。そして学生一人ひとりが主体性を確立し、自己形成を図るように促し、また各自がその可能性を最大限に伸ばし、女性としての豊かな心をもって、よりよい社会の建設に貢献できる人間を育成することを目標とする。

建学の精神は、設立母体である「ショファイユの幼きイエズス修道会」の精神に基づくもので（提出-4～6）、本学院の保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学のすべてに共通である（提出-7）。

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいて設置された高等教育機関で、本学の建学の精神、教育理念、目的は、教育基本法に定める教育の目的、目標を満たし、公共性を有している。本学は、教育基本法及び学校教育法に基づきカトリック精神に従って豊かな心を養うとともに事物を正しく判断し、行動して、進んで社会に貢献できる女性を育成することを目的とし、現在、「子ども教育学科」及び「看護学科」の2学科を設置している（提出-1 第2条、2 pp.2-3）。

子ども教育学科は、昭和 31（1956）年に開所した幼稚園教員養成所を基に、昭和 34（1959）年に開学した短期大学に設置された保育科をその前身としている。その後、初等教育学科に改組、さらに平成 24（2012）年子ども教育学科に名称変更した。また、平成 13（2001）年には保育士養成校として認可された。子ども教育学科は、建学の精神に則り、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけた、心豊かな保育者・教育者の養成を目的とし、幼稚園教諭二種・小学校教諭二種免許状、並びに保育士資格を取得できる。

看護学科は、建学の精神に基づく人間環境学科で培われた人材育成方法や地域貢献などを引き継ぎ、平成 21（2009）年に開設された。看護学科は、建学の精神に則り、

幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護ができる看護師の育成を目的とし、卒業時には看護師国家試験受験資格が得られる。

両学科共に建学の精神に基づく教育を実践し、大多数の卒業生は教育・保育職、また看護職に就き、地域社会に貢献している。

ウェブサイト（提出-8）、大学案内（提出-9、10）、『大阪信愛だより』（提出-11）、『短大新聞』（提出-12）、学生募集要項（提出-13、14）、および広報を通して学内外に建学の精神を表明している（備付-10）。公開講座（備付-11、12）や地域連携（備付-13）、短大祭（備付-14）、学生募集のためのオープンキャンパス（備付-15）において参加した生徒や保護者などに広く本学の精神を伝え、キリストとの出会い、祈りの必要性を語っている。

建学の精神は、学内において共有し、定期的に確認している。教職員に対しては、年度始めの学院総合連絡会における理事長講話及び研修会を実施し学院全体で建学の精神の周知と確認を行っている。令和元年度は、日本カトリック学校連合会事務局長の品田典子先生により「新しい息吹を感じてー今カトリック教育がめざす道ー」の演題で講演していただき、講演後研修を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、仁川学院小学校、中学校、高等学校校長の大水恵一神父に「カトリック教育について」の演題で講演いただく予定が中止になった（提出-15）。短期大学教職員研修会は毎年1回実施している。各学科においても研修会を行っている。研修会を通じて建学の精神とそれに基づく教育について共有し、確認している（備付-16）。新任教職員、また勤続5年、10年、20年、30年の教職員について、「信愛教育研修」として建学の精神を深めるための研修をショファイユの幼きイエズス修道会の日本管区本部修道院（兵庫県宝塚市仁川）で行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため学内での実施に変更した。信愛教育研修会は、大阪信愛学院、熊本信愛女学院、久留米信愛学院、和歌山信愛女学院の姉妹校の間においても本部修道院で行っている（備付-17）。この研修会も令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった。学院総合連絡会や研修会はもとより、日常の教授会や教職員会をはじめ会議等においては、最初と最後にお祈りをしている。最初のお祈りには通常「真の知恵を求めてーラインホルド・ニーバの祈りー」（シスター縄田紳子 編）を唱和し、教育に当たるものとして大切なことを確認している。

恵み豊かな神よ わたしたちをお導きください。

わたしたちを照らし教育の使命に燃え立たせてください。

何が大切かを悟らせ選ぶ知恵と勇気をお与えください。

変えなければならないものについてはそれを変える勇気を、
変えることのできないものについてはそれを受け入れる冷静さを、
変えることのできるものと変えることのできないものとを
識別する知恵を与えてください。

恵み豊かな神よ わたしたちをお導きください。

他にも、『大阪信愛だより』、『短大新聞』、冊子『信愛教育』の配付などを通して周知し、共有を図っている。

建学の精神に基づく教育を推進するために、「キリスト教と人間」「現代とキリスト教」「現代と女性」を開講している（提出-2 pp18,28、16）。

「現代と女性」は建学の精神に基づく教育を具現化するための総合教育科目として開講するもので、1年生及び2年生全員を対象とし、1年間にわたり、宗教行事であるミサやことばの祭儀を含め、講演会や演奏会、グループディスカッションなど様々なプログラムで構成している（科目は半期毎に単位を認定する）（提出-17、18）。「現代と女性」は、理事長・学長が科目責任者となり、「現代と女性」委員会を中心に、カトリック教育部及び学生部・教務部との連携・協力のもとに、年間プログラムを立案・計画している。全学生と全教職員が一堂に会するプログラムが主体で、学科毎、学年毎、あるいはグループ毎と様々な形態で実施している。「現代と女性」においては、グループ担任教員が毎回のプログラムにおける学生の学修を把握し、必要に応じて指導する。また、全プログラムを通じて担任教員だけでなく、原則として全教員が出席し、学生だけでなく教員も含めて全学で建学の精神の浸透に努めている。入学式・卒業式・フレッシュマンキャンプなどの行事も、建学の精神を深める貴重な機会として「現代と女性」のプログラムに含め実施している。

また、「建学の精神」の自己啓発を促す目的で、学生自身の計画に基づいて学生会の中に大阪信愛委員会「Osaka Shin-Ai Committee（略称OSAC委員会）」を組織し、学生が主体となり自主的に運営している（備付-18）。

国内外の災害被災者への募金活動には、教職員とともに全学生が参加している。特にクリスマスの時期には、家族や家を失ったさまざまな人びとへの愛の奉仕活動に力を入れている（備付-19）。

建学の精神の共有のため、各講義室、廊下のコーナー、踊り場などにマリア像や聖画入り額を掲げ、視覚的にも意識付けている（備付-20）。臨地実習事前学習、学内実習、各行事のオリエンテーションなど、学生が一同に会する際には教員もともに参加して聖歌を斉唱し祈っている（提出-19）（備付-21、22）。

看護学科においては3回生で戴帽式を挙行している（提出-20）。臨地実習の本格的な開始にあたって、学生自身が練り上げた誓いの言葉を全員で斉唱し、キャンドルサービスや聖書朗読などを通して建学の精神への理解を深め、信愛精神を体得した看護師の育成を目指している。国家試験受験の直前には「ことばの祭儀」を挙行し、日々の学びをさらに充実させ、社会のために役立つ人材として成長するよう自覚を高めている（備付-23）。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、オンライン授業が基本となり、感染拡大がやや収まった時期に一部対面授業を行ったものの、「現代と女性」においては前期がすべてオンライン授業で、後期もほとんどオンライン授業となった。ミサは、年間5回行っていたが、1回は経験させたいと考え、クリスマスミサを学年毎に実施した（提出-17、18）。

行事は、入学式は入学生のみ、卒業式は卒業生のみで実施した（提出-2p.6、21）（備付-21、22）。新1年生が入学後に、寝食を共にして建学の精神を深め、校風に親しみ、交友を深め、教員とも密接に関わる機会であるフレッシュマンキャンプは中止した（備付-24）。看護学生の戴帽式も中止した。このように建学の精神を深める貴重な機会がほとんど実施できなかった。

しかし、「現代と女性」では、オンライン授業を念頭に、従来とは異なるプログラム

を新たに作成した。後述するように結果的にはかなり充実した授業とすることができた。

建学の精神を定期的に確認している。教職員の各会議の開始及び終了時には祈り、その都度、建学の精神を再認識している。また、教職員対象に信愛教育研修会を実施して、建学の精神の具現化の方法、また学生たちのあるべき姿についてなど、その時々に対応しいテーマを設け、聖職者から講義を受け、それをもとにして話し合いを行っている。

本学では科目毎の最終授業時に「学生による授業評価」を行い、その結果を授業改善等に活用している（備付-25）。項目内容は、実習科目その他一部の科目を除き、講義科目・演習科目すべて共通である。回答は、5者択一方式で、＜5.そう思う、4.どちらかといえばそう思う、3.どちらともいえない、2.どちらかといえばそうは思わない、1.そうは思わない＞から選択する。

項目内容の中で、以下に示す建学の精神に関する質問項目2項目を設定し、科目に関わらず、学生への建学の精神の浸透に関する定期的な確認の手段としている。

[1]この授業は本学の建学の精神ならびに教育方針への理解を深めるものでしたか。

[2]担当の教師から本学の建学の精神を感じることができましたか。

5者択一方式による5段階評価として、選択肢の番号を数値化し、平均値を算出したところ、両項目とも平成29年から令和元年度は子ども教育学科の[1][2]は共に4.0－4.1、看護学科の[1][2]は共に3.7－3.8であったが、令和2年度では子ども教育学科では4.2、看護学科では4.1で、子ども教育学科ではやや上昇、看護学科ではかなり上昇していた（表IA-1）。

表 IA-1 学生による授業評価 建学の精神に関わる項目

学科	子ども教育学科				看護学科			
項目\年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
[1]	4.0	4.1	4.0	4.2	3.8	3.8	3.7	4.1
[2]	4.0	4.1	4.0	4.2	3.8	3.8	3.7	4.1

この結果は、建学の精神に直接関わる科目だけでなく、科目全般にわたり建学の精神に基づく教育が実践されていることを示している。平成21年看護学科が設置されて、多数の新しい教員が就任し、建学の精神に基づく教育実践を実施するにあたり研修会を重ねていたが、その状況を知るために看護学科だけでなく全教員に対し、平成25年授業改善へ向けて教員意識調査を行った。その結果、全員が建学の精神について意識して授業を計画し、約60%がより意識しているとのことであったが（備付-26）、その後も全教員が建学の精神に基づく教育実践に尽力していることを示している。

建学の精神に関わる基本科目の「キリスト教と人間」（1年生必修科目）においては、令和2年度、子ども教育学科では[1][2]両項目とも4.6、看護学科では[1]4.5、[2]4.6で、先に示した全科目の平均よりかなり高かった。現在の学生において、信者やキリスト教関係の学校出身者は少なく、多くの学生は入学してはじめてキリスト教との関

わりを持つ状況で、キリスト教にそれほど関心を持たないことも十分考えられるが、今回の結果から高い関心を示していることは明らかである。これは担当教員がシスターであり、親しみを感じて授業を受けていることが考えられるし、また教員の授業改善に対する努力によることも大きいかもしれない。

建学の精神を具現化する科目である「現代と女性」については、授業評価における調査項目は、他の科目とは異なり独自の項目を設定している。この授業科目は、建学の精神の浸透に大きく関わるものであるから、その分析・確認は重要である。

内容は以下の通りである。

- ① 本学の建学の精神ならびに教育方針への理解を深めるものでしたか。
- ② 聖歌を歌うということは祈りに通じると感じましたか。
- ③ あなたにとって興味や関心をもつことのできる授業であったと思いますか。
- ④ 講座ごとに教育意図（目標）が明確であったと思いますか。
- ⑤ 自分の進む道に役立つ講座でしたか。
- ⑥ ボランティア活動を理解し、関心が高まりましたか。
- ⑦ 生き方について参考になったことはありましたか。

アンケート調査は最終授業時に全学生を対象にグループ毎に実施されており、先の質問同様5者択一方式で回答を得て、5段階評価で分析している。

質問1「本学の建学の精神ならびに教育方針への理解を深めるものでしたか」について、令和元年度を前年度等と比較すると表 IA-2 の通りであった。

表 IA-2 学生による授業評価 「現代と女性」の建学の精神に関わる項目

学科・学年\年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
子ども教育学科						
1 年生	3.7	3.8	4.2	3.6	4.4	4.4
2 年生	3.7	3.6	4.0	4.0	3.8	4.4
全体	3.7	3.7	4.1	3.8	4.1	4.4
看護学科						
1 年生	4.0	3.9	3.8	3.6	3.9	4.5
2 年生	3.7	3.9	3.9	3.6	3.4	4.4
全体	3.9	3.9	3.9	3.6	3.7	4.5

令和2年度の結果は、子ども教育学科では、1年生が4.4、2年生が4.4、全体では4.4で、これまで5年間の結果に比べかなり高くなり、看護学科では、1年生は4.5、2年生は4.4で、全体では4.5で、これまで5年間の結果に比べかなり高くなった。

「現代と女性Ⅰ・Ⅱ」のプログラムについては、学科で異なるプログラムは一部あるが、基本的に全学同じプログラムで行っている。学年や学科により評価が異なることについては、学科の学生の特性や、1回生時と2回生時の取り組むための気持ち・状況が変化することが考えられる。

過去 5 年間の結果を見ると、1 回生時から翌年度の 2 回生時への変化は、子ども教育学科では、上昇 2 回、低下 2 回、変化なし 1 回、看護学科では、低下 4 回、変化なし 1 回であった。子ども教育学科では、上昇と低下が同じ程度、看護学科では基本的に低下していた。上昇については、関心がさらに高まった場合が考えられる。一方低下については、単に同じような学習で関心が低くなった場合、他の授業の学習が忙しくなり関心が向かなくなかった場合が考えられる。

1 回生時の状況を見てみると、看護学科は平成 30 年度以外は大きな変化はないが、子ども教育学科については年度の変化が大きい。子ども教育学科では年度により学生の特性が異なるのか、またプログラムにより、関心が高まったり低くなったりするのか、さらに詳細な分析が必要である。

授業評価の前年度までの過去 5 年間の変動は 3.6～4.4 で、大きな変化は見られなかった。「現代と女性」では毎年内容を検討し、改善は行ってきたが、基本的には長らく同じパターンのプログラムが続いているので、今後よりよい方向にプログラムを再考する必要があると認識していた。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためにオンラインでの授業が基本となり、オンライン対応のプログラムにすべく大きく内容を変更した（表 IA-3）。

表 IA-3 令和 2 年度 現代と女性 I・II テーマ：心豊かな人にな
＜前期＞

	内容（すべてオンラインで実施）
1	学長講話
2	聖歌と聖母マリアについて
3	学科長講話
4	戦争を学ぶ 命を考える
5	君たちの時代
6	共に支え合って生きる ～相模原殺傷事件から考える
7	移植について考える
8	感動を考える
9	施設で育つ子どもたち
10	女性の権利と教育の重要性

＜後期＞

	内容
1	(対面)オリエンテーション・看護学科と子ども教育学科の交流会
2	(オンライン)学長講話
3	(対面)ボランティア活動① 地域清掃
4	(オンライン)ボランティアについて
5	(対面)ボランティア活動② 学内清掃
6	(オンライン)死者の月について
7	(オンライン)クリスマスにむけて

8	(対面)ミサ・クリスマスの集い
9	(対面)防犯について
10	(対面)今年の抱負
11	(オンライン)教育研究紹介
12	(オンライン)成人式を迎えて

オンライン授業に対応した新しいプログラムは、前期は「命・共生・倫理」をテーマに、テーマに応じた動画を視聴し、各テーマの内容を深めることにした。そして、各テーマについて、学生がどのように関心を持ち、その内容を深めたかを調査した。回答は4者択一で、4点満点で数値化した。主要な質問の結果を示すと、動画の内容に関心を持ちましたか、子ども 3.6、看護 3.2； 命について考える機会になりましたか、子ども 3.6； 看護 3.6、生きる権利について考える機会となりましたか、子ども 3.5、看護 3.4、と、高い評価が得られた。このような結果からこれまで以上に関心をもって学習できたことが明らかになった。このような新しいスタイルの学習が、先に示した「現代と女性」の授業評価の向上に寄与したものと考えている。

後期には、対面での授業が可能になったが、全学の学生教員が一堂に会するという基本的な授業形態をとれず、対面授業においても、グループ毎で行う方式が基本となった。後期の1回目は、子ども教育学科と看護学科の組み合わせによる、両学科交流会として実施した。それぞれの学科での授業や学生生活を分かち合うよい機会となった。

建学の精神については、教授会、学科会議、各種委員会などにおいて、常に確認し、先に示したように、学生による授業評価をはじめ、現状を分析し、どのように学生に伝わり、どのように学生教育に活かされているのか、不十分な点がないかなど、点検を行っている。平成27年度には、担任が建学の精神に基づいた一致した指導ができるよう、「担任の心得」と「グループ担任用年間学生指導概要」を改定し周知徹底した（備付-27）。過去においても「担任の心得」と「グループ担任用年間学生指導概要」は作成されていたが、現実的には長年勤続の担任による経験に基づいた指導を行っていた。近年両学科ともに新任教員が増加してきたこともあり、改めて会議を重ねて内容について検討し意思の疎通を図ったことで、一致した指導体制を構築することができた。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等を実施し、

地域社会の地方公共団体、企業等、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携した活動を行っている。教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域にも貢献している。詳細は、以下の通りである。

(1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

1. 本学は、学則第 16 章第 51 条「本学は、社会人の生涯学習の促進ならびに地域文化の向上発展に寄与するため、公開講座を開設することができる」の規定にもとづき、教育・研究内容の地域社会への還元を目指した公開講座を実施している。（提出-1）
2. 令和元年度に実施した「公開講座」は、学内機関である児童教育研究所主催の 1 講座、生命環境総合研究所主催の 1 講座、及び園芸療法講座としての 1 講座の計 3 講座である。実施内容は次のとおりである。第 1 回（10 月 18 日（金））「看護教育におけるシミュレーション教育」《講師：韓国 元蔚山大学看護学部教授・Kim Soo Ok 氏、鳥取大学医学部保健学科 成人・老年看護学講座教授・山本美輪氏》、第 2 回（11 月 16 日（土））「認知症予防と園芸療法」《講師：アメリカ園芸療法協会 正園芸療法士・西野憲史氏》、第 3 回（12 月 14 日（土））「子どもの育ちと大人の役割―子どもの育ちを支えるかかわりとは―」《講師：臨床心理士・木南千枝氏》 会場は第 1 回と第 2 回が本学鶴見キャンパス、第 3 回が本学城東キャンパスであった。参加者は第 1 回 105 名、第 2 回 2 回 18 名、第 3 回 50 名であり、講師への質疑も活発に行われた。

令和 2 年度に実施した「公開講座」は 2 講座であり、各実施内容は次のとおりである。第 1 回（令和 2 年 12 月 12 日（土））園芸療法講座「日本庭園にみる自然への想い」《講師：京都芸術大学教授・尼崎博正氏、コーディネート：アメリカ園芸療法協会認定園芸療法士 HTR・寺田裕美子氏》（備付-28、29）、第 2 回（令和 3 年 2 月 2 日）「看護教育におけるシミュレーション教育」《講師：韓国 元蔚山大学看護学部教授・Kim Soo Ok 氏、座長：香川大学医学部看護学科老年看護学講座教授・山本美輪氏》。令和 2 年度はコロナ禍という状況を考慮し、2 講座とも Zoom によるオンライン開催とした。オンラインでの公開講座に、本来なら参加が困難な遠方の方の参加もあり、オンラインでの開催による新たな意義が見いだされた。参加者は第 1 回 27 名、第 2 回 10 名であり、講師への質疑も活発に行われた。なお当初、児童教育研究所講座として、12 月に臨床心理士の木南千枝先生を講師にお迎えし、「子どもの育ちと大人の役割～子どもが輝く魔法の関わりとは～」のテーマで講座の準備を進めていたが、その後新型コロナウイルス感染症に係る大阪モデルの赤信号を受け、開催中止のやむなきに至った。中止となった講座は、次年度以降に開催したいと考えている（備付-11、12）。

3. 本学の児童教育研究所主催で地域の生涯学習ニーズに応えるための社会教育や幼児教育関係の「公開講座」の開催、保育所・幼稚園・小学校の教職員を対象にした「保育研修会」と「保育を考える会」を開催している。令和元年

度において、「保育研修会」では、「マットを使った運動遊び」をテーマに研修会を実施した。子どもの年齢、発達、人数に合わせて様々な形態で遊びが提示され、参加者は実践を通して子どもたちの気持ちを体感する時間となった（参加者 17 名）。また、「保育を考える会」においては、「モンテッソーリ教育を考える保育」をテーマに、モンテッソーリ教育の基本となる考え方や教育の目的、実践事例の講義を行った。子どもの内面の喜びを積み重ねることのできる日常の連続こそが自らの育ちであることの重要性を再認識する機会となった（参加者 52 名）（備付-11）。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛などの環境下にあったため開催に至らなかった。

4. 児童教育研究所主催で教育相談「のぼら」を実施している。電話相談と来所相談があり、令和元年度は合計 29 件（幼児対象 24 件、児童・生徒対象 5 件）の子育て、学校教育（学習、不登校）についての相談があった。

令和 2 年度は電話相談 0 件、来所相談 11 件であった。来所相談の内訳は、幼児対象 1 件、児童対象 3 件、それぞれ子育て・発達上の問題に関する相談があった。教育相談件数においてもコロナ禍の状況にあるため例年に比較して少数であった（備付-30、31）。

5. 主として建学の精神を学ぶ授業である「現代と女性」を一般に公開し、「正規授業の開放」を行っている。令和元年度には、カトリック大阪大司教区・パウロ酒井俊弘補佐司教による講演「細川ガラシャの和と洋、忠と義」、関西クラリネット四重奏団による「公開芸術公演」、本学音楽教員による公開公演「ジョイント・コンサート」の 3 講演を公開した（備付-11）。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、公開プログラムは実施しなかった。

6. リカレント教育として実施している「教員免許状更新講習」は、平成 21 年度 of 教育職員免許法の成立に基づき導入されて以来、選択領域 18 時間の「野外活動」を実施してきた。保育士資格にかかる「特例講座」は時限立法ということもあり希望者数も落ちてきたので、令和元年度より、卒業生や近隣地域の教員の要望に応え、選択領域「野外活動」18 時間に加え、必修領域（6 時間）「教育の最新事情」、選択必修領域（6 時間）「学校教育を巡る近年の状況変化と危機管理上の課題」、選択領域（18 時間）「音図体実践力アップ講座（幼稚園・小学校）」を実施した。幼稚園、小学校教育に特化した講座の開設が全国的に少なく、令和元年度は 218 名の申し込みがあり、抽選により 100 名の受講生を受け入れ、地域の教育・保育、行政に貢献した（参加者；延べ 313 名）。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策を万全に行い、対面による講座を実施。幼稚園、小学校教育に特化した講座の開設が全国的に少ないため応募は多く、抽選により 73 名の受講生を受け入れ、地域の教育・保育、行政に貢献した（参加者；延べ 193 名）（備付-32、33）。

7. 地域貢献事業として、短期大学音楽研究室教員による「ピアノ教室」を行っている。2009 年度発足当時は併設幼稚園児のみに対する取り組みであったが、そ

の子どもたちが成長するにつれ地域の園児、児童、生徒にも門戸を広げ、短期大学が持つ教育力を地域社会に還元している（備付-34）。

8. 正課授業の開放としての取り組みとしては、子ども教育学科においては「子どもの世界」、看護学科においては「医療看護入門」の科目を高大連携の一環として併設高校生に開放しキャリアについての意識を高め、単位取得も可能としている（備付-35）。また 2010 年度以来、幼児教育を目指す併設高校生に対して、教育・保育現場で必須の技術となるピアノ実技の指導を、音楽研究室教員が行っている（備付-35）。

（2）地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

1. 大阪市教育振興基本計画に基づく、各種振興対策の一環として、市民が協働する仕組みづくりを生涯学習の支援、特に学校サポート改革関連事業についての計画立案のための「城東区教育会議」の学識経験者関係構成委員として本学学長が参加し、設置された平成 28 年度以降、委員会議員として協力している。
2. 公開講座は、大阪市城東区・鶴見区・旭区の協力を得て実施している（備付-11）。また、例年、地域連携講座として大阪市鶴見区内において、同保健福祉課（子育て支援室）の下で親子参加型講習会が実施されており、講師を本学教員が担当し、毎回 15 組の未就学児親子を対象に子育て支援講習を行っている。

令和 2 年度も例年どおり鶴見区保健福祉課（子育て支援室）と連携をはかりながら 3 講座を予定して準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、中止となった。

3. 大阪市城東区役所と学校法人大阪信愛女学院が連携協力に関する協定を平成 24 年に締結して、城東区民が健康で安心して心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とした取り組みを進めている（備付-6、13）。その中で、生涯学習、地域の文化の振興に関すること、区民の健康福祉の向上に関すること、地域コミュニティ・まちづくりの推進に関することなど、多方面にわたりサポートしている。継続的な取組としては、大阪府・市が後援している「音楽の祭日」という事業について、平成 24 年以来毎年、城東区とともに「音楽の祭日 in 城東区」として「チャペルコンサート」を学院生涯学習センター・短期大学公開講座委員会が主催している。
4. 大阪府中央区と学校法人大阪信愛女学院が今後連携協力に関する協定を締結して、中央区の区民の教育、生涯学習、地域の文化の振興、健康福祉の向上等を推進することを前提に、連携協力出来るところから進めることになり、具体的な内容を検討する中、子育て支援の取組から始めることになった。令和 2 年度は中央区（保健福祉課）から以下の依頼があり、協力した。9月3日、中央区役所 子育てサークルの主催者、要保護児童協議会専門部会メンバーを対象に本学精神看護学担当教授の小坂やすこ先生が「精神疾患等を抱えた保護者への関わり方や支援の方法」について講演を行った。また、未就学児

とその保護者を対象とした「子育て講座」の開催に向け、講師に臨床心理士・木南千枝先生をお迎えし準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症に係る大阪モデルの赤信号を受け、中止のやむなきに至った。

これまでの本学院と中央区との連携実績に基づき、令和3年3月9日に、本学院において協定が結ばれた。(備付-8、9、13)。

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

1. 学生課による推進支援

例年、大阪府の鶴見警察署・城東警察署が実施する地域の防犯啓発活動に協力してボランティア活動、近隣校のすみれ小学校での「すみれカーニバル」への参加、城東区役所アイラブ城北川実行委員会主催の城東区キャンドルナイト in 城北川への参加、幼児歌遊び研究会が行っているボランティア活動などを行っている(備付-19)。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のために実施することができなかった。

唯一行った支援活動は、年末に釜ヶ崎路上生活者越冬支援のため、学生・教職員のボランティアによる日用品や冬物衣料などを持ち寄り、釜ヶ崎へ届ける活動であった。「一握りのお米運動」を学生に呼びかけ、集まったお米を炊き出しに利用してもらった(備付-19)。

2. 学生による募金活動

OSAC(大阪信愛委員会)の募金活動として、カンボジア募金、赤い羽根共同募金などを行っている(備付-18)。特に12月の宗教行事「クリスマスミサ」では、クリスマス献金を実施。設立母体となった修道会に寄付し、アフリカ・チャドやカンボジアでの奉仕活動に役立てていただいている。

3. 学科による啓発と実践

授業科目「現代と女性Ⅰ・Ⅱ」において、ボランティアと地域貢献の意識を高めるために、子ども教育学科は城東区内で、看護学科は鶴見区内で清掃活動(年1回)を行った(提出-17)(備付-36)。

※＜クラブ活動＞「愛の一粒会」

昭和37年に創部され、50年以上奉仕活動を続けてきた。平成15年には厚生労働大臣賞を受賞した。毎週土曜日に児童養護施設「聖家族の家」を訪問し、お姉さん役として家庭に恵まれていない子どもたちの遊び相手・相談相手などが主な活動内容であった。伝統あるクラブであったが、残念ながら後継者がいなく、現在休部状態になっている(備付-37)。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学は、建学の精神に示されるキリスト教的人間観に基づき、学生の心を育てる教育を基盤とし、専門職者である教育者・保育者、看護者を養成し、社会で評価されてきた。これには、心を育てるために準備された授業科目と共に、全教職員が一丸となって、授業にとどまらずあらゆる学生生活の中で、学生との間の人間的な関わりが基

礎となっている。学生の人間形成には、あらゆる学生生活の局面において対応する教職員一人ひとりの人格が大きく影響を与えるのであり、学生教育の主要かつ重大な要素となると考える。

建学の精神に基づく学生への心の教育を充実させるためには、教職員採用時の建学の精神とそれに基づく教育への理解、学生教育に当たる上での心の在り方を中心とする人格的な部分の確認と入職後の定期的な教職員教育の重要性があり、本学の基幹をなすものの一つである。本学では、研修会などの実施だけでなくあらゆる機会において、教職員間での建学の精神の共有と教育力向上を図っている。

教職員の建学の精神に対する理解を深めるために、教職員を対象とした信愛教育研修会の充実はもとより、様々なところで建学の精神に基づく教育を意識して、教育や学生指導にあたることが重要であると考え。そのような成果について実践報告会を行うことが今後の課題と考えている。

研究についても、建学の精神に基づく教育の在り方や効果的な授業の在り方などを探求するような、身近なところでの研究が今後重要になってくると考え、推奨してきた。ここ数年、短期大学紀要や生命環境総合研究所発行の論文集人と環境、児童教育研究所発行の所報にはそのような研究成果が多数掲載されるようになり、成果が上がっている。今後さらに発展していくことが期待される。

教育者や保育者として子どもの成長に携わる「子ども教育学科」の学生、そして病に苦しむ人の看護に従事する「看護学科」の学生が歩もうとする道程において、未来に希望を持つ子どもたちや病気で苦しむ人々を精神的に支える心を、学生自らの内に育むためには、本学の建学の精神に基づく心を育てる教育が重要な役割を果たすことは論を待たない。現状でよい評価が得られたとしても、常に新しいアプローチも試みることが大切と考える。

その一部を担う科目が「現代と女性」である。「現代と女性」では、新しいプログラムを入れるなど毎年授業改善を行ってきた。その結果、授業評価もある程度高くなっている。看護学科においては、平成 26 年度に専門看護師講演会において著名なキリスト教系病院である淀川キリスト教病院（大阪市東淀川区）より講師を招くことができ、キリスト教の教えに基づく教育の充実に大きく寄与した。この企画は、27 年度、28 年度まで継続し、平成 29 年度には基礎看護学実習の受け入れも実現し、さらにキリスト教的教育の充実に寄与した。その他、学科の特色を活かすことも含め、建学の精神をより身近に感じられる魅力的と思われるプログラムも取り入れてきた。

令和 2 年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前期はすべてオンラインでの授業、後期も大部分がオンラインの授業となった。そのため、大幅なプログラム変更を行ったが、結果としては、授業評価も高く、新たな試みが功を奏したことになった。

今後は、発想の転換も含め、建学の精神に基づく教育について様々な視点から捉え、実践していきたい。

なお、建学の精神が学生、教職員にどの程度理解され、浸透しているか、現在の学生による授業評価では、十分な状況を把握できているとはいえないので、建学の精神の理解や浸透を確認するために新しい評価法の検討が必要である。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1. 学則、 2. 学生便覧【令和 2（2020）年度】pp.2-4,17-33, p.38,p.43、
8. ウェブサイト「情報公開」教育情報、9. 令和 2（2020）年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、10. 令和 3（2021）年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、16. 令和 2（2020）年度シラバス、19. 看護学科実習要綱、22. 演奏会・表現フェスタ資料、23. 看護研究発表会資料、24. 基礎看護学実習発表会資料、20. 戴帽式資料、25. ウェブサイト「三つのポリシー」

備付資料 38. 新入生オリエンテーション資料、24. フレッシュマンキャンプ資料、39. 就職先へのアンケート調査資料、14. 短大祭資料、40. 教授会議事録、41. 学科会議議事録、42. 点検評価委員会議事録

備付資料・規程集 40. GPA 規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、「カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きること」を建学の精神とし、「一つの心、一つの魂」を学院標語とし、教育実践の具体的な内容として「信愛教育 5 つの柱」を掲げ、信愛教育の根幹としている。また、建学の精神及び建学の精神に基づく教育を柱に本学の目的、子ども教育学科及び看護学科の目的を立てている（提出-1、2 pp.2-3、8、9、10）。

子ども教育学科においては、建学の精神に則り、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身につけた、心豊かな保育者・教育者、看護学科においては、建学の精神に則り、幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護が提供出来る看護師を育成することを目的としている。

建学の精神に基づく子ども教育学科、看護学科の目的は確立されたものであり、この目的に従って教育実践を行っている。教育実践による学習成果は、それぞれの学科の目的を達成することによって得られるものであり、明確にされている。

学科の目的、学習の成果は、学則に明記され、学生便覧、大学案内、ウェブサイト、看護学科実習要綱などを通じて公表し、オープンキャンパス、高校訪問、出前授業、進学ガイダンスなどで明確な説明を行っている。学生には、入学後にオリエンテーションガイダンスにおいて、建学の精神に基づく教育の目的・目標について、学科長などから説明を行い（備付-38）、また、「現代と女性」や入学後間もないフレッシュマン

キャンプなどにおいて、意識を高めるためのプログラムを実施している（備付-24）。

新学期が始まるにあたり、教育目的・目標に沿った教育実践がなされているかどうか自己点検・評価を行い、新年度をスタートさせている。また、課題が生じたときには適宜、当該年度または次年度の教育改革、教育実践に活かせるように検討し、改善策を立てている。

平成 25 年度に短期大学のディプロマポリシー、学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを定め、平成 26 年度に履修系統図、カリキュラムマップを作成し、学科の目的達成のための授業科目の位置づけを明確に示すことができた。平成 27 年度は学科のディプロマポリシーに具体的な内容を取り入れ、より明確にした。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかどうかについては、就職部で就職先にアンケート調査を行い、その結果を学科会議等で確認し必要な教育改善につなげている。平成 25 年に行った調査では本学卒業生が備えている特質とやや欠けている点が明確になり、その後の学生指導に活かしてきた。看護学科では、平成 29 年 8 月に卒業生が就職した 104 病院にアンケート調査を行い看護師に必要な資質が本学のカトリック教育によって養われているとの結果を得た。

詳細は後述するが（基準 II-A-8）、令和 2 年度 12 月に両学科においてアンケート調査を行い、同様の結果を得ている（備付-39）。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

短期大学としての学習成果は建学の精神に基づき定められたものであり、子ども教育学科及び看護学科の学習成果は、共に学科の目的において建学の精神に基づくものとして明確に示されている。個々の授業科目の学習成果については、学科の目的に基づき、それぞれの授業科目の特性に応じて学習成果が定められ、シラバスに記載されている。

学習の成果は、学生便覧、シラバス、ウェブサイト、看護学科実習要綱などを通じて学内外に公表している（提出-2 pp.3,17-33、8、16、19）。

学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検し、改善すべき点がある場合は速やかに対応している。

<子ども教育学科>

建学の精神に基づく子ども教育学科の学習成果は、将来、教育・保育を通して社会

に貢献できる女性に育つことである。児童期・乳幼児期の教育・保育の重要性を認識するとともに、現代社会で求められる国際的な教養、豊かな人間性を備えた女性となることとしており、学生便覧その他ウェブサイトなどに明記されている。学科の目的に従い、カリキュラムポリシーを定め、それらに基づいて、カリキュラムを構成し、それぞれの授業科目の特性に応じて学習成果を定め、シラバスに記載している。学習の成果は、＜S（秀）・A（優）・B（良）・C（可）・F（不可）＞の5段階に分けて評価し、評価の方法としては、最終試験だけでなく、平常の学習状況、小テスト、レポートなどを総合して行うことを、シラバスに明記している。また、学習成果の判断基準となる就職状況、資格・免許の取得状況、実習園・就職先の評価などに関しては、小規模校の特性を活かし、各担当部署から学科会議において全教員に逐次報告がなされるとともに、問題点に関して共通理解がなされている。学習成果の公表については、演奏会・表現フェスタ（提出・22）、楓祭(短大祭)（備付・14）などで発表されており、外部にも公開されている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のために、それらの発表会、行事等は学内WEB動画開催等への変更を余儀なくされた。従来とは異なるかたちでの実施であったが、目的は達成でき、教育効果は認められた。

＜看護学科＞

看護学科の学習成果は、建学の精神に基づく教育において、幅広い教養と豊かな人間性を備え患者の視点に立った看護を提供できる看護師に育つことであり、学科の目的に明確に示されている。学科の目的に従い、カリキュラムポリシーを定め、それらに基づいて、カリキュラムを構成し、それぞれの授業科目の特性に応じて学習成果を定め、シラバスに記載している。学習の成果は、＜S（秀）・A（優）・B（良）・C（可）・F（不可）＞の5段階に分けて評価し、評価の方法としては、最終試験だけでなく、平常の学習状況、小テスト、レポートなどを総合して行うことを、シラバスに明記している。一般に講義科目では、最終試験70点、授業中の学習状況・課題学習30点とし、演習や実習の授業科目では、科目の特性にあわせて設定している。5段階評価を行う上で、明確な評価をするためには、質的・量的な指標に基づくことが望まれる。すなわち、評価項目を細かく定め、それらを点数化することにより、より適切な評価がなされと考えられ、演習科目や実習科目などでは、そのような評価がなされている。学習成果の公表の機会としては、看護研究発表会（提出・23）、基礎看護学実習Ⅰ及びⅡにおける発表会（提出・24）、戴帽式（提出・20）があり、外部にも公開している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のために、看護研究発表会はゼミ単位（2名から10名）で行い、人数の少ないゼミでは合同で行った。基礎看護学実習Ⅰ及びⅡにおける発表会もグループに分かれて実施した。戴帽式は中止した。しかし、少人数での実施はより内容を深める上などにおいて効果的であり、目的は達したと考えている。学習成果が反映される資格取得および就職、就職先の評価などに関しては、各担当部署からの報告も含め学科会議において全教員に報告がなされ、教育改善に活かしている。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

平成 25 年度に短期大学の三つの方針、ディプロマポリシー、学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定め、改定も行ってきた。これらは、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの三つの方針をすべて密接に関連させ、一体的に策定したものである。

またこれらの内容は、学科会議や教授会で議論したものを、点検評価委員会で検討しまとめ、それらを学科会議や教授会で議論し、最終的に教授会で承認を得るかたちで策定、また改善している（備付-40、41、42）。

ディプロマポリシーは、建学の精神に基づき、大学の目的、学科の目的が定められ、これに基づいて、卒業が認定され学位が授与されることを定めたものである。大学の目的、学科の目的が達成されるために必要な教育の骨子がカリキュラムポリシーに、定められ、本学が目指す教育を受けるうえで必要な素養をもった学生を受け入れるための方針として定めたものがアドミッションポリシーとなり、このような教育体制が密接な関連性をもって実践されるように定めている。

ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの関連性がわかるようにしたものとして、履修系統図、カリキュラムマップを作成し、学生便覧に添付し、履修ガイダンスや、各授業科目において活用している（提出-2 pp2-3,27,33）。

三つの方針については、ホームページ、学生便覧などにおいて示し、学内外に公表している（提出-2 pp2-4、25）。

＜テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題＞

建学の精神に基づく両学科の目的は確立しているが、再確認は常に行い、一方、目的達成のための教育については、毎年点検・評価し、改善していく必要がある。子ども教育学科が目的とする保育者・教育者、看護学科が目的とする看護師について、どのような人物像を目標としているのか、そのためにどのような教育を行っているのか、学生にわかりやすく説明し、学生が目標を明確にして学習に取り組めることが重要である。

短期大学のディプロマポリシー、学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを定めたが、履修系統図、カリキュラムマップを作成したことによりカリキュラムに対する学生の理解が容易になり、教育目的や学習の流れと到達目標も明確に理解できるようになった。さらに、各科目においてもシラバスなどで具体的な科目間の関係

を示すことで、さらに理解が深まると考える。

令和2年度では、「現代と女性」のプログラムとして学長講話及び学科長講話を行い、入学時のオリエンテーションガイダンスや学年最初のガイダンスを踏まえて、学生に対してより具体的に建学の精神と学科の教育、その目標についてわかり易く示すことができた。

学習成果は「学科の目的」に示し、各授業科目についてはシラバスに定めている。より具体的には、担当教員が詳細を学生に示し、最終評価することになっている。しかし、学生がどこまで学習の成果を上げ、足りない部分は何かなど明確に把握できるようにするためには、今後、学習成果とその評価についてもより具体的に示す必要がある。演習科目や実習科目の多くは、学習の成果としての達成目標を具体的に設定し、評価を質的・量的に可視化し、明確に示すことができるようにしているが、講義科目についても、様々な課題を課し、同様に評価する方向に進みつつある。特にオンラインでの授業では、原則毎回課題を課して基本的な学習の実施を確認できるようにしているので、改善が進むと考えられる。

学習の評価は、平成26年度より5段階評価＜S 秀（90点以上）A 優（80点以上 90点未満）・B 良（70点以上 80点未満）・C 可（60点以上 70点未満）・F 不可（60点未満）＞にし、平成30年度にはその5段階評価を基にした「大阪信愛学院短期大学 GPA 規程」（提出・2 pp.38,43）（備付・規程集 40）を策定し、学習成果を総合的に判断する指標として明確化した。さらに今後は、基本的には各点数も併記することを検討中である。

第三者評価・評価委員からの提言を受け平成27年度にディプロマポリシーの改訂を行ったが、平成28年3月31日に中央教育審議会分科会大学教育部会から出された『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』に即してポリシー全体を再構築して具体化を図っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 26. 自己点検・評価規程

備付資料 43. 2018 年度自己点検・評価報告書、44. 2019 年度自己点検・評価報告書、45. 2020 年度自己点検・評価報告書、46. ウェブサイト「11. 自己点検・評価報告書」、47. 併設高校からの意見聴取資料、48. 外部団体からの意見聴取資料、42. 点検評価委員会議事録、49. 学務分掌、25. 授業評価資料、50. 授業参観資料、51. 授業改善計画資料、52. 子ども教育学科履修カルテ資料、53. 子ども教育学科社会人特別入試資料、40. 教授会議事録、41. 学科会議議事録、54. 委員会議事録、55. 成績評価資料、56. 免許・資格取得一覧表、57. 就職状況資料、58. 令和 2 年度 個人別進路状況一覧表、59. 令和元年度 個人別進路状況一覧表、60. 平成 30 年度 個人別進路状況一覧表、61. 入学時期待度調査資料、62. 卒業時満足度調査資料

備付資料-規程集 1. 教授会規程、2. 学位規程、17. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 規程、34. シラバス規程、35. 授業評価規程、36. スタッフ・ディベロップメント (SD) 規程、37. インスティテューショナル・リサーチ (IR) 部門規程、39. 研究倫理規準、40. GPA 規程、41. 学生教育サポートスタッフ規程

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。本学では、自己点検・評価のための規程「自己点検・評価規程」を設け、自己点検・評価のための組織として「点検評価委員会」を設置している（提出-26）。自己点検・評価は毎年行い、年度の初めに点検評価委員会が自己点検評価についての方針を出し、教職員が積極的に自己点検・評価を行うことを促している（備付-42）。

点検評価委員会は、子ども教育学科長、看護学科長、教務部長を含めた委員で構成され、学務分掌において明示されている（備付-49）。点検評価委員会が自己点検・評価の担当項目を決め、主担者を決めている。評価の結果は、全員に周知され各学科、各部署においてその結果を活かすべく、会議を開き問題点、課題の解決に努力してい

る。自己点検・評価の結果は、毎年まとめ、自己点検・評価報告書として出版・公開している。まとめるにあたっては、全教職員が関わり、点検評価委員会で完成させている（備付-43、44、45、46）。

自己点検・評価においては、自己点検・評価規程第4条5に規定しているとおおり、学外からの意見も取り入れている。毎年、本学院併設の高等学校の校長、教頭、3年生学年主任・担任との会合を持ち、意見交換を行っている。また高大連携の関係で、併設高等学校と意見交換を行っている（備付-47）。

平成 25 年度の自己点検・評価について、平成 26 年度に短期大学基準協会による 2 回目の第三者評価を受け、「適格」と判定された。その中で評価委員からの提言として何点かの改善を要する指摘を受けた。それらの改善点も含めて次のような改革、改良に努めてきた。履修系統図・カリキュラムマップ作成（平成 26 年度）、5 段階成績評価（平成 26 年度）、G P A 導入（平成 26 年度）、キャップ制導入（平成 26 年度）、入学時期待度調査の実施（平成 27 年度）、学科のディプロマポリシーの改訂（平成 27 年度）、子ども教育学科のアドミッションポリシーの改訂（平成 27 年度）。

平成 28 年度には本短期大学全体の教学マネジメントの道筋を明確化するために、根幹となる教授会規程、FD 規程、SD 規程、IR 部門規程、シラバス規程、授業評価規程の 6 規程を改定、新設した。特に諸データの統合的分析、情報提供助言等を行えるよう「IR 部門規程」を新設したことにより、時代の要求に応じた具体的な大学改革に取り組んでいける体制が整った（備付-規程集 1,17,34,35,36,37）。

平成 29 年度には本学における研究倫理を明確にするために、研究倫理規準を設けると共に、研究倫理審査規程の改定に向けて検討を重ね、平成 30 年 4 月 1 日改定施行することとなり、学内外における教育研究活動を支える基盤が強固になった。

平成 30 年度には、既に行ってきたことではあるが、点検・評価がディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを踏まえて行われるものであることと、自己点検・評価に際しては学外（地域社会や産業界等）や学生代表者等の参画を依頼することについても「自己点検・評価規程」に明文化した。また、IR 部門担当者のうち毎年 1 名以上が外部研修会等を受講することも「IR 部門規程」の中に盛り込んだ。

大学教育の質の向上、また学生が身に付けた能力等を客観的に可視化するために、アセスメントポリシーを策定し、GPA 規程を新設した。教育・研究等の諸活動の一層の向上を図るために、教員評価規程を新設し、ティーチングポートフォリオを含む教育研究等活動報告書を毎年蓄積していくこととした。その研究活動を支えるために懸案であった研究倫理規準も策定した（備付-規程集 39,40）。

また、これまでも学生会活動等で実質的には行なわれてきたが、学生を本学の教育を推進する上でのサポートスタッフ（学生教育サポートスタッフ、SESS）として任命し、研修を行った上で必要な役割を与えるなど、活用するために、学生教育サポートスタッフ規程を新設した（備付-規程集 41）。

以上の様々な大学改革を広く一般にも知らせ、また学生の学修意欲向上にも寄与

査定の手法を定期的に点検しているかについては、点検評価委員会及び情報委員会 IR 部門において適宜検討し改革を行っている。その一環として、平成 30 年度より学習成果（単位認定状況）、GPA 分布等を学内外に公表し学生の学習成果向上に資する仕組みを作った（提出-8）。国や社会から「高等教育の質の保証」が問われる中、教育課程に基づいた総合的な教育の取り組みを通じて他大学と異なる特徴を出し、本学の教育の保証をしている。教育の質の保証の基本方針は、卒業後のキャリアに直結する「幼児基礎教育力・基礎看護力」と「基礎的人間力」の養成である。また、近年における短大教育の狙いは、ファーストステージにおける学びを通して、卒業後のキャリアを自ら切り拓くことができる能力を学生に身につけさせるところにある。一方、本学では以前より社会人学生を積極的に受け入れている。これは地域の高等教育機関の責務であるとともに、社会人学生の社会的経験と社会人としての良識を社会経験のない学生たちに良い影響を与え、「基礎的人間力」を育てる一助とすることを目的としたものである。さらに子ども教育学科においては、厚生労働省の「待機児童解消加速化プラン」に応え保育士不足解消に寄与すべく、平成 28 年度より社会人特別入試制度を設け、地元城東区からも広報等の協力も得て、約 1 割の学生がこの制度により入学した（備付-53）。

教育の向上・充実のための P D C A（PLAN・DO・CHECK・ACTION）サイクルを有している。教育力を向上させ、学生の「短期大学士力」を保証するために、教育の質保証に向けた取り組みを全学的かつ組織的に実践し、教育内容の改善と充実を図っている。教育の質保証マネジメント（P D C A）は次の通りである。

- （ア）PLAN(計画) 「教育目標」「カリキュラムの編成」「教員の配置」「シラバス」「教育情報の公開」など
- （イ）DO(実行) 「授業」「臨地実習」「教育保育実習」「初年次教育」「キャリア支援」「情報通信技術の導入」「海外研修（カナダ・カンボジア）」など
- （ウ）CHECK(検証) 「学生による授業評価」「教員による授業参観」「学習成果の分析」「進路調査」「入学時期期待度・卒業時満足度調査」「学生生活調査」「授業改善に関わる教員意識調査」「自己点検・評価」など
- （エ）ACTION(改善) 「教授会」「点検評価委員会」「F D 委員会」「学科会議」「教務委員会」「カリキュラム委員会」「実習委員会」「各種委員会」など

上記について、教授会の議を経て推進している。巨視的・微視的に見て、大きなサイクルでは、子ども教育学科と看護学科を擁した短大であるので、P（計画）は学則の「目的」・ディプロマポリシーに掲げられているとおり本学における教育計画は明確である。D（実施・実行）については、教育目的・カリキュラムポリシーに添って教育課程が生まれ日々授業を行い、学生指導・教育を行っている。C（点検・評価）については、点検評価委員会・F D 委員会を中心に情報委員会（IR 部門）から上がってくる具体的データを基に継続して行い、A（処置・改善）については、C（点検・評価）において浮かび上がってきた問題点を各部署、各委員会に下ろして継続して行っ

ている。小さいサイクルとしては、4 部署、11 委員会、看護学科においてはそれに加えて5 委員会、子ども教育学科においても3 委員会が適宜会議を行い教育の向上・充実のための計画（P）を立て、学科会議などに提案し各教員への意思徹底を図って実施・実行（D）し、再び各部署や学科会議などで点検・評価（C）を行って処置・改善（A）を行っている。（備付-40、41、54）

以上のように、本学は小規模短期大学であるので意思徹底が容易であり、動きが速いので、PDCAサイクルが有効に機能しているといえる。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令順守に努めている。看護学科の教育内容は、学校教育法、短期大学設置基準等に加え、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条三項に定める教育内容を満たしたものである。子ども教育学科の教育内容は、平成 29 年教育職員免許法と指定保育士養成課程改訂を受けて、改変・充実に向けてカリキュラム検討委員会を中心として、学科全体や専門分野間の話し合いを重ね、令和元年度入学生からのカリキュラムを充実させた。

以下、両学科において、教育の質がどの程度保証されているのかを検討する上での現状を見る（備付-55、25、56、57、58、59、60、61、62）。

<子ども教育学科>

授業科目の成績評価について、令和元年度入学生は、
基礎科目 S（29.3%）、A（28.8%）、B（20.2%）、C（17.6%）、不合格等（4.1%）
専門科目 S（17.3%）、A（33.3%）、B（25.7%）、C（18.1%）、不合格等（5.6%）
教職科目 S（26.3%）、A（29.7%）、B（22.5%）、C（16.0%）、不合格等（5.5%）

令和 2 年度入学生は、
基礎科目 S（24.6%）、A（39.7%）、B（29.4%）、C（5.8%）、不合格等（0.6%）
専門科目 S（22.5%）、A（33.6%）、B（28.0%）、C（14.0%）、不合格等（2.0%）
教職科目 S（33.5%）、A（28.5%）、B（23.0%）、C（13.4%）、不合格等（1.6%）

であった。S+A の評価でみると、令和 2 年度入学生の方が顕著に上昇している。子ども教育学科全体でみると、基礎科目においては S+A の合計が平成 27 年度は 49.7%であったのに対し、平成 28 年度は 57.2%、平成 29 年度は 58.2%、平成 30 年度は 57.0%、令和元年度は 54.1%であるが、令和 2 年度は 67.0%と上昇している。教職科目においても令和元年度 54.0%から令和 2 年度 56.5%へ、専門科目では令和元年度 54.0%から令和 2 年度 55.5%へと上昇している（備付-55）。

令和 2 年度のこの特に基礎科目における顕著な成績上昇には、新型コロナウイルス感染症拡大によりオンライン授業が多くなったことが関係していると思われる。Webclass による学生個々人の進度に応じた取り組みが可能となり、また課題提出等に対する細やかな指導による習熟度の向上からもたらされた結果ではないかと考えられる。一方、対面授業ができなかったことにより厳密な成績評価が難しかった面もあった。それらも含めた令和 2 年度の経験が、今後の ICT を生かした授業展開に資すると

考える。

学生による授業評価については、各授業科目における 12 質問項目の評価の平均値の全授業科目における平均値を比較してみると、平成 27 年度は 3.9、平成 28 年度は 3.8 であったが、平成 29 年度 4.2、平成 30 年度は 4.1、令和元年度は 4.2 であったが、令和 2 年度は 4.4 でかなり向上した。授業満足度についても同じ数値となっており、令和 2 年度はかなり向上した。平成 29 年度より 4 を超える評価を維持している。この授業に対する評価・満足度の向上は前述の成績にも現れていると思われる。令和 2 年度を前後期で見ると、前期は 4.1 で、後期は 4.6 であった。前期は新型コロナウイルス感染拡大で新学期すぐにオンライン授業になり、初めての経験であり、戸惑いも大きく慣れるまで時間を要したが、後期は対面授業とオンライン授業が交互になり、オンライン授業の方も慣れるとともに内容も充実し、後期の授業評価が向上したと考えられる（備付-25）。

資格取得については、令和 2 年度の卒業生 37 名中資格の取得率は、保育士資格 78%、幼稚園教諭二種免許状 81%、小学校教諭二種免許状 35%、こども音楽療育士資格 16%、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格 2 級 41%、ピアヘルパー資格 8% など、その他も含め複数の免許・資格を取得して卒業している。このように取得可能な免許資格の多い本学科は自己のスキルアップのために努力する学生の要求に応えることができているといえる。教職への就職率は長年、幼稚園・保育所を中心に 100% を維持してきたが、令和 2 年度卒業生においては新型コロナウイルス感染症拡大による就職活動等の変化により 1 名が未定となっている。令和 2 年度も大阪市の教員採用試験に 1 名が合格した。講師登録により卒業後すぐに教壇に立つ者も多い。また大学等への編入学等進学者は 2 名で、いずれも大阪教育大学への編入で、教職の道をさらに深めたいとのことであった。学生の進路選択の個別化に対応できていると考えている（備付-57）。

<看護学科>

授業科目の成績評価については、5 段階評価を導入した平成 26 年度入学生は総合教育科目では、S (15.6%)、A (28.6%)、B (30.4%)、C (17.8%)、不合格 (7.2%)、専門教育科目では、S (12.8%)、A (23.6%)、B (21.3%)、C (21.4%)、不合格 (20.9%) 2 年目の平成 27 年度は S+A の割合がかなり増加した。

平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間を平均してみると、1 回生は、総合教育科目では、S (16.4%)、A (32.3%)、B (28.3%)、C (16.7%)、不合格 (3.5%)、専門教育科目では、S (8.9%)、A (21.6%)、B (27.0%)、C (33.6%)、不合格 (6.2%) であった。2 回生は、総合教育科目では、S (26.7%)、A (29.4%)、B (26.3%)、C (14.6%)、不合格 (1.7%)、専門教育科目では、S (15.3%)、A (22.8%)、B (26.7%)、C (31.3%)、不合格 (2.7%) であった。

表 1 C-1 に令和 2 年度の成績を示す。

令和 2 年度については、1 回生(令和 2 年度入学生)は、総合教育科目では、S (25.2%)、A (40.6%)、B (21.3%)、C (11.8%)、不合格 (0.4%)、専門教育科目では、S (8.5%)、A (20.7%)、B (26.7%)、C (40.6%)、不合格 (2.1%) であった。2

回生（令和元年度入学生）は、総合教育科目では、S（26.7%）、A（29.4%）、B（26.3%）、C（14.6%）、不合格（1.7%）、専門教育科目では、S（15.3%）、A（22.8%）、B（26.7%）、C（31.8%）、不合格（2.7%）であった（備付-55）。

令和2年度については（表 I C-1）、過去3年の平均値に比べ、1学年の S+A の割合は総合教育科目において大きく上昇し、専門教育科目でもやや上昇した。2学年の S+A の割合も専門教育科目において同等であったものの、総合教育科目では大きく上昇した。令和2年度は、4月から6月まではオンライン授業、その後もオンライン授業と対面授業を原則に実施されていた。評価においても、例年と単純に比較できるものではないが、成績から見れば例年程度の教育内容を提供できたと考えられる。

表 I C-1 《看護学科》

《看護学科》

1 年次開講科目	S	A	B	C	F	その他
総合教育科目	25.2 %	40.6 %	21.3 %	11.8 %	0.4 %	0.8 %
専門教育科目	8.5 %	20.7 %	26.7 %	40.6 %	2.1 %	1.4 %
2 年次開講科目	S	A	B	C	F	その他
総合教育科目	44.2 %	32.9 %	11.8 %	4.9 %	0.7 %	5.6 %
専門教育科目	19.3 %	21.7 %	25.7 %	26.2 %	0.7 %	6.4 %
3 年次開講科目	S	A	B	C	F	その他
専門教育科目	5.5 %	36.7 %	41.8 %	15.0 %	0.0 %	0.9 %

学生による授業評価について、各授業科目における12質問項目の評価の平均値の全授業科目における平均値をみたところ、平成25年度3.8、平成26年度3.9で、平成27年度は4.0と評価がさらに上昇し、平成28年度は4.0であったが、平成29年度は3.9、平成30年度では3.8と低下傾向にあり、令和元年度は3.8と変化はなかった。令和2年度は4.3と大きく向上した。授業満足度についても、平成26年度3.9で平成27年度は4.0と上昇した。平成28年度は4.0であったが、平成29年度は3.9、平成30年度では3.8で、低下の状況が示されたが、令和元年度は3.8と変化はなかった。令和2年度は4.3と大きく向上した。令和2年度は、授業評価が向上したが、成績の向上とも関係しているのかもしれない。

令和2年度を前後期で見ると、前期は4.2で、後期は4.4であった。前期は新型コロナウイルス感染拡大で新学期すぐにオンライン授業になり、初めての経験であり、戸惑いも大きく慣れるまで時間を要したが、後期は対面授業とオンライン授業が交互になり、オンライン授業の方も慣れるとともに内容も充実し、後期の授業評価が向上したと考えられる（備付-25）。

学生による期待度調査・満足度調査については、令和2年度卒業生における調査結果は以下の通りである。質問する項目は40項目設け、回答は、＜とてもそう思う、ある程度そう思う、どちらともいえない、あまりそう思わない、ほとんどそう思わない

＞から選ぶ方式で行った。

子ども教育学科の回答数は入学時 34 名、卒業時 36 名で、入学時の期待度の平均値が 69%、卒業時の満足度の平均値が 80%、看護学科の回答数は、入学時 89 名、卒業時 72 名で、入学時の期待度の平均値が 67%、卒業時の満足度の平均値が 73%であった。

子ども教育学科

1. 入学時に期待の高かった項目（86%以上）
 - ①少人数の授業を受けることができる（86%）、卒業時（94%）
 - ①実習が豊富に取り入れられている（86%）、卒業時（83%）
 - ①少人数グループ担任制である（86%）、卒業時（83%）
 - ①専門的な知識を身につけることができる（86%）、卒業時（81%）
2. 入学時に期待していなかったが卒業時によかったと思った項目
 - ①キリスト教について理解を深めることができる（42→81%）
 - ②クラブ・サークル活動が楽しめる（23→60%）
 - ③海外研修に参加する機会がある（21→52%）
3. 入学時に期待していたが卒業時に期待していたほどではなかった項目
 - ①たくさんの友人ができる（83→72%）
 - ②専門的な知識を身につけることができる（86→81%）
 - ②学院食堂が充実している（83→78%）
4. 卒業時に満足度が高かった項目（90%以上）
 - ①少人数の授業を受けることができる（94%）
 - ①自分の人間性を成長させることができる（94%）
 - ③学びたい・興味のある授業がある（92%）
 - ④先生たちは授業への取り組みに熱心である（91%）

看護学科

1. 入学時に期待の高かった項目（90%以上）
 - ①専門的な知識を身につけることができる（95%）卒業時が 88%
 - ②資格・免許に役立つ勉強ができる（94%）卒業時が 83%
 - ③基礎学力を身につけることができる（92%）卒業時が 88%
2. 入学時に期待をしてなかったが卒業時よかったと思った項目
 - ①人間的に尊敬できる先生がいる（52→85%）
 - ②クラブ・サークル活動が楽しめる（10→42%）
 - ③相談相手になってくれる先生と出会える（53→82%）
3. 入学時に期待していたが、卒業時に期待していたほどではなかった項目
 - ①実習が豊富に取り入れられている（86→65%）
 - ②実習に関して十分な指導がある（86→72%）
 - ③看護師になる人のやりがいや考え方を身につけることができる（89→78%）
 - ③演習や実技に使用する教室などの設備が充実している（89→78%）
 - ③資格・免許に役立つ勉強ができる（94→83%）

4. 卒業時に満足度が高かった項目（85%以上）

- ①専門的な知識を身につけることができる（88%）
- ①基礎学力を身につけることができる（88%）
- ③学びたい・興味のある授業がある（85%）
- ③先生たちの授業への取り組みは熱心である（85%）
- ③人間的に尊敬できる先生がいる（85%）

上記の内容については、子ども教育学科と看護学科では少し異なる部分があるが、少人数制や熱心で尊敬できる先生との出会いが評価され、教職員の真摯な教育姿勢が実っていることを示すもので、さらに、子ども教育学科ではキリスト教に理解を深めることができたことについて在学中に関心が高まったことは、本学の建学の精神に基づく教育がよりよく浸透していることを示す結果である。入学時には専門性や資格取得への期待が高いが、卒業時にも満足している結果であった。

（備付-61、62）。

資格取得について、卒業生全員が看護師国家試験受験資格を得て、看護師国家試験を受験している。令和2年度は、受験者81名中65名が合格し（合格率80.2%）、前年度をかなり下回った。国家試験合格率は、平成23年度・看護学科第1期生の81.3%に始まり、年々合格率を上昇させることができた。前年度の不合格要因を分析し、改善に取り組んだ結果であった。平成27年度は、同様に前年度の国家試験対策をさらに充実させることで合格率94.5%まで上昇させることができた。しかし、平成28年度以降は、徐々に合格率が低下している。令和2年度に限ると、新型コロナウイルス感染防止により、臨地実習に変わる学内実習を極力少ない時間数で行って、学生の登学日数を減少させた。それに伴って、国家試験対策講座などをオンラインで開催したものの、これまでと同じような国家試験対策は行えなかった。これとは別に、経済的な必要性からアルバイトをせざるを得ないなどの環境にある学生が増加するなど、学生の学習環境の変化によりこれまで培ってきた国家試験対策の効力が薄れたことが考えられる。低学年から計画的に国家試験対策を行えるようプログラムの再考を始めた。

就職は、例年、ほぼ全員が病院に内定し、大多数が病床数200以上の総合大病院である。その内、50%以上が、大学病院、公的病院（国立・都道府県立・市立、等）である。助産師課程や保健師課程への進学者も少数であるがほぼ毎年いる。平成29年度は2名、平成30年度は1名、令和元年度は2名が助産師学校に進学した。令和2年度は該当者はいなかった（備付-57）。

<テーマ 基準I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価は毎年実施し、報告書も毎年公開している。自己点検・評価にあたり、アセスメントポリシーに基づき、評価を行っている。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法についての課題は、授業評価をする時期が同時であるので、学生は毎時間同じようなアンケートに答えることになり集中力が欠ける場合もある。より正確な査定を行うためには工夫が必要であると考え

る。学生の履修カルテについても各授業科目について細かい自己評価を求めるので、一定時間では困難な面もある。

教育の質の保証については、各教員が主体的に点検し改善を行ってきたが、大学として、学科として具体的な項目を挙げ、改善していくことが望ましい。授業及びその改善を行うにあたっては、教員意識調査から明らかなように基本的にはPDCAサイクルに基づいてなされていると考えているが、具体的にどのようにしているのか、それがよい方法なのかどうかなど、研修会を開催するなどして、教員全体で共有し、改善していく必要がある。

看護学科では、卒業時に看護師国家試験を受験するが、この結果が質の保証の重要要因となる。平成27年度は95%と学科開設以来最も高い合格率に達したが、平成28年度以降、増減はあるものの、下降傾向と判断できる。令和2年度は80%とかなり低下した。毎年国家試験対策の改善を行ってきたが、再度根本的に見直す必要が生じていると考えている。5段階評価における成績において大きな学習低下はみられないが、知識や技術の獲得において問題であるので、改善へ向けての対策が重要な課題である。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮する必要がある。看護学科の3年生は、臨地実習と並行して国家試験対策を行う必要があり、時間的にも体力的にもかなり厳しい状況の中で学習しなければならない。そのような中で、4月に実施する国家試験対策はかなり重要である。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、4月から6月は自宅での学習に切り替わり、予定通りのプログラムが実施できず、その後も順調には進まなかった状況が、大きく影響したと考えられる。

子ども教育・看護教育においては、単に各専門領域の能力を向上させるだけでなく、卒業後のキャリア接続に特化した教育の強化が一層必要である。そのためには、定期的・恒常的な卒後教育が必須である。信愛幼児造形研修会、園芸療法士の会などを実施しているが、今後これらを一層強化する。

関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めていくという点については、平成11年設置基準改正に盛り込まれた「履修科目登録単位数の上限設定」について、本学においても平成26年度から1年間の履修上限単位数を定めた。また、平成20年の学校教育法施行規則の一部改正に盛り込まれた「履修証明制度」についても、社会的ニーズに応えるべく検討を重ねていくことが必要であると考え。平成25年3月29日公布の短期大学設置基準一部変更「授業期間の弾力化」については、これまでも一部集中授業という形で対応してきたが、より多様な授業期間を設定する方が教育効果が上がるかどうか、継続審議が必要である。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、1年間にわたりオンラインでの授業が基本となった。その中で教育の質の保証が大きな課題となった。前期は試行錯誤の状況であったが、後期になると要領がわかるようになり、効果的な授業もできるようになってきた。対面とオンラインの組み合わせによる授業では、それぞれの良さを生かした効果的な授業が期待できることもわかってきた。授業評価では、昨年より高い結果が出ているので、オンライン授業における様々な課題はあるが、目標とする学習の成果は到達できていると考える。

今後、新型コロナウイルス感染拡大が終息したとしても、オンラインでの学習は当分必要であり、オンラインでの授業も取り入れていく必要があると考える。引き続き、対面授業はもとより、オンライン授業の改善と教育の質保証へ向けて検討していく必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回記述した行動計画

教職員の建学の精神に対する理解をさらに深めるために、教職員を対象とした信愛教育研修会開催回数を増やすとともに内容を充実させる。

建学の精神に基づく総合教育科目である「現代と女性」の内容を、学科の特性に応じた内容になるよう工夫・検討する。

「信愛教育 5 つの柱」を中心とする建学の精神に基づく教育を各授業科目の中でどのように展開するのか、教育に反映させる具体案を検討する。

カリキュラムマップ（履修系統図）を作成し、建学の精神がどのような形で教育に関わっているのか視覚化する。

以下、下線部分が前回の行動計画、その下の文が実施状況を示す。

教職員の建学の精神に対する理解をさらに深めるために、教職員を対象とした信愛教育研修会開催回数を増やすとともに内容を充実させる。

教職員に対して建学の精神に対する理解を深めるための研修会として実施しているものは以下のとおりである。

年度始めの学院総合連絡会における理事長講話及び講演、研修会。令和元年度は、日本カトリック学校連合会事務局長の品田典子先生により「新しい息吹を感じてー今カトリック教育がめざす道ー」の演題で講演していただき、講演後研修を行った。令和2年度はコロナ禍にあり、仁川学院小学校、中学校、高等学校校長の大水恵一神父に「カトリック教育について」の演題で講演いただく予定が中止になった。

短期大学教職員研修会研修会。毎年 1 回実施し、各学科においても研修会を行っている。

新任教職員、また勤続 5 年、10 年、20 年、30 年の教職員についての「信愛教育研修」。新任教職員の研修は平成 28 年度から実施し、勤続者の研修は令和元年から実施した。令和2年度は、コロナ禍にあり学内で実施に変更になった。

信愛教育研修会は、大阪信愛学院、熊本信愛女学院、久留米信愛学院、和歌山信愛女学院の姉妹校の間においても行っている。出席者は、教職員会で内容を報告し、研

修を行う。令和2年度はコロナ禍にあり実施できなかった。

「現代と女性」学長講話は、年2回実施し、建学の精神に関わる内容を中心とする講話で、学生だけでなく、教職員も聞き、内容を深めた。

建学の精神に基づく総合教育科目である「現代と女性」の内容を、学科の特性に応じた内容になるよう工夫・検討する。

「現代と女性」は全学的な建学の精神を深めるための科目であるが、学科の特性に応じた内容になるようにプログラムの検討を行い、子ども教育学科では、学内教員によるジョイントコンサートや芸術講演（コンサート）は既に実施していたが、こどもと家庭の問題、障がいの理解、人形劇・手遊び、等の講演を行った、看護学科では、淀川キリスト教病院からの専門看護師講演会、認知症の予防、ナイチンゲール、医薬品、等の講演を行った。教員の研究紹介や活躍する卒業生の講演会も行った。それぞれ、学科毎でなく、全学生が講演を聞いて、共通の学びやそれぞれの学科での学びについても理解しあうことも重要であると考えている。令和2年度はコロナ禍でこれらの講演会は実施できなかった。

「信愛教育5つの柱」を中心とする建学の精神に基づく教育を各授業科目の中でどのように展開するのか、教育に反映させる具体案を検討する。

各学科において、信愛教育5つの柱、をどのように取り入れるか、各教員が工夫すると共に、意見交換も行い、授業改善を行った。

カリキュラムマップ（履修系統図）を作成し、建学の精神がどのような形で教育に関わっているのか視覚化する。

平成26年度にカリキュラムマップを作成し、本学の教育課程における建学の精神の位置付けを視覚的に明確にした。平成27年度に学生便覧に掲載し、入学生にはオリエンテーションガイダンスなどで説明を行った。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

私学は、建学の精神と建学の精神に基づく教育が適切になされていることを常に確認し、十分なされていない場合、その原因の解明と改善を行っていくことが必要である。一方、様々な機会を活用し建学の精神に対する理解を深め、建学の精神に基づく教育はどのようなことを行えばよいのか考えることも重要である。学生については、建学の精神に対する理解や建学の精神に基づく教育を受けていることについて、考える機会が必要である。

本学では、教員には研修会をはじめ、学生には授業や行事をはじめ、様々な機会を通じて建学の精神の理解と浸透をすすめている。その確認手段の大きな部分が学生による授業評価となっている。しかし、現在の方法では十分とは言えず、改善や他の方法も用いた多面的な評価が課題である。以前行った教員に対する建学の精神に関わる意識調査も定期的に行いたい。研修会はもちろん日常の中での建学の精神を深める機会を設けることも必要である。

学習の成果については、その評価を質的・量的に可視化するように進めているが、さらに科目間で共通した方式また基準に基づき、より詳細に示されるような方法を考えていきたい。

教育の質の保証については、授業における学習の評価だけでなく、就職率や資格取得率、国家試験合格率、就職先の評価なども含め総合的に判断されることになるが、就職先の評価等、卒業後の社会での評価を積極的に取り入れ、教育改善につなげる必要がある。

令和2年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、オンラインでの授業が中心となった。今後、新型コロナウイルス感染拡大がある程度終息しても、オンラインでの授業は継続して必要と考える。一方、オンラインでの授業は、その特徴を生かして効果的に学習成果の向上に活かしていくことは不可欠である。そこで、オンラインの授業の効果的導入や、効果的授業方法等を組織的に検討していくことが必要と考える。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

提出資料 1. 学則 第 15、16、17 条 別表、2. 学生便覧【令和 2（2020）年度】pp.2-4,17-33,38,59、25. ウェブサイト「三つのポリシー」、8. ウェブサイト「情報公開」教育情報、16. 令和 2（2020）年度シラバス、22. 演奏会・表現フェスタ資料、17.「現代と女性」資料、9. 令和 2(2020)年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、10. 令和 3(2021)年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、13. 令和 2（2020）年度学生募集要項（入学願書）a～e、14. 令和 3（2021）年度学生募集要項（入学願書）a～e、27. ウェブサイト「入試情報」、16. 令和 2（2020）年度シラバス、21. 令和 2 年度学年暦

備付資料 63. シラバス作成資料、64. 令和 2（2020）年度大阪信愛学院短期大学紀要、65. 研究日申請資料、66. 教員個人調書、67. ティーチング・ポートフォリオ資料、68. 音図体実践力アップ講座資料、69. 保育内容（表現）資料、70. リトミック指導員資料、71. こども音楽療育士資料、35. 高大連携資料、25. 授業評価資料、72. 園芸療法資料、30. 児童教育研究所資料、73. ウェブサイト「緊急事態宣言下での就職支援活動」、56. 免許・資格取得一覧表、74. GPA 分布表、55. 成績評価資料、75. 単位認定状況表、61. 入学時期待度調査資料、76. 学生生活調査資料、52. 子ども教育学科履修カルテ資料、62. 卒業時満足度調査資料、39. 就職先アンケート調査資料、32. 教員免許状更新講習資料、33. ウェブサイト「教員免許更新講習」、77. サービスラーニング資料、78. キャリアガイダンス資料

備付資料・規程集 43. 教員評価規程、40. GPA 規程

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学の学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、下記の通り、学則に示す本学の目的、及び各学科の目的に基づくもので、学習成果に対応したものであり、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している（提出-1 第 15,16,17 条,別

表、2 pp.2-4,17-33,38、25)。子ども教育学科と看護学科は教育者・保育者、及び看護者を養成する目的の明確な学科であり、小学校教諭第二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士、並びに看護師国家試験受験資格という国家から認められた資格取得ができ、資格取得者は社会において需要が高く活躍が期待されることから、社会的・国際的に通用性があるものとして認められた学科である。

各学科の学位授与の方針については定期的に検討を行い、平成 25 年度新たにディプロマポリシーを明文化し、平成 26 年度には学生便覧にも記載した。平成 26 年度の第三者評価における「各学科のディプロマポリシーと卒業要件が混同されている。学位授与、学位授与の方針、卒業要件の考え方を整理していく必要がある。」との指摘を受けて、平成 27 年度中に検討を重ね平成 28 年 2 月に下記のとおり改定した。

○大阪信愛女学院短期大学ディプロマポリシー

本学の目的および各学科の教育目的に沿って設定した授業科目の履修において、基準となる単位数を修得することを学位「短期大学士」授与の要件とする。授与された学位は、建学の精神に基づき、豊かな心並びに各学科における専門性を備え、物事を正しく判断して行動し、すすんで社会に貢献できる有為な女性として養成されたものであることを証明するものである。

○子ども教育学科ディプロマポリシー

子ども教育学科の教育目的に沿って設定した授業科目の履修において、入学後 2 年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者について、保育者・教育者として必要な専門的知識と実践力を身につけ、かつ建学の精神に基づく心豊かな人間性を備え、現代社会の要請に応じた保育や教育を行うことのできる能力を有するものと認め、卒業を認定し、学位「短期大学士（初等教育）」を授与する。

○看護学科ディプロマポリシー

看護学科の教育目的に沿って設定した授業科目の履修において、入学後 3 年以上在学し、卒業に必要な所定の単位を修得した者について、看護師として必要な専門的知識と技術、実践力を身につけ、かつ建学の精神に基づく幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護が提供できる能力を有するものと認め、卒業を認定し、学位「短期大学士（看護）」を授与する。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

- ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

各学科の教育課程は、短期大学設置基準に則り、卒業認定・学位授与の方針に基づくもので、さらに学位授与の方針に基づき定めた各学科のカリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成している（提出-2 pp.2-4,17-33、8）。

両学科ともに教養教育科目系と専門教育科目系が明確に区分されており、専門教育科目系においては各学科とも各免許・資格取得に向けて各法で規定されている科目を設置しているので、学習成果に対応した分かりやすい授業科目を編成できている。子ども教育学科の基礎科目、看護学科の総合教育科目においては、建学の精神に関わる科目をはじめ、豊かな人間性と幅広い教養を身につける科目、基礎的な学習力を身につける科目、専門への基礎となる科目、人権に関わる科目、学生の興味・関心やその後の人生に資するような授業科目を編成している。また、専門教育科目においては入学時から各期で基礎からより専門性の高い内容へと無理なく移行していけるような編成を行っている。

単位の実質化を図るために、平成 26 年度より 1 年間に履修登録できる単位数の上限を 48 単位とし、学生便覧に明示した（提出-2 p17）。

成績評価は、短期大学設置基準に則りなされている。シラバスに明記して適切な評価を行っている。従来 4 段階評価であったが、平成 26 年度入学生より 100 点法による 5 段階評価で、S（90 点から 100 点）、A（80 点から 89 点）、B（70 点～79 点）、C（60 点～69 点）を合格、60 点未満を F とし、不合格とした。このことは学生便覧に明記している（提出-2 p38）。F の場合は教授会の議を経て再試験を行うなどの措置を講じ、各教員においてその基準は厳格に守られ、教育の質を保証している。

シラバスには必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）のすべてが明示されている。平成 26 年の第三者評価での指摘を受けて、15 回目の授業時に試験を行うことは不適切であるという点についても全授業担当者に周知徹底し、平成 28 年度より常勤教員が担当する講義科目は全て定期試験期間内に試験を設定することとした。平成 28 年度には「シラバス規程」を新設し、シラバスの内容検討、作成、編集にあたる実施方法等について規定した。このことにより、より組織的にカリキュラムポリシ

一を具現化することができるようになった。平成 27 年度に教務情報システムを新しくしたこと、シラバスに各授業毎の予習・復習についての記載もできるようになり、各項目の記載可能字数が大幅に増えたことでよりきめ細かな内容を明示できるようになった。令和 2 年度からは「試験や課題のフィードバックについて」も備考欄に記すこととし、より学生の学習計画に細やかに資する記載へと変革している。また、毎年度 11 月にシラバス作成要項を基に FD を行い、周知徹底、改革・改善を求めている。記載内容が適切かどうかについて、学科長、教務部課長などの第三者が点検を行っている。(提出-16) (備付-63)

学科の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。新採用の際には詳細な履歴・業績書を基に教授会、理事会で審査し、また非常勤教員においても実績、業績を基に人選している。また、毎年発行の「大阪信愛学院短期大学紀要」に研究活動報告として前年の業績を掲載することになっており (備付-64)、また平成 25 年度より研究日申請の書類にも研究内容等を記載することにしたので、教育課程に合致した教員配置となっているかのチェック機能を高める仕組みができた (備付-65)。平成 28 年度からは毎年、非常勤講師も含めた全教員に業績書の提出を義務付けることとしたので、より一層教育課程と教員の研究活動との整合性について明確化できるようになった (備付-66)。

平成 30 年度に新設した「教員評価規程」に基づき、令和元年度からは各教員の教育活動について振り返って記述された本文とこれらの記述を裏づけた資料(エビデンス)から構成される教育業績についての厳選された記録 (ティーチングポートフォリオ) を作成し、毎年更新することとした。教育改善や業績の評価を自ら行う事により、授業改善や研究テーマの明確化につながっている (備付-規程集 43) (備付-67)。

<子ども教育学科>

本学科の教育課程は、下記のカリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成している。特に、2 回生時に「音図体実践力アップ講座」として、音楽、図画工作、体育それぞれに 3 科目を設け、教育・保育現場における即実践力向上を目指す科目として編成している。この成果は卒業年の 1 月に行われる「演奏会・表現フェスタ」で発表している (備付-68)。平成 30 年度は第 50 回記念公演として、学院幼稚園園児や地域の音楽団体の参加も仰ぎ、より一層の教育効果を上げることができた。ひとつの区切りを終え、令和元年度は第 51 回目として新たなステップに進めることが出来た (提出-22)。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発令されたため、学内動画配信による発表となったが、限られた条件下での開催に向けて例年にはない学生個々人の成長がみられた。

「音図体実践力アップ講座 (音楽Ⅰ)」	リトミック
「音図体実践力アップ講座 (音楽Ⅱ)」	うたと手遊び
「音図体実践力アップ講座 (音楽Ⅲ)」	アンサンブル
「音図体実践力アップ講座 (図画工作Ⅰ)」	乳幼児の描画指導
「音図体実践力アップ講座 (図画工作Ⅱ)」	乳幼児の作品展に向けて

「音図体実践力アップ講座（図画工作Ⅲ）」	行事や保育環境と造形
「音図体実践力アップ講座（体育Ⅰ）」	運動技術特講
「音図体実践力アップ講座（体育Ⅱ）」	遊びの文化
「音図体実践力アップ講座（体育Ⅲ）」	運動行事特講

また、「保育内容（表現）」の科目は従来2回生後期開講にしていたが、保育現場における指導上の構想力をより早く身に着けさせるために、平成27年度から2回生前期開講とした。音楽、図画工作、体育からそれぞれ1名ずつ計3名の教員が担当し、自己を世界へ開き豊かな感性に気づくために、音図体の三要素を使った様々なワークショップを体験できる授業内容になっている。またグループに分かれて発表会を行い、教育・保育現場で必要とされる、子どもたちの表現力を育成する指導者としての力を身に着けるための一つの核となる科目として位置付けている（備付-69）。

本学科は資格・免許取得の要件に沿った教育課程であるので編成の自由度は少ないが、カリキュラム検討委員会において継続して改善に取り組んでいる。「音図体実践力アップ講座」の（音楽Ⅰ）ではリトミックを学び、「リトミック研究センター」のカリキュラムにも則した内容とし、また指導者もそのセンターからの派遣を受け「幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級」の資格が取れるようにした（備付-70）。教育・保育の現場での発達障がい児等への対応をより円滑にするために「こども音楽療育士」資格が取得できるカリキュラムを組んでいる（備付-71）。

教育職員免許法改正と指定保育士養成課程改正に伴う内容改変・充実に向けてカリキュラム検討委員会を中心として、学科全体や専門分野間の話し合いを重ね、令和元年度入学生からのカリキュラムを新要領に対応させた。令和2年度は、新幼稚園教育要領、新保育所保育指針、新幼保連携型認定こども園教育・保育要領、新学習指導要領に則って教育した学生の卒業年度であった。現代の教育・保育現場に対応できる知識と実践力を身に付けた第一期生を社会に送り出した。

◆高大連携事業

令和2年度より、子ども教育についての専門的な学びの導入を図る入門的な科目として「子どもの世界」（1単位15時間）を基礎科目の自由科目（卒業要件単位に含めない）を設けた。高大連携の一環として開講することにより、教育や保育への関心を深め、キャリアについての意識を高めることを目的としている。令和2年度には大阪信愛学院高等学校子ども教育コースの生徒が受講し、単位認定を受けて高校を卒業した（備付-35）。

○子ども教育学科カリキュラムポリシー

本学の子ども教育学科の目的に従って、下記に挙げる教育を行うために必要な科目を設定する。

- (1) キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育
- (2) 児童期・乳幼児期における教育・保育の重要性を理解する教育

- (3) 児童期・乳幼児期の発育・発達についての理解を深める教育
- (4) 教育・保育現場で必要とされる知識技能・実践力を身につける教育
- (5) コミュニケーション能力を身につける教育
- (6) 教育・保育を通して福祉・地域社会に貢献できる女性を育成する教育

<看護学科>

本学科の教育課程は、先に示した学位授与の方針に基づくもので、さらに学位授与の方針に基づき定めた下記のカリキュラムポリシーに基づいて体系的に編成している。授業科目名は学習成果に対応した名称にしている（提出・2 pp.28-30）。保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条三項に定める教育内容を満たしていることを示すため「教育課程と指定規則との対比表」を作成している。

本学科の教育課程は、平成 21 年度の学科開設時に定め、認可を受けたものである。教育課程の定期的な見直しについては毎年行い、適宜カリキュラムの改定を行っている。カリキュラムの変更については、文部科学省の医学教育課に申請又は届出をする必要があり、上記規則に従って適切に行っている。カリキュラムの変更は原則申請しなければならないが、科目の配当年次、配当時期の変更、1 単位当たりの時間数の増減については、届出でよいとされているので、下記改訂については届出を行った。

◆令和 2 年度改定

以下の内容について令和元年に検討し、令和 2 年度より運用した。

(1) 開講時期の変更

「精神看護の課題と探求（演習）」について、現在の開講時期である 2 年前期から 2 年後期に変更する（表ⅡA-1）。

変更理由：「精神看護学方法論」の学習を十分時間をかけて行え、十分な理解の上、「精神看護の課題と探求（演習）」を学習することができるようになる。

2 年前期に開講される「精神看護の課題と探求（演習）」は、同時期に開講される「精神看護学方法論」における学習内容に基づき、その学習内容を演習を通じて実践的に深めるための科目であり、3 年の「精神看護学実習」を履修する上での基礎となる科目である。現在、「精神看護の課題と探求（演習）」は「精神看護学方法論」と同じ時期に開講されるので、「精神看護学方法論」は週 2 コマで行い、終了後、引き続き「精神看護の課題と探求（演習）」を週 2 コマで開講するように設定している。両科目とも短期間で学習を行うので、方法論における内容が十分に理解されないまま、演習に移ることが問題点となっている。

表ⅡA-1 授業科目開講時期の変更 学生便覧新旧対照表

		新			旧		
科目 No.	科目	単位	必修	開講時期	単位	必修	開講時期
N453	精神看護の課題と探求(演習)	1	○	Ⅱ後期	1	○	Ⅱ前期

(2)「医療看護入門」(1単位15時間)について1年前期に配置し、総合教育科目の自由科目(卒業要件単位に含めない)として設ける(表IIA-2)。

変更理由：医療看護についての専門的な学びの導入を図る入門的な科目として開講し、大阪信愛学院高等学校医療看護コースの生徒に対しても高大連携の一環として開講することにより、医療や看護への関心を深め、キャリアについての意識を高めることができる。

表IIA-2 一部科目の新設 学則別表3 新旧対照表

総合教育科目

		新					旧				
授業科目	1 単位 当たりの授業 時間数	開講単位数			備考	授業科目	1 単位 当たりの授業 時間数	開講単位数			備考
		必修 単位	選択 単位	計				必修 単位	選択 単位	計	
<u>医療看護入門</u>	<u>15</u>		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>卒業に必要な 単位に算入 できない</u>	(新設)					

◆令和3年度改定の検討

以下の内容について、令和3年度より変更することを検討し決定した。

(1) 1単位当たりの授業時間数の変更

看護学科の開講科目における1単位当たりの授業時間数について、学科の目的を達成するための効果的な学習を遂行するために、授業時間数と授業外での学習時間数のバランスに基づき、授業時間数の変更について検討した。

授業科目の時間数は1単位当たり45時間の学習を必要とするものとして定められ、授業時間数については、講義科目及び演習科目では15時間から30時間、実習科目では30時間から45時間の間で定めることになっている(短期大学設置基準、本学学則)。

講義科目の授業時間数は通常1単位当たり15時間で設定されている。本学の看護専門教育科目では、概論の科目以外は一般に26時間としている。それは、看護学で学ぶ内容は実践的な部分が多いので、効果的な学習をする上で授業時間の中でより具体的に学ぶことが必要であると考えたからであった。しかし、26時間の授業の中には、授業外の学習においても十分学習効果が挙げられる時間を含んでいる場合がある。この場合、授業外において個々人の学習状況に応じてじっくりと学習に取り組むことも重要であり、より良い学習効果を挙げることに繋がると考えられる。そこで、時間数の変更について検討を行った。「在宅看護論方法論Ⅰ」、「在宅看護論方法論Ⅱ」、「国際看護論」の1単位当たりの時間数は26時間であるが、その中には授業外において個々人の学習状況に応じてじっくりと学習に取り組むことができる内容が含まれ、授業外学習でより良い学習効果を挙げることに繋がると考えられた。このようなことから、「在宅看護論方法論Ⅰ」「在宅看護論方法論Ⅱ」「国際看護論」の1単位当たりの授業時間数を15時間とすることにした。

◆高大連携事業

令和2年度より、医療看護についての専門的な学びの導入を図る入門的な科目として「医療看護入門」（1単位15時間）を総合教育科目の自由科目（卒業要件単位に含めない）を設けた。高大連携の一環として開講することにより、医療看護への関心を深め、キャリアについての意識を高めることを目的としている。令和2年度には大阪信愛学院高等学校医療看護コースの生徒が受講し、単位認定を受けて高校を卒業した（備付-35）。

○看護学科カリキュラムポリシー

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第四条三項に定める教育内容を満たし、かつ、本学の看護学科の目的に従って、下記に挙げる教育を行うために必要な科目を設定する。

- (1) キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育
- (2) 人間理解とこころのケアを行う教育
- (3) 看護の専門を学ぶ上での基礎的な力を身につける教育
- (4) 看護の専門的知識と技術の習得と実践力を養う教育
- (5) 福祉や地域社会など幅広い分野で活躍できる力を養う教育
- (6) 自己学習能力を身につける教育

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教養は、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念として捉えることができ、教養教育は、専門教育により培われた知識や技術が、卒業後、社会の中でどのように活かされ、社会貢献に繋がっていくのか、その在り方をきめる個人の資質に繋がるものである。そして、教養を獲得する過程やその結果として、品性や品格といった言葉で表現される徳性も身につけていくものと考えられる。

本学では、教養教育は、長年にわたり本学の建学の精神に基づく教育の基盤をなすものとして培われてきた。そして、子ども教育学科、看護学科の両学科においても、学科の目的を達成するための基盤として位置づけている。このように、本学の教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学の教養教育科目は、建学の精神に基づく人間教育を行うための科目、専門教育

を受けるにあたり基礎となる科目、幅広い教養や専門教育の周辺分野に関わる教育、これらは全て専門教育を学ぶ上での基盤となる教育であり、教養教育と専門教育との関連が明確である。

教養教育の核となる部分が、キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育である。授業科目として、「キリスト教と人間」「現代とキリスト教」「現代と女性」を設け、本学の教養教育の核となっている（提出・2 pp.18,28、17）。

「キリスト教と人間」「現代とキリスト教」は本学の建学の精神に基づく教育の基本的科目である。単なるキリスト教の教義ではなく、キリスト教の教えが社会においてどのように関わり、どのような影響を与えているのか、また様々な社会現象をキリスト教の立場からどのように捉え、考えるのか、そのような学びの中で、学生一人ひとりが社会の中でどのように生き、どのように関わっていくのかを学ぶ。「現代と女性」は建学の精神を具現化する総合教育科目であり、具体的に様々な社会問題と向き合う機会を与えるだけでなく、一人の人間、一人の女性、一人の社会人としての生き方を考え、礼儀やマナーを学び、健康、倫理観や道徳観等についても考える。なお、「現代と女性」は、シスターである学院長（理事長）また学長が担当し、現代と女性委員会で年間プログラムを立て、学内外からプログラム内容にふさわしい講師を招いて実施している。文部科学省教育学習方法等改善支援経費に平成 10 年度に採択された（「建学の精神」の浸透と実践―心豊かな人により―）。

各科目については各期「授業評価」のアンケートで効果について測定・評価を行っており、その結果を基に各委員会単位で改善に取り組んでいる（備付・25）。

各学科独自の内容については、下記に示す。

<子ども教育学科>

本学科は、建学の精神であるカトリック精神に基づき、現代社会の要請に応じた知識と実践力を身に着けた、心豊かな保育者・教育者の養成を目的としている。その基礎となる教養科目を基礎科目と位置づけ、主にカリキュラムポリシー(1)キリスト教の精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育、(5)コミュニケーション能力を身につける教育で構成している。

「キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育」については先に述べたとおりであるが、「現代と女性」における学科独自のプログラムとしては、幼稚園・保育所の現場の生の情報を知る機会として先輩講話、また現場で必要な能力の一つである「手遊び」のワークショップなどがある。

保育者・教育者となるための専門教育を受けるに当たり、導入科目として「情報倫理」「基礎教育講座」「社会と人権（日本国憲法）」「体育（講義・実技）」を設けている。

「情報倫理」は入学前教育としても位置付け、e ラーニングを活用している。「基礎教育講座」は『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』の読み解きを含め、教員・保育士を目指す学生として必要とされる基礎的な日本語の能力を養っている。「社会と人権（日本国憲法）」では社会生活を営む上での基本理念を学ぶ。「体育（講義・実技）」では健康な生活を送るために必要な基礎知識を習得し、教育・保育者としての資質や能力の向上を目指す。

豊かな人間性と幅広い教養を身に着ける教育として、「現代様式と音楽」「科学の楽しみ」「数学の楽しみ」「社会と子ども」「サービ斯拉ーニング」の各1単位で開講し、学生の勉学意欲に応えられる内容とした。

また、「園芸論」「園芸療法論」「ガーデニング」「園芸療法実習」を設置している。本学は平成15年度から園芸療法士資格の課程認定を受けていたが、他学科において開設していた。保育士資格取得のための学びは園芸療法士の選択科目の内容をカバーしているため、保育士資格を有していれば「園芸論」「園芸療法論」「ガーデニング」「園芸療法実習」の4科目の必修科目を修得することで園芸療法士資格を取得できるので、平成22年度より子ども教育学科においても科目設定し資格取得可能とした。この4科目は両学科同時開講の科目となっている（提出・2 pp.18,25、16）（備付-77、72）。

コミュニケーション能力を身につける教育の一環として外国語「English Communication A」「English Communication B」「English Communication C」「English Communication D」「海外語学研修（英語）」を設け、グレード分けによる能力に応じた語学教育や海外での研修も行っている。自分らしい生き方を実現するための「キャリアガイダンス」も就職部が組織として実施している。

以上のように、教養教育の目的・目標を定めその内容と実施体制、方法が確立している（提出-16）。

<看護学科>

本学科は、建学の精神であるカトリック精神に基づき豊かな人間性を育み、幅広い教養を身につけた患者の視点に立った看護師養成を目的としている。その目的における、豊かな人間性を育み、幅広い教養を身につけるための教育を担うのが教養教育であり、患者の視点に立った看護師養成の基盤となるものである。

本学科では教養教育を総合教育科目として位置づけ、カリキュラムポリシー(1)キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育、(2)人間理解とこころのケアを行う教育、(3)看護の専門を学ぶ上での基礎的な力を身につける教育で構成している。

キリスト教的精神に基づく豊かな人間性と幅広い教養を身につける教育は、先述のとおりである。「現代と女性」については学科独自の内容を含み、認定看護師や専門看護師講演会、医師講演会、地域ボランティアなどがある。

人間理解とこころのケアを行う教育では、「教育学」「心理学」「社会学」「園芸論」「園芸療法論」「音楽療法」「園芸療法実習」「ガーデニング」「スポーツと健康」を設けている。「教育学」「心理学」「社会学」のいずれか1科目を履修した者については、『ピアヘルパー』の受験資格が与えられる。この資格はカウンセリングの初級資格で、看護師にとって有用である。園芸療法士資格の選択科目は本学科の必修科目となっているので、「園芸論」「園芸療法論」「園芸療法実習」「ガーデニング」の4科目の単位を修得すれば、『園芸療法士』の資格が全国大学実務教育協会から与えられる。園芸療法は、園芸を通じて心のケアを行う療法で、欧米では盛んで、わが国においても最近注目されている療法である。本学では平成15年より園芸療法士コースを開設し、在学生だけでなく社会人の受講者も多く、教育実績をあげている。看護師の資格を有する者

であれば前述の4科目の単位を修得すれば『園芸療法士』の資格が得られるので、看護師免許を有す科目等履修生も受け入れている。看護学科において園芸療法士が取得できるのは全国で本学のみであり、本学看護学科の特色としている（提出・2 pp.28,32）（備付-72）。

看護の専門を学ぶ上での基礎的な力を身につける教育として、「文章表現」「基礎演習」「社会学」「教育学」「心理学」「生物学」「化学」「情報科学」「統計学」「応用情報科学」「英語 A」「英語 B」「英語 C」「英語 D」を設けている。読み、書き、考えることは、教養を身につけ、深めるために中心的な役割を果たすものであり、「文章表現」において、主に日本語の読解能力及び書く力を養う教育を徹底して行う。また、「基礎演習」において、考える力を養うトレーニングを行い、レポート作成や、研究の基礎力を養う。「社会学」「教育学」「心理学」「生物学」「化学」は看護の専門を学ぶ上での基礎となる授業科目である。昨今、情報機器の使用は看護師として不可欠となっているが、「情報科学」において基本的な知識と技術を習得し、「応用情報科学」でその応用力を磨く。看護研究を行う上での統計学を「統計学」において学ぶ。

平成 26 年度より選択必修の教養科目の授業時間数を1単位（30 時間）から1単位（15 時間）へ変更し、選択し易いカリキュラム作りを行うことによって幅広い学習要求に応えられるようにした。

以上のように、教養教育の内容と実施体制が確立している。また、教養教育を行う方法が確立している。教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる（提出-16）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

(1) 職業教育について

本学の場合、子ども教育学科では小学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成し、企業に就職する少数の者を除き、大半の学生は免許・資格を取得して専門就職を果たしている。看護師を養成する看護学科においても同様に看護師資格を取得し、専門就職を果たしている。したがって、開講されている全ての専門科目は、実習も含めて、広い意味で職業教育の一環として捉えることができる。また、学生のほとんどが自身の専門的キャリア形成を選択して入学してきた学生たちである。

このような環境下の職業教育の役割・機能は、学生がその専門職を目指す必然性

をより確かに意識化し初志貫徹できるようにすること、そして円滑にその職業に定着することができるよう支援することに尽きると考えている。即ち、その職業に対する学生の職業観を確立させ、将来ヴィジョンを明確にすることによって「やる気」を引出すこと、職場に無理なく溶け込めるように「コミュニケーション能力」を付与することが、本学における職業教育の担うべき役割であると認識している。

その目的のため「キャリアガイダンス」（選択科目）を開講している（提出-16）。子ども教育学科では1回生後期に15コマ、看護学科では2回生後期に8コマ開講している。カリキュラムの概要は、自己分析、マナー講座、職業研究、就職指導の四要素で構成し、学生の職業意識の向上とコミュニケーション能力の育成に努めている。

令和2年度、職業教育として実施した「キャリアガイダンス」の指導項目と内容（到達目標）は表IIA-3A・3Bの通りである。

表IIA-3A 子ども教育学科キャリアガイダンスカリキュラム

1	自己分析Ⅰサイレントコーリング	⑧	就職の基礎知識Ⅳ：求人票の見方
2	自己分析Ⅱ：長所と短所		就職の基礎知識Ⅴ：求人先の自己開拓
③	マナー講座Ⅰ	9	卒業生講話
4	論作文対策：志望動機の起承転結	10	就職の基礎知識Ⅵ
⑤	マナー講座Ⅱ	⑪	2回生による就職活動報告
⑥	就職の基礎知識Ⅰ	12	就職の基礎知識Ⅶ：履歴書の書き方
⑦	就職の基礎知識Ⅱ 就職の基礎知識Ⅲ	13	マナー講座Ⅲ
		14	就職活動の事務手続、進路個票の作成
		⑮	自己分析Ⅲ：人格の4タイプ

○：小学校希望者は受験対策講座を受講

表IIA-3B 看護学科キャリアガイダンスカリキュラム

1	就職活動スタートアップ講座（マイナビ講演）	6	マナー講座 就職の基礎知識Ⅳ：就職活動のルール 進路個票作成
2	自己分析Ⅰ：志望動機、看護観		
3	論作文対策（志望動機の起承転結）		
4	自己分析Ⅱ：自己PR（長所と短所、コンピテンシー）	7	自己分析Ⅲ：コミュニケーション（人格の4タイプ）
5	就職の基礎知識Ⅱ：就職試験問題研究 就職の基礎知識Ⅲ：履歴書の書き方	8	就職の基礎知識Ⅳ：就職活動のルール 進路個票作成 マナー講座

自己分析、マナー講座、職業研究、就職指導の四大要素の他に、子ども教育学科では公立小学校受験希望者の為に別枠で7回の教員採用試験対策講座を実施した。

以下、「キャリアガイダンス」の指導要素について概説する（提出-16）（備付-78）。

<自己分析>

自己分析は、学生の興味や特性を調べて最適な職業を選択する、いわゆるマッチングの手法として利用されるのが一般的であるが、本学の場合はその様なマッチングは必要ない。「キャリアガイダンス」では、学生達に自らの心を見つめさせ、保育者や教育者を目指す者は保育や教育に対する志を、看護師を目指す者には看護に対する志を、より確かに意識化させることを目的として自己分析を実施している。それは使命に生きることを何よりも大切にするカトリックミッションスクールの理念の具現化でもある。学生一人ひとりが各自の職業観を確立し、「やる気のある働き手」として社会に巣立ち、その仕事を天職として幸せな職業生活が送れることを目的に独自の自己分析プログラムを実施している。

<マナー講座>

知識教育として、子ども教育学科では子どもに対する関わり方を学び、看護学科では患者に対する関わり方を学ぶ。しかし、実際の保育の現場、医療の現場の関わりは更に複雑で多岐にわたっている。就職した学生が突き当たる壁は、むしろ上司や同僚との関わり方や子どもの保護者、患者の家族との関わり方の中で発生することが多い。マナー講座では、学生が無理なく職場に定着することを目的として、社会人マナーをベースにしながら、職場独特の保育コミュニケーションや看護コミュニケーションを指導している。様々な具体的事例をもとに、丁寧に実践的な指導を行っている。

<職業研究>

学生達は仕事に対する基礎的知識や技術を学び実習も受けるので、職業研究として取り上げるべきは、仕事に従事している人の内面、職業意識であると考えている。したがってカリキュラムを通して園長講話や看護部長講話、各職場で活躍している先輩の体験談等に、できるだけ幅広く数多く接することができるように工夫をしている。また、子ども教育学科においては、大阪府私立幼稚園連盟主催のインターンシップに参加する機会を設けている。

<就職指導>

学生一人ひとりが最適と感じる職場に就職することを、職業教育の重要な課題として位置付けている。したがって就職指導の内容としては、前年度学生の就職活動状況、受験報告書の分析による実技試験、筆記試験、面接試験の傾向と対策、論作文対策、履歴書の作成、自己開拓の方法、就職活動の事務手続等、おおよそ考えられる試験対策を網羅している。また公立小学校教諭を目指す学生には、カリキュラムの内容を変更して7回の特別講義を実施した。企業就職を希望する学生に対しては、別途、個別に指導する時間を設けている。

履歴書作成や面接練習等の直前の個人指導は、希望者全員に実施している。毎年、卒業生が書き残す受験報告書を詳しく検討し、就職試験がどのような内容や傾向を持っているかを分析して学生達に伝えるようにしている。早い段階で試験内容を伝えることで、学生に勉学の目標ができ、日々の学習の成果が得られることを願っている。

リカレント教育等について

子ども教育学科では、保育現場に就職した本学卒業生を対象に、現場での造形指導支援の目的で、平成 17 年度より美術研究室主催の「信愛幼児造形研修会」を実施している。他大学卒業の者も参加可能としていて、令和元年度は 39 名の参加者があった。なお、同日に本学の児童教育研究所主催の「保育研修会」も実施しており、令和元年度は 25 名の参加者があった（備付・30）。尚、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い研修会開催は中止された。本学は学生の希望により 2 年間で、小学校教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許、保育士資格を同時に取得することが可能である。しかし在学 2 年間で 3 種類の免許・資格の取得を目指す者は全体の 3 分の 1 程度で、卒業後に科目等履修生として免許・資格の取得を目指す学生が存在している。

看護学科では、看護師国家試験に不合格となった卒業生を対象に、研修生制度を設け、本人の希望により全ての授業、国家試験対策講座、就職支援等の個人相談を在学時と変わらず受けられるようにしている。

近年、一般社会人が新たに保育者や看護師を目指して入学する傾向が強まっている。これは、本学がコミュニティカレッジとして社会に受け入れられている事実を証明している。

科目等履修生（含；本学卒業生）と社会人学生の入学者数は下記のとおりである。

表 IIA-4 科目等履修生及び社会人学生

	年度	子ども教育学科 (定員 120 人)	看護学科 (定員 80 人)
科目等履修生 (看護研修生)	平成元年	4 人	6 人
	令和 2 年	1 人	5 人
社会人入学生	平成元年	13 人	4 人
	令和 2 年	8 人	6 人

(2) 職業教育の効果測定、評価と改善について

職業教育の効果測定・評価するには、何をメルクマールにするかが重要である。

就職率(就職者／就職希望者)については本学は概ね 100%を達成している。

求人件数は業界からの評価をある程度反映していると考えられる。令和元年度は看護学科 71 名、子ども教育学科 67 名の卒業生に対して、令和 2 年度は看護学科 81 名、子ども教育学科 37 名の卒業生に対して、それぞれ表 IIA-5 に示すような内容の膨大な郵送ベースの求人があった。

しかし、求人件数は景気動向や業界の特色など他要素の影響も大きく受けるので、高水準の求人件数が教育効果を正確に反映しているとは言い切れない。

- ・ 学生の授業評価は他授業科目との相対比較であり、何よりも学生が抱く印象と実質的な教育効果は往々にして相反する。
- ・ 早期離職率は極めて重要な指標であるが、卒業生の離職状況の把握は難しい。測定には限界を感じるが、原因の究明と有効な対策を今後も模索していきたい。

職業教育の効果測定には上記の様な問題があることを認識しつつ、令和2年度は主に下記項目に注力して取組んだ（備付-78）。

表 IIA-5 求人状況（単位：件、人）

		企業	幼稚園	保育園	認定こども園	病院	福祉施設	合計
R1 年度	求人件数	375	294	804	570	219	78	2340
	求人数	8699	874	7319	2606	12496	492	32486
R2 年度	求人件数	239	243	610	591	177	97	1957
	求人数	6135	723	5404	2544	10728	455	25989

〔1〕 子ども教育学科：小学校教諭を目指す学生への支援

本学は選択で小学校教諭二種免許がとれる教育体制であり、令和2年度は13名が小学校免許を取得した。これらの学生が実際に小学校教諭として人生を歩める様に特別な支援をする必要があると考えている。

令和2年度はキャリアガイダンス15コマのうち7コマを教員採用試験対策講座として別メニューで実施した。そして、4月に開催される大阪府、大阪市、堺市、豊能地区の公立学校採用試験合同説明会の内容は、本学学生に必要な部分を一覧表にして学生に配布し、受験先選定の判断を容易にした。

その結果、大阪市立小学校の教員採用試験に1名、私立小学校の職員採用試験に1名が合格した。また、公立小学校の常勤講師となった者は2名であった。

〔2〕 看護学科：新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下の就職支援

新型コロナウイルス感染拡大に伴い大阪府にも令和2年4月7日から5月21日まで緊急事態宣言が発令され、大学には休講や授業のオンライン化が要請された。しかし当然ではあるが、病院の業務は一層活発に実施されて大半の病院が採用活動を予定通り行っていた。そして4月から5月にかけては看護師採用試験がピークに達する時期であった。

就職部は相談を希望する学生には直通電話で予約を入れてもらい、1人1～2時間の時間を割当て個別対応をすることとした。換気、環境消毒、入室時の検温と手指消毒、マスク着用を励行して感染防止には細心の注意を払った。

緊急事態宣言期間中に対応した看護学生の延べ人数は日誌に記録している者だけで、面接練習40名、履歴書作成28名、その他相談41名であった（備付-73）。

〔3〕 キャリアガイダンスをオンライン授業として実施

令和2年度後期キャリアガイダンスは、子ども教育学科15コマ中3コマ、看護学科8コマ中5コマをオンラインで実施した。

実施方法について検討を重ね、受信環境が整っていない学生が少なくないことを考慮して、講義映像をYouTubeに限定公開して学内システムにつなぎ、学生がオンデマンドで視聴できるようにすることにした。

映像は、板書をしながら講義をすることをイメージして作成し、パワーポイント

にアニメーションと音声を入力して、講義の言葉に合わせてシート上に文字や図が浮かび上がるようにした。映像は1本10～30分、1回の講義で平均2本の映像を使用したのも、子ども教育学科で4本、看護学科で10本の映像を作成することになった。多くの時間と労力を要したが、作成した映像は講義終了後も学内システムにアップして看護学生の就職支援に活用している。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)は学習成果に対応したもので、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。入学者受け入れの方針は、学生募集要項において明確に示している。入学者受け入れの方針に従い、多様な選抜方法（総合型、学校推薦型、一般選抜等）や多様な選考方法を定め、学生募集要項及びウェブサイトにも明示している。選抜方法や選考方法に関してQ & A形式でも記述し理解が深まるよう配慮している（提出-2 pp.3-4、9、10、13、14、27）。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。学生募集要項には、授業料、その他入学に必要な経費を明示している。アドミッション・オフィスを整備し、入学者選抜や募集活動を実施し、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。入学者受入れの方針を併設の大阪信愛学院高等学校等、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

後述するが、短期大学の四年制大学への改組が決まり、令和3年4月開学で大阪信愛学院大学（仮称）の設置認可申請が提出されたことを受けて、短期大学の2021年度学生募集は実施しない予定であった。そのため短期大学の学生募集広報活動は

10月末まで全く実施していなかった。令和2年10月大学設置認可申請を一旦取り下げたため、急遽11月から短期大学案内、学生募集要項を作成配布し、12月より入学者選抜を実施する体制を準備した。

受験の問い合わせなどに対して、入試部が適切に対応している。本学ウェブサイトからも受験についての質問や資料請求ができるようにしている。広報及び入試事務の体制を整備している。入試部として部長以下職員3名を配し、教職員全体で一致協力のもと入試広報及び入試事務には遺漏のないよう業務を遂行している。多様な選抜を公正かつ正確に実施している。入試委員会で入試全般の方針を決定し、各入試役割のチームが実施を担う。入試問題においては問題作成委員長の下で各教科問題作成委員が作成する。入試当日は入試部内に総責任者、総連絡者を置き十全の体制を敷いている。入試合否判定会では各選考責任者の内容説明を踏まえ、受験者一人ひとりをきめ細かく判定している。

○子ども教育学科アドミッションポリシー

- ・ 幼児の保育、児童の教育に強い関心があり、情熱を持っている人
- ・ 保育者や教育者を目指している、明朗で快活な人
- ・ 学習意欲と将来への展望を持っている人
- ・ 保育者・教育者になるために必要な基礎学力を有する人

○看護学科アドミッションポリシー

- ・ 将来、看護師として、医療や地域社会の福祉に貢献することを目指す人
- ・ 明るくほがらかで、人と積極的に関わることのできる人
- ・ 意欲的に学習し、努力を惜しまない人
- ・ 看護師になるために必要な基礎学力を有する人

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学、及び本学に設置する子ども教育学科、看護学科は、それぞれ目的が適切に定められ、三つのポリシーも適切に定められている。これらに基づく学習成果も明確であり、具体性がある。子ども教育課程では、文部科学省から認められた幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、保育士資格の取得をするための教育課程を有し、そのための教育課程、及び獲得される学習成果は明確である。看護学科は文部科学省から認められた看護師国家試験受験資格が得られる教育課程を有し、そのための教育

課程、及び獲得される学習成果は明確である。学習成果は子ども教育学科においては2年間、看護学科においては3年間の学習期間において獲得できるものとして教育課程が設定されている。学習成果は、単位修得だけでなく、資格取得などにより、測定可能である。

各学科の状況は以下の通りである。

<子ども教育学科>

本学科が定める教育課程は、学科の目的、カリキュラムポリシーに従って構成され、学習成果は、学科として、また各授業科目においてそれぞれ目的に基づき定められ、授業科目担当者が定める評価方式により、成績が評価される。成績評価は100点満点で5段階で評価され、最終試験だけでなく、課題学習を含め総合的に行われている。学習成果は十分に吟味検討されており、将来、教育・保育現場で必要とされる内容である。具体的であり、定められた期間内で達成可能である（提出・1、2、16）。

学習成果の獲得については、シラバスに、定期試験・授業内の試験・レポート・出席状況・作品提出・発表などについて明示している。内容については、各授業担当者に委ねられている。しかし、本学では、各分野ごとにその科目に関わる教員が所属する研究室（音楽研究室・体育研究室など）体制をとっており、その中で、非常勤教員も含めて、成績・授業内容についての意思の疎通を図っている。また少人数・複数担当の授業科目の場合も教員間の意思の疎通を図り公平に行われている。評価の結果は、教授会において承認される。多くの免許・資格を選択する学生は、時間割が過密になる面も見られるが、多くの科目を選択している学生は学業に熱心に取り組む姿勢がみられ、成績も上位を占めている傾向がある。

学科の学習成果については、資格・免許の取得率、就職率、実習先の評価、就職先の評価などから測定している（備付・56）。

表 IIA-6 令和2年度卒業生 免許・資格取得人数(取得率)令和元年度比較

免許・資格	令和2年度卒業生 (37名)	令和元年度卒業生 (67名)
保育士資格	29名 (78%)	65名 (97%)
幼稚園教諭二種免許状	30名 (81%)	65名 (97%)
小学校教諭二種免許状	13名 (35%)	26名 (39%)
社会福祉主事任用資格	35名 (95%)	67名 (100%)
園芸療法士資格	0名 (0%)	0名 (0%)
こども音楽療育士資格	6名 (16%)	18名 (27%)
幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級	15名 (41%)	27名 (40%)
ピアヘルパー資格	3名 (8%)	16名 (24%)

また、数値化や可視化の必要性から、平成23年度以降毎年学生に対する入学時

の期待度調査と卒業時の満足度調査を実施し、就職先に対しては、現場が期待する能力や本学の学生の評価についてのアンケートを実施している。

<看護学科>

本学科が定める教育課程は、学科の目的、カリキュラムポリシーに従って構成され、学習成果は、学科として、また各授業科目においてそれぞれ目的に基づき定められ、授業科目担当者が定める評価方式により、成績が評価される（提出・1、2、16）。成績評価は100点満点で5段階で評価され、最終試験だけでなく、課題学習を含め総合的に行われている。原則として試験70%、課題等30%で評価している。学習成果は具体的であり、定められた期間内で達成可能である。

学科としての学習成果は、<建学の精神に基づき幅広い教養と豊かな人間性を備え、患者の視点に立った質の高い看護を提供できる看護師>になることである。それは、具体的であり、3年間の学習において達成することができるものである。看護師になるためには、看護師国家試験に合格することが必要であり、学習成果の達成の主要な部分として評価される。「患者の視点に立った質の高い看護を提供できる看護師」は現在、社会で求められている看護師であり、社会的な価値は高い。

看護学実習においては、シラバス及び実習要綱に記載されている実習目的・目標に向かって学生がどの程度望ましい変容をしているのかという学習活動の成果をみる。看護学実習の評価は、予め学生に実習要綱で提示した実習評価表をもとに、実習への取り組み姿勢や看護ケアの実際などについて直接的に指導を行い把握した実習指導教員が、臨地（病院等医療施設）実習指導者の情報提供を受けたうえで、実習目標の達成度を分析し、学生との個別面接によって得た学生の自己評価とあわせて総合的に評価している。

先に述べたが、学習成果を示す指標として看護師資格の取得が挙げられ、看護師になるための最低限のハードルであるので、卒業者は全員看護師資格を取得することが望まれる。看護師国家試験合格率は、令和2年度は80.3%で、前年度よりかなり低下した。他の資格については、看護学科で学んだ学習成果の一面を示すものであるが、社会福祉主事任用資格はほぼ全員取得できている。

令和2年度は次の通りである（備付・56）。

表 IIA-7 令和2年度卒業生免許等取得人数（取得率）

免許等	令和2年度卒業生（81名）	平成元年度卒業生（71名）
看護師免許取得	65名（80.3%）	61名（85.9%）
社会福祉主事任用資格	78名（96.3%）	71名（100.0%）
園芸療法士資格	0名（0%）	5名（7.0%）
ピアヘルパー資格	14名（17.3%）	9名（12.7%）

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組み〕

みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況は、単位取得率、成績分布、GPA 分布、学位取得率、資格取得率、国家試験合格率、就職率、進学率、生活調査、満足度調査、就職先調査、等を通じ、量的・質的に測定している。

学習の評価は、平成 26 年度に 4 段階から 5 段階評価、<S 秀（90 点以上）・A 優（80 点以上 90 点未満）・B 良（70 点以上 80 点未満）・C 可（60 点以上 70 点未満）・F 不可（60 点未満）>に改善し、よりきめ細やかに学生の学習を評価し、成績評価が正確に示せるようになった。さらに、平成 26 年度に従来の成績総合評価を発展させ GPA 制度を導入し、平成 30 年度には GPA 規程を策定し優秀学生の表彰や学習不良の学生の指導に用いている（提出-1、2 pp.38,43）（備付-規程集 40）。

毎年、GPA 分布、単位取得率、単位認定状況の表を作成し、各年度の点検評価総括という共有フォルダに公開し教職員で情報を共有することにより、学生指導、学習指導、就職指導等に活かしている（備付-74、55、75）。

新入生期待度調査の結果は IR 部署に於いて集計し毎年 8 月の教職員会において報告がなされ、学生の期待に応えられるよう各部署で改善を行っている。8 月に行っている学生生活調査は各担任において指導に役立てており、調査のデータ処理は IR 部署において行い結果は教職員会議で発表され改革に役立てている。子ども教育学科においては各期の成績発表時に履修科目についての自己評価（履修カルテ）を行い、その後の学習に活かしている（備付-61、76、52）。

卒業生満足度調査は毎年行っており、その結果を IR 部署において新入生時の期待度調査結果との比較考察を行い、教職員会で共有し学科や各部署の検討資料として学内改革に活かしている（備付-62）。

学位取得率、免許・資格取得率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などは、Web 上や短大案内等で公表している（提出-8）。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

卒業生の進路先からの評価を聴取するために、例年、就職内定先へのお礼訪問の機会を活用している。また、広く客観的にデータを得るため、平成23年6月には教職系の就職先に、アンケート調査を実施した。それを発展させた形で平成25年9月に卒業生の就職先にアンケート調査を行い、実態の把握に努めた。看護学科においても、平成29年8月に実施した。

令和2年12月に、さらに卒業生の現状を知るために両学科において就職先にアンケート調査を行った。この調査では、過去5年間に卒業生が就職した幼稚園、保育園、認定こども園、福祉施設の計187園にアンケート用紙を送付し、101園から回答を得た（回答率54.0%）。同様に、過去5年間に卒業生が就職した134病院にアンケート用紙を送付し、62病院から回答を得た（回答率46.3%）。

その結果、本学の子ども教育学科の学生のイメージは、やさしい性格で勤務態度や言葉づかいは良いが、積極性や忍耐力に欠けていること、また、ピアノ技術はまずまずであるが文章力が低いことなどであった。

看護学科の学生のイメージは、健康で明るくやさしいが、精神的な強さやコミュニケーション能力に欠け、ストレスマネジメントが下手で報告・連絡・相談をあまり行わないことなどであった。また、病院が採用試験で重視する項目についてもアンケートを取り、面接内容に加えて成績証明書が重視されていることが判明した。

アンケートの詳しい分析結果は、例年、就職部部長が両学科の学科会議に出席して説明していたが、コロナ禍の令和2年度は全学メールで表やグラフを添付して教職員に共有し、学生指導に活かすこととした（備付・39）。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

看護師国家試験については、卒業生全員が看護師国家試験受験資格を得て、受験している。これまでの状況を示すと、合格率は、平成23年度32名卒業・受験し、26名が合格（合格率81.3%）、平成24年度は61名が受験し、51名が合格（合格率83.6%）、平成25年度は82名が受験し、62名が合格した（合格率75.6%）。平成26年度は、76名中70名が合格し（合格率92.1%）、平成25年度の非常に低い合格率を改善しただけでなく、学科開設以来最も高い合格率にすることができた。この1年間、前年度の合格率の低さの原因を分析し、改善に取り組んだ結果であった。平成27年度は、前年度の国家試験対策をさらに充実させた結果、73名中69名が合格し（合格率94.5%）、前年度を上回る合格率となった。しかし、平成28年度は、74名中64名が合格し（合格率86.5%）、前年度を大きく下回った。平成29年度は、1名体調不良で受験できず、受験者77名中69名が合格し（合格率89.6%）、前年度を上回ったが、全国平均91.0%を下回った。平成30年度は、受験者83名中75名が合格し（合格率90.4%）、前年度を上回り、全国平均89.7%も上回った。令和元年度は、受験者71名中61名が合格し（合格率85.9%）、前年度をかなり下回った。令和2年度は受験者81名中65名が合格し（合格率80.3%）と合格率はさらに低くなった。令和2年度は前年度の合格率を大

きく上回り、少なくとも 90%は超えることを目標に国家試験対策のプログラムを策定した。しかし、前述のように新型コロナウイルス感染拡大の影響で、4月から6月は自宅学習に変更となり、国家試験対策プログラムは予定通り実施できず、特に重要な4月に十分な対策ができなかったことが合格率低下の大きな要因と考えられる。前期終了後、学生も危機感を持ち、グループでの学習や個別指導などの対策も行った結果、学習も進み、模擬試験の結果も全体的にかなり上昇したが、最終的には学習時間不足の学生が多数あり、合格率が低くなった。令和3年度もコロナ禍にあるが、令和2年度における状況に基づき、改善を行い、効果的な国家試験対策を行う予定である。

教養科目の選択必修科目について、下記のように学科で開講科目数と内容がかなり異なる。また、選択人数に差がみられる。子ども教育学科では科目数と内容が限定されている。看護学科ではすべて専門基礎として必要な科目として開講している。

「幅広い教養を身につける」というカリキュラムポリシーから見ると子ども教育学科の選択必修科目には偏りが見られる。教養教育の充実を図るという観点からも見直しをすることがあると考えられるので検討をすすめた。その結果、令和元年度入学生からは2単位科目を廃止して1単位科目の数を増やした。加えて内容も専門科目との関連付けに留意した学生の学修意欲に応えられる新たな科目の設定を行った。

入学者受入れについては、子ども教育学科は定員割れ状況が継続しており、その解消が最重要課題であった。理事会では、四年制大学への進学率が上昇する一方、短期大学は進学者が大きく減少し、かつ現代社会に対応できる実践力のある専門職者の養成には教育期間が短いなどの短期大学の現状を踏まえ、様々な視点から現状を踏まえ、四年制大学への改組を決定し、令和3年4月開学の予定で令和元年10月に設置認可申請を文部科学省に提出した。しかし、最終的に設置申請が認可されない状況になり、令和2年10月認可申請を取り下げ、再度、令和4年4月開学予定で認可申請を行った。これに伴い令和4年度の短期大学の学生募集は行わない予定である。そのため四年制大学の学生募集広報を積極的に行い、大学の入学定員を確保することが最大の課題である。短期大学と四年制大学の志願者の相違を十分検討し、最適な方法で学生募集広報活動を実施するよう努める必要がある。また新型コロナウイルス感染拡大が学生募集広報活動にも大きな影響を与えるため、十分な対策を講じて臨むことが肝要と考えられる。

就職に関して、看護学科で行った就職先病院におけるアンケート調査で、本学新卒者に欠けている項目として、コミュニケーション能力、判断力、注意力、専門知識が上位となり、病院採用試験判定で重視される項目として提出する成績証明書の内容であることが分かったが、この点については、特別問題なければ採用される時代から、基本的な行動力や成績が重視される時代となっていることを認識する必要がある。特に、成績評価は絶対評価であるので、単に単位が取ればよいのではなく、少しでも良い成績が取れるように地道に努力する重要性を認識させる必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

リカレント教育としての「教員免許状更新講習」開設

平成 21 年度の教育職員免許法の成立に基づき導入された「教員免許状更新講習」を本学では同平成 21 年度より、選択領域 18 時間の「野外活動」を実施している。

令和元年度より、卒業生や近隣地域の教員の要望に応え、選択領域「野外活動」18 時間に加え、必修領域（6 時間）「教育の最新事情」、選択必修領域（6 時間）「学校教育を巡る近年の状況変化と危機管理上の課題」、選択領域（18 時間）「音図体実践力アップ講座（幼稚園・小学校）」を実施した。

幼稚園、小学校教育に特化した講座の開設が全国的に少なく、令和元年度は 218 名の申し込みがあり、抽選により 100 名の受講生を受け入れた。（延べ 313 名）

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策を万全に行い、対面による講座を実施。抽選により 73 名の受講生を受け入れ、地域の教育・保育、行政に貢献した。（参加者；延べ 193 名）

各講座学び直しの場合となるとともに、教員相互や本学卒業生の情報交換の場ともなり成果をあげた（備付・32、33）。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 2. 学生便覧【令和2（2020）年度】pp.38,52-53,58-60,67-71、16. 令和2（2020）年度シラバス、22. 演奏会・表現フェスタ資料、9. 令和2(2020)年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、10. 令和3(2021)年度大学案内（大阪信愛学院短期大学）、13. 令和2（2020）年度学生募集要項（入学願書）a～e、14. 令和3（2021）年度学生募集要項（入学願書）a～e

備付資料 62. 卒業時満足度調査資料、39.就職先アンケート調査資料、79. 卒業生アンケート資料、15. オープンキャンパス資料、53. 子ども教育学科社会人特別入試資料、80. 入学のしおり、81. 入学前学習資料、38. 新入生オリエンテーション資料、82. 図書館利用案内、83. 履修ガイダンス資料、84. 学生カード資料、85. 就職学生カード資料、58. 令和2年度 個人別進路状況一覧表、59. 令和元年度 個人別進路状況一覧表、60. 平成30年度 個人別進路状況一覧表、75. 単位認定状況表、74. GPA分布表、25. 授業評価資料、53. 子ども教育学科社会人特別入試資料、50. 授業参観資料、51. 授業改善計画資料、54. 委員会議事録、86. ウェブサイト「図書館活動報告」、87. WebClass 資料、76. 学生生活調査資料、88. ウェブサイト「レーヌアンティエ奨学金授与」、89. 海外語学研修資料、90. カンボジア研修資料、91. ウェブサイト「海外研修」、92. 令和2年度時間割・特別時間割、93. 新型コロナウイルス感染予防に係る資料、94. 教育・保育実習資料、95. ウェブサイト「実習 事前事後指導」、96. 看護学実習資料、49. 学務分掌、27. 担任資料、97. 令和2年度コロナ禍における学生調査資料、14. 短大祭資料、98. ウェブサイト「学費・奨学金」、61. 入学時期期待度調査資料、53. 子ども教育学科社会人特別入試資料、99. 学生表彰資料、100. 教員採用試験支援資料、23. 看護師国家試験対策資料、57. 就職状況資料、101. 編入学支援資料、102. 助産師・保健師進学者支援資料、103. ウェブサイト「就職サポート」
備付資料・規程集 47. 障害学生支援規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ⑦ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑧ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

- ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教育資源について大別すると、教員・事務職員・図書館・情報関係の四分野に分けることができる。

教員は、学科の学習成果の獲得に向けて、以下の通り責任を果たしている。教員は、成績評価基準を学生便覧、シラバスに示し、学生に周知した上で、学習成果を評価している。成績評価基準は学位授与の方針に対応したもので、小テストやレポートなどの課題を適宜課し、定期試験も含め総合的に学習評価を行い、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、必要に応じ授業改善、補習、個別指導などを行っている（提出・2 pp.38,52-53、16）。

教員の授業能力の向上に向けては、各講義の最終授業またはそれ以前に学生から授業評価を受け、その結果は全科目の平均値とともに各担当者に配布され、同時に学長・学科長に知らされる。各教員はその結果に基づいて授業改善計画書を作成提出し、授業改善を行っている。学科長・学長は、評価の低い授業担当者と面談し、その原因や担当者の授業について話し合いを持ち、改善の方向を考える。指導技術の向上のために、他の科目について年間4回の授業参観を義務付けており、その授業に関する評価や感想を提出するとともに、自己の指導法の改善に役立たせるようにしている（備付・25、50、51）。さらに非常勤教員については、授業評価の結果により次年度の講師契約を締結しない場合がある。

本学は小規模校の特性を活かし、教員間の意思の疎通は十分であり、同一科目担当者間の連携、学科会議などで個々の学生に関わる情報の共有、グループ担任制による教員と学生のコミュニケーションの充実などが図られている。また、学科会議などを通じて、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている（備付・54）。また、教員は、授業・教育方法の改善を行い、学習成果の評価において、教育目的の達成状況を把握・評価し、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

る。

次に事務職員についてであるが、各職員が学生の取得する免許・資格及びカリキュラムの内容について十分に理解し、科目の選択などの相談にも応じることができる。また、授業を円滑に行うことができるように、教員へのサポートとして、授業教室の配置、使用機器の準備、配布物の印刷の手伝いなどを行っている。入学前教育やピアノ初心者相談会の連絡、新入生オリエンテーションや履修ガイダンス事務、健康診断実施、実習に必須の健康診断書発行手続、教員免許状一括申請事務手続、看護師国家試験受験に関する事務手続、成績評価の発表事務などが遺漏なく行うことができるよう、教員との連絡打ち合わせを密に行い実施にあたっている。また、学外で行う保育・教育実習や病院等臨地実習が円滑に進み、学習成果が上がるように実習先との事務連絡を行っている。学科会議には、記録者として1名が出席し、共有する必要な内容については、教務部課長と相談し情報の共有化を図っている（備付-54）。このように職員は職務を通じて学習成果を認識し、学習成果の獲得に貢献している。また、教育目的の達成状況を把握し、履修及び卒業に至る過程を支援している。学生の成績記録を規程に基づき適切に保管し、証明書の発行も適切に行っている。

図書館には、図書館司書を含め専属の職員が配属され、学生の学習向上に支援を行っている。入学時のオリエンテーション期間中に図書館の利用法の説明の時間を取り、「文献検索」「データベースの使い方」など指導をしている。また、学生にアンケートを取り、より利用しやすい図書館を目指している（備付-38、82、86）。蔵書に関しては、教員・学生からの要望のある図書はできる限り購入するようにしている。教員に関しては、年間に一定の図書購入費を決め、その範囲で対応するようにしている。日本最大の図書館蔵書検索サイト「カーリル」に参加し、全国の図書館と横断検索が可能になっている。看護学科開設時より、国内最大級の医学文献情報データベース「医中誌 Web」（医学中央雑誌刊行会）を使用できる環境を設けた。看護学科の「看護研究」においては文献検索が不可欠であり J-Stage などと共に頻繁に利用されている。教員は授業などで図書館を活用し学生の利便性を向上させている。

情報教育関係では、コンピュータを全教職員に一人1台支給し、教育研究や学務処理に活用している。学生のコンピュータ利用については、情報処理技術の修得、利用、応用に関して、必修授業（子ども教育学科では「情報機器演習」、看護学科では「情報処理」、「基礎演習」）を設け、その中で行い、全学生がコンピュータを活用できるようにしている。学内で使用されるコンピュータは LAN で接続され、WiFi の利用も可能となっている。インターネットを通じての情報検索も自由にできる（提出-2 pp.67-71）。

学習支援システム「WebClass」を導入し、授業だけでなく、情報伝達など、多目的に活用している。e-ラーニングによる予習復習、授業資料の提供、課題提示と提出、など多くの授業で活用している（備付-87）。

情報関係以外の授業においても、レポート作成、資料検索、プレゼンテーション資料の作成、また学生会活動や課外活動など、コンピュータを積極的に活用している。情報処理教室は授業で使っていないときは自由に使用できるように開放している。情報教室以外でも情報メディアコーナーやネットコーナーなどコンピュータを使用できる場所を設けている。普通教室においてもコンピュータの使用ができるように貸出

用のノート型コンピュータを準備している。教職員はコンピュータの適切な管理、利用促進を行っている。このような教職員の積極的なコンピュータ活用において、学生もおのずとコンピュータ利用技術が向上し、教育課程及び学生支援の充実が進んでいる。

上記の学習支援システム **WebClass** は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのオンライン授業において、中心的な役割を果たしている。各教科、**WebClass** を通じて、授業内容や、課題の提供、予習復習等を行っている。オンデマンド形式でのオンライン授業では、講義の音声データや画像データを掲載でき、これを視聴する。

日々の体温チェックと健康管理も **WebClass** に記入して管理している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。合格発表時に必要な情報を提供すると共に、入学前学習も課している。子ども教育学科、看護学科共に学科の特性に合わせた課題を出している。両学科共通の課題として、「情報倫理」についてe-ラーニングで学習する。入学後に試験に合格すると1単位の単位が認定される（備付・80、81）

入学者に対して、入学式の翌日から3日間にわたり、短大生活をよりよく送るために、学習や学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。その中で、学科の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行い、具体的には、「建学の精神について」「学科長講話」「大学での学習について」「カリキュラムについて」「学生生活について」「図書館利用について」「実習について」等、それぞれに60分から90分をかけて学習の動機付けに焦点を合わせた説明を行っている（備付・38）。

学科の学習成果の獲得に向けて、入学時に学生便覧を配布し、ガイダンス時に詳細な説明を行っている。授業計画（シラバス）に関しては、ウェブサイト上で閲覧可能な状態を維持し学生の学習を支援している。

入学までに入学前学習を行い、基礎学力を向上させ、学習習慣を身につけるようにしているが、入学後には子ども教育学科では「基礎教育講座」、看護学科では「文章表現」で、基本的な学習力を身につけるための内容を行っている。基礎学力が不足している学生には丁寧に対応している。その他の科目についても、十分な対応を行い、状況に応じて補習授業なども行っている（提出-16）。

実際の学生生活の中で生じてくる、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。本学は少人数グループ担任制をとっている。毎週水曜日の「現代と女性」の時間には必ず担任と学生が出会うが、それ以外にも担任は適宜、学習上の悩みなどの相談にのり指導助言を行っている。また週1回の「オフィスアワー」を設け全教員が学生に対応する体制を取っている。各期の成績発表も担任を通して行い、その際に個別に指導助言を行っている。また成績不振者に対して保護者も交えその後の学習について、きめ細かな指導を行うことを制度化している（提出-2 pp.52-53）。

また、平成 25 年度からは毎年 8 月に「学生生活調査」も行い、学生個々の学習や生活の実態を把握し、それに基づいて個人面談を行うなどきめ細かな指導を行っている（備付-76）。

優秀学生に対する学習支援として、1 回生時と 2 回生前期、看護学科においてはそれに加えて 2 回生後期の成績優秀者にレーヌアンティエ奨学金を給付し、その後の学習にも専念できるような支援体制をとっている（提出-2 p.59）（備付-88）。また、両学科において e-ラーニングを授業に導入し、進度の早い学生の学習時間の有効な活用に資している。子ども教育学科の English communication と看護学科の英語の授業においてはグレード分けによるクラス編成を行っており、優秀な学生はよりレベルの高い指導が受けられる体制をとっている。

学科の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っているかという点については、本学はカナダ・バンクーバーアイランド大学と姉妹校提携を結んでおり、毎年夏期語学研修に短期派遣している（備付-89）。子ども教育学科における「海外語学研修（英語）」（2 単位）として開講している。平成 23 年度・平成 24 年度は希望者が 10 名に満たなかったため中止とした。また、アジアの現状に触れ国際社会について学ぶ目的でカンボジア研修も設定しており、平成 23 年度は 10 名の学生が参加した。初等教育学科（現、子ども教育学科）4 名（1 回生 2 名、2 回生 2 名）、看護学科 6 名（1 回生 3 名、2 回生 3 名）であった。平成 25 年度は子ども教育学科 2 名（1 回生）、看護学科 10 名（1 回生 4 名、2 回生 6 名）であった。現地で保育体験学習も行い、子ども教育学科「国際社会と子どもの保育」（1 単位）という科目として単位化している（備付-90、91）。

平成 26 年度からは看護学科もカナダ語学研修を「海外語学研修（英語）」（2 単位）とし、カンボジア研修も「国際理解」（1 単位）として単位化した。平成 26 年度は「海外語学研修（英語）」参加希望者が少なく実施できなかったが、カンボジア研修には

子ども教育学科 6 名（1 回生 5 名、2 回生 1 名）、看護学科 8 名（1 回生 6 名、2 回生 2 名）が参加し単位を修得した。平成 27 年度はカナダへの海外語学研修への参加希望者が多かったので実施し、子ども教育学科 3 名（1 回生 2 名、2 回生 1 名）、看護学科 8 名（全員 2 回生）の計 11 名が「海外語学研修（英語）」の単位を修得した。平成 28 年度以降はカナダへの海外語学研修への参加希望者が定員に充ちず、カンボジア研修のみ実施している。平成 28 年度は子ども教育学科 3 名（1 回生）、看護学科 5 名（2 回生）の計 8 名、平成 29 年度は子ども教育学科 2 名（1 回生）、看護学科 6 名（1 回生）の計 8 名、平成 30 年度は子ども教育学科 7 名（1 回生）、看護学科 11 名（1 回生）の計 18 名、令和元年度は子ども教育学科 4 名（1 回生 3 名、2 回生 1 名）、看護学科 2 名（1 回生）の計 6 名の学生が参加し単位を修得した。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、残念ながら実施することができなかった。

令和 2 年度前期は、4 月授業開始早々より新型コロナウイルス感染予防対策を講じることとなり、授業形態においても第 1 回目から第 11 回目までは遠隔授業やオンライン授業を中心に実施することになった。しかしながら、子ども教育学科、看護学科という学科の特徴から、演習系科目や実技系科目に関しては対面授業による授業理解や習熟が不可欠であることから、第 7 回目から第 11 回目の 5 週間の授業形態として一部演習・実技系科目の対面授業を追加して実施した。（令和 2 年度前期時間割・特別時間割（備付-92））

対面授業では学生同士のディスタンスを規程通り確保して机配置を行い、オンライン授業においてはオンデマンド形式であっても質疑応答が随時可能なように同時双方向型を設定した。学生には、登学時の具体的な新型コロナウイルス感染予防対策をホームページに提示するとともに、オンライン授業と対面授業を並行して実施する際に混乱が生じないように第 7 回目からの 5 週間分は「特別時間割」を 1 週間分ずつ WEB 配信し配慮を行った。

後期は、両学科全体で時間割や教室使用の調整を行い、学科ごとに隔週で「対面授業」と「オンライン授業」を実施した。限られた学舎・設備の中で学生間のディスタンスを保持した教室設定を行うと同時に、「感染予防対策」と「学習効果の改善」の両立を図るため検討を重ね、新型コロナウイルス感染拡大状況下にあって学習面の充実に最善を尽くした。

新型コロナウイルス感染に係るハイリスクにある学生に対しては、その申し出により対面授業の録画映像を適時提供し、外出自粛状態にある学生においても対面時の授業と同等の学習環境を確保できるように工夫している（備付-93）。

今後の課題としては、特にオンライン授業における改善があげられる。学生の習熟度が対面授業時と同等以上に確保できるよう、オンライン授業の方法や内容の充実など教員側の授業研究が必要である。

オンライン授業をほぼ 1 年間にわたり実施する中で、対面授業と組み合わせて効果的な活用が可能であることも見出されている。対面でないと十分でない内容は対面で行い、予習や復習、課題学習については、オンラインの方が効果的に行えることも考えられる。質問などもオンラインの方が周りに気にせずに気軽に行えるという面があ

る。

<子ども教育学科>

履修ガイダンスは各期の1～2か月前に行い、選択必修科目については検討する時間等を考慮して数か月前に希望調査を取るなど、学生の状況に合わせた細やかな説明・指導を行っている。学習の動機づけに焦点を合わせた学習方法や科目の選択のためのガイダンスにおいては、平成27年度より学生のイメージが湧きやすくするために選択科目の具体的な説明を掲示したり、希望調査時に補足説明をするなど工夫し、考えるための材料となる資料をよりの確に示している（備付-83）。

子ども教育学科の学びは教育・保育実習を核として、知識と実践力を相互に高めていくものである。そのため、「教育・保育実習委員会」は毎週開催し、必要に応じて学科会議を開き学生の教育・保育者としての資質向上を支援している（備付-94、95）。

高等教育を受けるに足る基礎学力の不足した学生が入学してくる現状にあって、専門科目に取り組む前に基礎力をつけることは不可欠である。そのため子ども教育学科においては「基礎教育講座」の科目を置いている（提出-16）。この授業は少人数グループに分けて行い、毎時間小テストや論作文の添削を行うなど、学生個々に応じた指導体制を取っている。また、鍵盤楽器初心者に対しては入学前から説明会及び指導を行い、入学後も「音楽（ピアノ）」のピアノ個人レッスン担当教員が進度の遅い学生に対して個別に時間外の補習授業を行っている。「音楽（声楽）」の科目においても、基礎力の劣る学生に対しては授業時間外に個別指導を行っている。

English communication の授業はあらかじめ判定テストを行いグレード分けによるクラス編成を行っているので、学生の能力に対応した指導ができています。各科目においても、中間テスト等で理解力が不足している学生に対しては適宜補習を行っている。

学科の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、子ども教育学科においては、「音楽（ピアノ）」と「幼児と音楽」の前期試験における成績優秀者には「演奏会・表現フェスタ」への出演機会を与え、時間外の補習授業を行って指導するなど、より一層の習熟への支援を行っている。平成29年度には全くのピアノ初心者として入学してきた学生に「演奏会・表現フェスタ」への出演機会を与えた。進歩・上達が著しい学生たちの演奏を披露することにより、苦手意識を持つ学生達にも意欲を持たせる教育効果を上げられたと考えている。平成30年度には「演奏会・表現フェスタ」も第50回目を迎え、学生の学修成果披露の場としての新しい歴史を刻み始めた。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が発令されたため、学内動画配信による発表となった。限られた条件下での開催に向けて例年にはない学生個々人の成長がみられた（提出-22）。

また、子ども教育学科における幼稚園・小学校教諭養成において「情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、保育・授業設計に活用する」ことが必須項目とされているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため WebClass による遠隔授業が中心となったことから、例年より ICT 活用に割く時間が拡大されその部門の学

習成果が大きく得られた。

<看護学科>

学科の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを入学時に行っている。学科長は大学での学習についての総括的な話を行い、教務課長は実際の履修について詳しく説明している。学習についての学科長や教務課長の話は、2回生及び3回生についても、各期のはじめに行い、学習がスムーズに進むための動機を与え、見直しを図るようにしている（備付-83）。

学科の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物を発行し、ウェブサイトにも掲載している。

学科の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行ったり、グループ担任が学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行っている。また、e-ラーニングなどの利用を含め進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

看護技術習得においては、授業時間外の時間帯での練習・指導を行っている。授業時間外での技術練習・指導を希望する学生には、原則、前日までに学習したい技術項目や練習の日時を申請させて、基礎看護学を中心に練習の準備・指導を行い、看護技術の習得に向けて指導助言を行う体制を整備している。また、技術の一部は e-ラーニングで動画として携帯端末や自宅で確認することができ、学外での学習機会を提供している。

臨地実習は、1回生は基礎看護学実習Ⅰ（1単位、45時間、5日間）、2回生は基礎看護学実習Ⅱ（2単位、90時間、10日間）、3回生は、各領域：母性看護学（2単位、90時間、10日間）、小児看護学（2単位、90時間、10日間）、成人看護学慢性期（3単位、135時間、15日間）、成人看護学急性期（3単位、135時間、15日間）、老年看護学（4単位、180時間、20日間）、精神看護学（2単位、90時間、10日間）、在宅看護論（2単位、90時間、10日間）の実習及び総合看護学実習（2単位、90時間、10日間）がある。臨地実習は実習する病院・病棟が決められ、4名から6名が1グループとなり、1名の教員の指導のもとで実施している（備付-96）。

臨地実習にあたり、基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱではオリエンテーション及び1週間の事前学習を行い、3回生の各領域実習では、4月の1ヶ月間の期間をあてて、万全の態勢で実習に臨んでいる。実習指導教員については、非常勤教員が多いため、4月の最初に臨地実習指導教員オリエンテーションを行い、学科長及び実習委員長・授業科目担当者が十分説明を行い、共通の認識でもって実習指導を行えるようにしている。また、口頭の説明だけにとどまらないように、臨地実習教員対応並びに看護学指導要項を全教員に配布している。特に3回生の臨地実習はほぼ1年間にわたるので、事前に十分な準備学習を行い、教員も十分な打ち合わせを行い適切な指導と評価、対応ができるようにして実習に臨んでいる。

3回生の4月には臨地実習に備えて、看護学領域ごとの知識・技術の確認と、学習者としてまた医療人としての態度を養うためのオリエンテーションを行っている。

臨地実習中は、授業科目担当者は各実習がスムーズに行われているか確認するた

め、常に実習担当教員と連絡を取り、また実際に実習病棟に出向き、実習状況を確認し、必要な指導を行っている。学生に実習を継続する上で学習不足などの問題が出たときには、授業科目担当者が実習担当教員と連絡を取り、できるだけ早期に必要な指導を行い、状況によっては実習委員長も加わり実習がスムーズにいくようにしている。アクシデントやインシデントが生じたときには、「看護学実習要綱」の事故発生時の対応体制に従い、速やかに対応し、遺漏なきようにしている。

看護学実習の実習指導にあたる教員と臨地（病院等医療施設）実習指導者の指導力向上をはかるために、平成 23 年度は 4 月に外部講師（本学特任教授）を招聘し、臨地実習のあり方についての研修会を行った。平成 24 年度は 8 月に本学教員による看護過程の展開と指導方法についての研修会を実施した。平成 26 年度は 8 月に臨地実習指導についての研修会を行った。平成 27 年度も教育研修会を行い、「低学力の学生の教育について」をテーマとして主体的学習態度育成にむけて話し合った。

看護学科の学生は、入学後、過密な学習環境に対応できない場合、看護師への志向が弱い場合、看護師になるために必要なコミュニケーション力が弱い場合など、学習の継続が困難になる場合が多々ある。このような場合は、まずグループ担任が対応し、改善へ向けての十分な相談を行い、状況によっては保護者も交えて面談を行い、教務委員長や学科長も対応に加わっている。3 回生においては、1 年間にわたる臨地実習において、学生の疲労度も大きく、精神的に不安定になることもあるため、担任が実習担当教員や授業科目担当者から報告を受けて必要な対応を行い、状況により保護者も交え担任や実習委員長、学科長が対応をする体制をとっている。学生の問題については、学科会議や実習委員会で報告を密にし、教員全体で共通認識を持ち対応する体制をとっている。平成 27 年度より実習委員会を毎週金曜日午後 1 時より 2 時まで開催し、学生の実習状況の報告を行い、実習に関わる全教員が学生の状況を十分把握した上で実習指導できる体制を強化した。

このように、看護学科では、過密な学習環境、そして病院・施設での臨地実習という特別な学習環境において、様々な問題が生じる可能性があり、そのためのサポート体制を十分にとっている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導・厚生補導等）として学生部に学生課と厚生課、留学生支援係を設置している。学生課は学生指導や学生会（学友会）活動を支援し、厚生課は福利厚生面での支援を担当している。学生部には担当者として10名の教員と、事務職員（兼務）4名を配置して学生生活全般にわたり支援している。行事日程、業務内容、奨学金関係マニュアルについて役割分担ごとに共有し、業務を進めている。本学では少人数グループ担任制をとっており、担任には「担任の心得」を配布し、基本的には担任が相談や連絡の窓口となり、学生生活全般に関する支援や指導を行っている（備付-49、27）。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、本学として4月から非常事態宣言が解除された6月まで全面オンライン学習を実施し、学生の生活状況が一変した。学生の不安や学習状況を把握するため、学生調査を実施。調査項目は、①本学ホームページをどの程度閲覧しているか、②本人、ご家族の健康状況、③オンライン学習の状況（本学の学習システム WebClass の利用状況、自宅のオンライン環境、利用している情報機器、学習の進捗や状況、1日の過ごし方、本学への要望、等）、④学費や奨学金、生活費、家庭の経済、経済的な問題や不安、その他困難に感じていることや質問について調査した。

調査結果については、両学科教職員に共有した（備付-97）。①本学ホームページをどの程度閲覧しているかについて、閲覧回数は週平均3回であった。多くの学生が大学からの発信を見ているものと考えた。②本人、ご家族の健康状況については、ご家族全員が健康であった。③オンライン学習の状況については、自宅にオンライン環境（Wi-fi）が整っていない学生が存在した。スマートフォンのみで学習している学生が多く、記述内容より学習の不便さを感じられた。学習支援システム WebClass の利用に関しては、メッセージのやりとりがスムーズにいかないことや課題提出がうまく行っているのか不安に感じている学生、課題締切がわからない科目があることなど、改善点を見出すことができた。しかしながら、ほとんどの学生が苦戦しながらも各教科から出された課題に取り組み、オンライン学習に慣れてきていることも感じ取ることができた。④学費や奨学金、生活費、家庭の経済、経済的な問題や不安、その他困難に感じていることや質問については、アルバイトで学費や生活費をやりくりしてい

る学生が複数存在し、困窮の声を確認した。6月以降は、オンライン授業と対面授業とを各週で実施となった。

クラブ活動・学院行事・学友会など、学生が主体的に参画する活動には、本学の教員が分担し、支援にあたっている。令和元年度のクラブ加入率は 20.8%であった。また、学友会の執行機関である学生委員会には、学生部教職員が助言と援助をしている。楓祭(短大祭)は、新型コロナウイルス感染防止の観点からオンライン開催とし、映像を作成して各学生が閲覧する形で実施した。両学科 1・2 回生全員が個人写真を撮影し、その写真を使用して本学の風景画をベースとするモザイクアートを作成。モザイクアートはクリアファイルにして学生、教職員に配布して記念とした。映像も同様に 1・2 回生全学生の写真と数名の教員に動画撮影を依頼し、記念映像を作成した。また、ビンゴの抽選の様子も撮影し、配信して学生に参加してもらった。視聴回数は、356 回であった(備付-14)。

食堂や売店などのキャンパス・アメニティとしては、城東学舎に学院食堂があり、その運営は外部業者に委託している。学生同士が落ち着いて談笑できる空間として城東学舎 3 階と鶴見学舎 2 階に学生ラウンジがある。コピー機・飲料の自動販売機・湯茶の自動給湯器・電子レンジ等を設置している。鶴見学舎では外部委託業者による売店を営業していたが、近くにコンビニができたためになくなり、代わりに自動販売機を設置している。

宿舎が必要な学生への支援(学生寮・宿舎のあっせん等)として、本学は学生寮を保有していないため、下宿が必要と考えられる入学生には、合格通知発送時に下宿先案内を同封している。本学が紹介する下宿先は、長年地域で賃貸マンションなどを経営している業者や全国展開している不動産業者などである。

通学路は公共交通機関の利用を原則としているが、一部、自転車の利用を認めている。通学のための便宜として、駐輪場を城東学舎・鶴見学舎の 2 カ所に設けている。電車通学と自宅より 1km 未満の学生に対しては自転車通学の許可を出していないが、条件に合う希望者には基本的に自転車通学を許可している。交通事故防止のため、自転車通学のルールやマナーを指導した上で、自転車使用の許可を与えている。交通安全については、毎年、所轄の城東警察署や鶴見警察署と連携し、交通安全の意識啓発を行っている。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、警察署よりお借りした DVD を視聴して防犯啓発を促した。今後も警察や専門家の協力を仰ぎながら、次年度以降も安全に関する教室を実施したいと考えている。

学生部として、対面授業時の感染防止対策の対応、学生対応、事務業務、そして奨学金業務を行っている。特に奨学金業務については日本学生支援機構の貸与型・給付型奨学金に加えて、子ども教育学科では保育士修学奨学金についても大阪府社会福祉協議会と連携して学生をサポートしている。また、新型コロナウイルス感染症の状況により、文部科学省から通達があった「学生が利用可能な支援策について」をもとに、学生支援にあたった。例年の奨学金業務に加え、国から打ち出された国による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』及び新型コロナウイルス感染症に係る給付奨学金についても実施した。「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』については 2 回実施し、経済的に困窮していた学生 42 名に 20 万円もしくは 10 万円の給付を

行うことができた。新型コロナウイルス感染症に係る給付奨学金についても 2 回実施し、給付金額の上限があったため、書類選考、ヒアリングの実施の上で 11 名を決定し、給付を行った（提出・2 pp.58-60）（備付-98）。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングとして、在学生は 4 月に定期健康診断を実施している。実施項目は胸部 X 線検査、身体測定、視力検査、学校医による内科検診・尿検査（潜血・蛋白・糖）である。この結果、異常が認められた学生には治療や再検査を推奨・継続フォローしている。またこの診断結果は実習・就職・進学のための健康診断書としても利用可能であり、学生の申請時に発行している。学生生活に関して学生の意見や要望の聴取のために、学生ラウンジに意見箱を設置しているが、ほとんど活用されていない。学生の意見や要望は主に、学生委員会・グループ担任・授業科目担当教員・職員などを通して聴取される。また、入学時に期待度調査、卒業時に満足度調査を実施している。さらに前期末に学生生活調査を実施し、多角的に学生の生活実態を把握するよう努めている（備付-61、76、62）。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援するために、学生部に留学生支援担当を配置している。各授業担当者やその他の教員と連携協力して個別に日本語が母語ではない学生に対応し、柔軟にサポートを行なう体制を整えている。令和 2 年度は日本語が母語でない学生は、両学科合わせて 5 名であった。

社会人学生の学習を支援する体制として、平成 22 年度より社会人学生には学納金を減免して、経済的に入学しやすい体制を整備した。この制度を利用した社会人入学生は、令和 2 年度では、子ども教育学科 6 名、看護学科 2 名であった。社会人学生が、一般の学生に比べて学習進度が遅れたり、学習内容の理解が不足したりするといった状況は発生していない。むしろ社会人学生は、四年制大学卒業者も多く、意欲的に勉学に取り組んで学習成果を上げ、一般学生の模範となっている（提出-13、14）（備付-53）。

障がいのある学生の受け入れのための施設整備として、城東学舎・鶴見学舎ともに、各フロアでのバリアフリー、点字ブロックの設置（1F のみ）、障がい者用手洗いの設置（1F のみ）、各階の階段・手洗いに点字案内板（含 シール）や階段手すりの設置がある。さらに、講堂には車椅子用リフトを設置している。公開講座では地域の手話サークルと連携し、手話通訳付き講座を実施している。障害学生支援規程を令和元年度に制定し、委員会を設置し、相談窓口や支援体制を明確にした（備付・規程集 47）。

長期履修生を受け入れる体制として、本学では平成 20 年度より学則において長期履修を規定し、その取扱いに関しては「長期履修に関する規程」に定めていたが、同法人で令和 3 年度大学開学を目指し短期大学は閉鎖の方向であったので、令和 2 年度入学生から取り止めることとなった、

学生の社会的活動（地域活動・地域貢献・ボランティア活動等）の評価として、卒業時に与える「創立者賞」「信愛賞」がある。「創立者賞」は「信愛教育を豊かに実らせ、学院や地域社会に貢献し、もって学生の範とする人」、「信愛賞」は「特別の功績を示した人」として表彰する制度である。令和 2 年度は、「創立者賞」には 1 名、「信愛賞」には 22 名が表彰された（提出・2 p.58）（備付-99）。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職支援のための教職員の組織として令和2年度は、子ども教育学科では教員3名、看護学科では教員4名（うち1名は次長）が就職委員会に属し、就職部職員と連携しながらそれぞれの学科の学生の進路や就職の相談及び指導にあたった。

就職支援室としては、城東学舎に就職部を配置し、主として専従職員2名（部長と顧問）が進路や就職の相談、就職斡旋業務、履歴書の作成、面接練習など多岐にわたる業務にあたっている。また城東学舎と鶴見学舎では、兼務の事務職員各1名が就職関連の業務にあたっている。就職部では、幼稚園、保育園、施設、病院、企業等からの求人票を掲示するとともに、それぞれの求人資料のファイルを閲覧可能な状態で保管している。また、過去10年以上におよぶ学生達が残した就職試験内容の受験報告書も閲覧可能であり、後輩達の受験に際し大いに役立っている。また、就職に関する書籍やDVDも備えていて貸出が可能である。さらに、情報検索や履歴書作成指導などのためにパソコン3台を配置し、支援態勢に万全を期している。

就職のための資格取得の支援については、両学科ともに専門就職を目指しているため、各学科における単位修得が資格取得に直結している。子ども教育学科では、従来の小学校教諭二種免許、幼稚園教諭二種免許、保育士資格に加え、さらなる資質向上のため、平成25年度卒業生からこども音楽療育士資格、幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級が取得できるようにカリキュラムが改定された。なお、両学科ともに、選択により園芸療法士資格やピアヘルパーの受験資格が取得できるようになっている。

就職試験対策等の支援については、主として就職部が担当する選択科目「キャリアガイダンス」において、就職試験対策講座を盛り込むことで対応している。子ども教育学科で小学校教諭を目指し公立の教員採用試験を受験する予定の学生に対して、全15回開講のうち7回でカリキュラムの内容を変更し採用試験対策講座を実施している（備付-100）。また、企業就職を希望する学生に対しても、別途、指導する時間を設けて、就職活動の遅れがないよう配慮している。看護学科では平成25、26年度については全15回の開講のうち12回で国家試験対策講座として小テストを実施した。平成27年度からはキャリアガイダンスの開講数を8回にし、7回を学科独自の国家試験対策の時間にあてることになった（備付-23）。その他、両学科共通の内容としては、前年度学生の就職活動状況、受験報告書の分析による実技試験、筆記試験、面接試験の傾

向と対策、論作文対策、履歴書の作成、自己開拓の方法、就職活動の事務手続き等で、おおよそ考えられる試験対策を網羅している。

学科の卒業時の就職状況については、一覧表にして全教員に配布し、教育の成果として情報を共有している。令和2年度、子ども教育学科は卒業生37名中27名が幼稚園、保育所、小学校、福祉施設などに専門就職し、3名が企業へ就職、2名が四年制大学に編入（大阪教育大学）、2名が科目等履修生として本学に残った。

看護学科は卒業生81名中、国家試験に合格した者は65名であった。そして65名全員が看護師として病院に就職し、進学した者はいなかった。不合格者のうち11名が看護助手として病院に就職した（備付-57）。

就職を希望しない者や専門外の企業就職を希望する者は例外的であるので、基本的な指導方針の見直しの必要性はあまりないが、進路に対する迷いや不安のある学生には、教員と連携しながら個別に丁寧な対応を心がけている。平成25年度以降、学生相談に「ハローワーク大阪東」の学卒ジョブサポーターの協力を受けている。子ども教育学科の専門就職は、例年ほぼ100%の就職率を維持しているものの、あくまでも就職希望者に対する割合であり、就職を希望しない学生は毎年若干名存在して相談業務の限界を感じている。ハローワークから月2回専門相談員が来校し、就職意欲の低い学生に粘り強く企業就職を斡旋してもらうことは非常に心強い。

子ども教育学科では平成28年度より2回生後期のピアノ授業で、学生から要望があれば、内定した幼稚園、保育園が実際に使用している幼児歌曲を個別指導することになった。採用試験で上手くピアノが弾けなかった学生でも、面接でこの個別指導について話すと合格につながる可能性がある。ピアノが苦手な学生に有効な支援であるだけでなく、幼稚園、保育園からも本学ならではのきめ細かな指導として評価されている。

進学、留学に対する支援は進路指導担当の教員が行っている。子ども教育学科では、四年制大学への編入学を希望する学生に対して支援を行っている。編入学には、一般編入学もあるが、指定校推薦編入協定大学（四年制）への編入希望が殆どである。指定校推薦編入学の進学支援の内容は、主に面接指導、論作文指導である。また、志望動機の明確化にも注力し、編入学後の学習意欲に繋がる指導も行っている（備付-101）。看護学科では助産師課程や保健師課程の希望者が多い。その都度、就職部進学担当者または母性看護学教員が対応し相談に応じている。学生からの主な相談内容は、取得可能な資格とその内容、資格取得に必要な学力、資格取得後の就職状況、一度看護師として就職した後に受験することのメリット・デメリット、看護師国家試験のための学習との両立等である（備付-102）。担当教員による指導内容は、学校推薦書の作成、学生の自己推薦文の添削指導などである。両学科ともに、受験報告書は保管して、進学希望学生が閲覧できるようにしている（備付-103）。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

情報関係の課題としては、SNSの動画やコメント投稿などにより学生と教員また学生間のトラブル発生を回避するために、情報モラルについて規範意識を高め、倫理観の

高い行動に結びつけるよう一層啓発を図ることが必要と考えられる。

学生の授業評価に関しては、各教員に結果を提示し、各教員は改善計画を提出し、改善を図っているが、それらは各教員個別の問題として処理されている。今後は、改善策とその結果について情報交換を行い、どのような改善策が効果的であるのか情報を共有し、お互いにより良い改善策を提案しあい、個々の改善に活かすだけでなく大学全体の教育力向上に資するようにしたい。

事務職員の職務内容が多岐にわたるため、限られた人数でそれらをこなすためには、教員との連携が重要になる。より緊密な連携を取ることができるよう、教職員連絡会を行うことも重要である。

基礎学力が不足する学生に対しての補習授業等に関しては、年々基礎学力の不足している学生が増加している傾向にある。そうであっても、子ども教育や看護の専門教育に円滑に導くことができるよう、より一層のきめ細かな指導体制が必要である。図書館に関しては、授業の形式により、一部図書の閲覧頻度が高く借りられない場合がある。その対応として、頻度の高い図書については配架数を増やすことも必要であろう。情報関係では、顕在化はしていないがインスタントメッセージ(ライン)などにより学生間のトラブルも想定されることから、倫理面での再教育の徹底を図ることも必要と思われる。

学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制については、学習上の問題に加えて精神的な問題を抱えている学生が増加してきている。少人数担任制をとり、きめ細かな対応をしているが、今後は医療機関とも連携しつつ、精神的なサポートもしながら学習成果をあげる指導助言を行っていかなければならない。

進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、e-ラーニングの導入をより一層推進するなど、優秀学生が高度の学習成果を獲得できるような支援体制をとっていくことが必要である。また、より多くの成績優秀な学生に対し、学生の学習意欲を高める報奨制度を進める必要があり、検討している。

学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導・厚生補導等）は、小規模校であるため学生の生活支援以外の学務も兼務していることから、時期により過度の負担が集中することがあるので、計画的に学務をこなす生活支援を充実させる工夫が必要である。

子ども教育学科は2年、看護学科は3年という短期間での資格取得のため、時間割に余裕が無く、また実習期間も長い。このため学生は意欲や関心があっても、学生会活動及びクラブ活動に打ち込む時間を持ちにくいのが現状である。入学当初は課外活動への関心は低くないので、短時間であっても関心のあることについて活動できるよう支援し、クラブ活動の活性化を図りたい。

宿舎が必要な学生に支援（学生寮・宿舎のあっせん等）を行っているが、一人暮らしの学生については、防犯に対する意識を高めていけるようなサポート体制の在り方について、グループ担任の協力を得ながら検討していきたい。

学生の心理面のフォローは、グループ担任がまず対応し、保健センターが窓口となって学校医と連携して行っているが、相談窓口をより周知してスムーズに対応できるよう改善したい。

学生生活の満足度を向上させるため、入学時期待度調査・卒業時満足度調査、学生生活調査の結果を分析し、改善へ向けて検討したい。その中で学生の意見や要望を積極的に受け止め、学生支援向上につなげていきたい。

学生の社会的活動（地域活動・地域貢献・ボランティア活動等）に対して、「創立者賞」「信愛賞」として表彰する制度がある。学生の自主的な活動を促すためにも、学生のボランティア活動への参加状況の把握に努め、より多くの学生を表彰できる方向性で、令和2年度は22名の信愛賞を決定した。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）については、本学の両学科は資格・免許取得を目的とする学科であるため、専門的な講義内容が理解できるだけの語学力が必要である。そのため大幅な留学生の受け入れは困難であるが、諸外国の看護や保育の現場を見聞することは重要であるので、長期・短期の留学生の派遣を拡充していくことが必要である。

前述の通り、看護学実習の実習指導にあたる教員と臨地実習指導者の指導力向上をはかるために毎年研修会を実施しているが、今後も引き続き、より良い教育実現へ向けて研修会を実施していく。

次年度に向けて、学生の就職活動を取り巻く環境変化から進路支援のあり方も見直す必要がある。

（1）学生の就職活動を取り巻く環境変化への対応

環境変化として大きいものは、看護学科では従来に比べて看護師不足が緩和され、就職環境が悪化してきたことである。また、子ども教育学科では、認定こども園への制度移行に伴い幼稚園免許・保育士資格の両方を要求する求人が増加していることである。

看護学科の就職環境は、数年来の各大学の看護学部増設によって新卒者数が年々増加しているにもかかわらず、厚生労働省の施策で病院において急性期病棟（7:1）から地域包括ケア病棟（13:1）への移行が進み、病院の看護師必要度が低下する傾向にある。更に各病院の新人教育体制や福利厚生制度が整備され、退職する看護師が減少していることも、募集人数の減少要因になっていると推察できる。令和2年度は、6月以前に採用充足状態となった病院が散見された。この就職環境悪化は今後さらに強まるものと見込まれる為、学生に対して早期に就職活動を開始するよう指導していく必要を感じている。

子ども教育学科の就職環境は、幼・保の業界において新制度の認定こども園への移行が進んでいる状況下にある。特に大阪府の認定こども園数は令和2年4月1日現在707園と全国最多で、今後更に増加すると見込まれている。令和2年度、認定こども園に就職した学生は5名で、教職就職者27名の18.5%であった。認定こども園の職員は「保育教諭」と呼ばれ、幼稚園免許と保育士資格の両方が要求される。そして認定こども園に限らず、幼稚園でも保育園でも求人の際、両方の免許・資格を要求する傾向が強まっている。これは両方の免許・資格の取得が難しい低学力の学生にとって厳しい現実である。低学力の学生ほど企業就職やその他の進路に向かう傾向が強いので、この現実によって保育職への道を自ら断ってしまう可能性が高まる

懸念がある。学生の学習意欲や就職意欲向上のために、個別のカウンセリングや進路相談を強化していく必要を感じている。

(2) 信愛教育としてのキャリア教育の継承

本学はカトリックミッション校として、キリストの愛を教育の中に生かすことを校是としている。137年の歴史の中で特色のある教育活動を「信愛教育」と呼んでカトリックミッションの成果と位置付けてきた。

短期大学が四年制大学に改組されることが決定したが、従来取組んできた独自のキャリア教育を、四年制大学に、どの様に信愛教育として継承できるのかは大きな課題である。

本学のキャリア教育の内容は、一般の大学で実施されているホランド理論に基づく職業適性の分析やスーパーの理論に基づく職業人生のデザインとは異なる。本学の自己分析は、学生にこれまでの人生を振り返らせ、出会いや出来事の意味を考察させて、意識化された「人生の願い」を職業観に結晶化させることを目指している。キリスト教では「使命」と呼ばれ、仏教では「本願」と呼ばれる人間が心の奥底に持つ本源的な願いを宗教色を抑えて学生に理解させ、職業観形成に結びつけてきた。

これが本学が長年就職率 100%を達成し、特に教育職に就いた卒業生が高評価を受けている秘訣であると思料する。令和元年 8 月、教員免許状更新講習で本学のキャリア教育を講義する機会があり、受講した多くの一般の教員の方々から理解と共感を得ることができた。

新設大学のキャリア支援の枠組みの中で、信愛教育の一環として独自のキャリア教育の探求と実践を続けたいと考えている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回記述した行動計画

- ・平成 25 年度に建学の精神から短期大学の目的、学位授与の方針、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに至る本学の指針についての流れを確認・改善し学則及び学生便覧に明記しウェブサイト上にも公開した。それに基づいて教育課程が組まれているが、体系的に編成されていることを学生に視覚的にも示すために、平成 26 年度にはカリキュラムマップ（履修系統図）などを作成する。
 - ・成績評価について、平成 25 年度のデータでは 4 段階評価では優（80 点以上）の割合が全体のほぼ 5 割となっていたので、平成 26 年度からは秀（90 点以上）を加えた 5 段階評価を採用する。同時にこれまでの科目あたりの平均値を出していた成績総合評価を改め、単位当たりの平均値を出す G P A 制度を導入し、より学生一人ひとりの学習成果の修得について総合的な可視化を図り学習指導のサポート体制を整える。
 - ・シラバスについては、平成 26 年度後期から、すべての授業科目において毎回の予習復習により 1 単位 45 時間に足る内容を「準備学習」に示すことと、単位認定の方法及び基準においてテストやレポート等の評価の割合を明確に記すよう取り組む。
 - ・平成 26 年度の学科会議において、各教員の担当の授業科目に対応した研究に取り組むよう促すことと、卒業後評価を共有し学習成果に活かす方策について討議し、具体的な改善策を平成 27 年度の教育課程に活かす。
 - ・学習支援のための情報については、平成 26 年度からすべてをウェブサイト上で情報公開する。
 - ・より多くの学生の学習意欲を高め経済的にも支援できるよう、成績優秀者に対する「レーヌアンティエ奨学金」制度について、金額が高額であるため人数枠が少ないので、より多くの学生の学習意欲を高める報奨改革を進める必要がある。
 - ・子ども教育学科では、小学校教諭希望者の学力向上を図るために、カリキュラムの中に小学校教員採用試験対策を目的とした授業内容の組み入れを検討し、平成 27 年度から具体的に実施する。
 - ・看護学科は、国家試験対策を充実させ、合格率を高める努力がより一層必要である。3 回生の対策年間プログラム、個別指導体制の見直しと充実を図る。2 回生については後期開講の選択科目「キャリアガイダンス」で国家試験必修問題を実施し、好成績を残せるよう指導する。
- 子ども教育学科については、定員充足のために必要な対策を再検討する。特にオープンキャンパスに参加した生徒を確実に受験につなげる方法を検討する。

以下、下線部分が行動計画、その下の記述が実施状況を示す。

・平成 25 年度に建学の精神から短期大学の目的、学位授与の方針、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに至る本学の指針についての流れを確認・改善し学則及び学生便覧に明記しウェブサイト上にも公開した。それに基づいて教育課程が組まれているが、体系的に編成されていることを学生に視覚的にも示すために、平成 26 年度にはカリキュラムマップ（履修系統図）などを作成する。

平成 26 年度にカリキュラムマップ（履修系統図）を作成し、平成 27 年度には学生便覧に掲載し、入学生については、入学オリエンテーションガイダンスで、説明した。また、2 年生、3 年生（看護学科のみ）についても、前期の開始にあたってのガイダンスで説明を行った。

・成績評価について、平成 25 年度のデータでは 4 段階評価では優（80 点以上）の割合が全体のほぼ 5 割となっていたので、平成 26 年度からは秀（90 点以上）を加えた 5 段階評価を採用する。同時にこれまでの科目あたりの平均値を出していた成績総合評価を改め、単位当たりの平均値を出す GPA 制度を導入し、より学生一人ひとりの学習成果の修得について総合的な可視化を図り学習指導のサポート体制を整える。

平成 26 年度からは秀（90 点以上）を加えた 5 段階評価を採用し、これまでの科目あたりの平均値を出していた成績総合評価を改め、単位当たりの平均値を出す GPA 制度を導入し、学生一人ひとりの学習成果の修得についてより総合的な可視化を図り学習指導のサポート体制を整えた。平成 30 年度には「大阪信愛学院短期大学 GPA 規程」を策定し、学業結果を総合的に判断する指標として明確化した。平成 31 年度には学生便覧にも掲載し、ウェブサイト上にも公開した。

・シラバスについては、平成 26 年度後期から、すべての授業科目において毎回の予習復習により 1 単位 45 時間に足る内容を「準備学習」に示すことと、単位認定の方法及び基準においてテストやレポート等の評価の割合を明確に記すよう取り組む。

シラバスに 1 単位 45 時間に足る内容を「準備学習」に示し、単位認定の方法及び基準においてテストやレポート等の評価の割合を明確に記すようにした。

・平成 26 年度の学科会議において、各教員の担当の授業科目に対応した研究に取り組むよう促すことと、卒業後評価を共有し学習成果に活かす方策について討議し、具体的な改善策を平成 27 年度教育課程に活かす。

平成 26 年度の学科会議において、各教員の担当の授業科目に対応した研究に取り組むよう促し、その結果、授業改善をテーマとした研究が実施されるようになり、授業改善に活かされている。また、卒業後評価については、就職部で就職先アンケートを行い、その結果を共有し学習成果に活かす方策について討議し、具体的な改善策を平成 27 年度教育課程に活かす。

・学習支援のための情報については、平成 26 年度からすべてをウェブサイト上で情報公開する。

学習支援のための情報については、平成 26 年度からすべてをウェブサイト上で情報公開した。また、オンライン学習システム「WebClass」を利用した情報発信も令和 2 年度から開始した。

・より多くの学生の学習意欲を高め経済的にも支援できるよう、成績優秀者に対する「レーヌアンティエ奨学金」制度について、金額が高額であるため人数枠が少ないので、より多くの学生の学習意欲を高める報奨改革を進める必要がある。

平成 26 年度より、金額を 20 万円とし、学科毎に 2 年生 2 名、3 年生 2 名（看護学科）ずつ推薦することになった。さらにより多くの学生が奨学金が支給される新たな奨学金も計画中である。

・子ども教育学科では、小学校教諭希望者の学力向上を図るために、カリキュラムの中に小学校教員採用試験対策を目的とした授業内容の組み入れを検討し、平成 27 年度から具体的に実施する。

キャリアガイダンスにおいて、15 コマ中 7 コマを教員採用試験対策講座として、別メニューで実施している。

・看護学科は、国家試験対策を充実させ、合格率を高める努力がより一層必要である。3 年生の対策年間プログラム、個別指導体制の見直しと充実を図る。2 年生については後期開講の選択科目「キャリアガイダンス」で国家試験必修問題を実施し、好成績を残せるよう指導する。

看護学科の国試対策は、国試対策委員会により前年度の状況に基づき国試対策プログラムが立てられ、学科合意のもとで、学科全体で進められている。看護学科 3 年生については、4 月から 2 月の看護師国家試験まで、国試対策年間プログラムをたて、実施している。4 月の学内での臨地実習事前学習期間におけるプログラム、5 月連休明けの臨地実習開始から臨地実習が終了する 12 月初旬までのプログラム、臨地実習終了後、国家試験までの最終プログラムに分けて、実施している。内容は、東京アカデミー専属の看護師国家試験対策の有名講師による 22 回の特別講座、模擬試験の実施、国家試験対策専門の先生や学内教員による講座等を効果的に行っている。また、模擬試験の成績については学科で共有し、成績に応じて指導方針を決め、きめ細かに個別指導を行っている。2 年生については、「キャリアガイダンス」の授業で国試対策を行う時間を確保し、実施したが、年間プログラムの中で効果的な対策を行うために、キャリアガイダンスの時間を使用しての国試対策は中止した。

子ども教育学科については、定員充足のために必要な対策を再検討する。特にオープンキャンパスに参加した生徒を確実に受験につなげる方法を検討する。

体験授業やガイダンスなど高校生に直接アピールする機会は重要であるので、そのような機会を多くし、本学の魅力を伝え、本学への関心を高めている。その中で、オ

ーブンキャンパスへの参加をよびかける。

インターネットにおいて本学情報が検索されるように取り組む。スマートフォンによる検索が急増しているので、スマートフォン仕様のページをつくる。オープンキャンパス参加者には、お手紙に加え、本学での授業や実習の様子を在学生からのメッセージとして掲載した「ニュースレター」を送付し、関心を高める。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

看護学科では、看護師国家試験結果が、学習成果の達成に関わる重要な点である。令和2年度は、合格率が80%とかなり低い結果となった。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、4月に実施している学内での国試対策が予定通りできなくなり、その後も、特別講座や模擬試験などの実施にも支障が生じた。短期大学生の場合、3年生は臨地実習と並行して国試対策も行わなければならないという、厳しい状況があり、予定通りに国試対策を進めることができなかった点が、最後まで影響した。令和3年度も、新型コロナウイルス感染の関係で、通常の状態には戻っていないが、昨年1年間の状況を踏まえ、かなり改善できると考えている。学科一丸となって、少なくとも90%を超えることを目標に、原因について詳細に分析し、必要な対策を講じていく。

学生支援の内容の中でいくつかの課題がある。SNSの利用が一般的になる一方、倫理面の問題が生じている。学生便覧に「ソーシャルメディア利用にあたってのガイドライン」を記載しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の関係で入学時のオリエンテーションガイダンスが十分行えなかった。継続してSNS利用についてのガイダンスだけでなく、問題点の重要性を実感できるような研修を行っていく、

子ども教育学科、看護学科共に資格取得の関係で、実習を含め授業が過密であり、しかも課題も多いため、クラブ活動などに時間が取れない。同様にボランティア活動などもできない。そこで、そのような活動を少しでも体験できるような企画を学生部と学生会で企画したい。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、様々な行事や活動ができなかったので、少しでも工夫をしてそのような機会を設けたい。

学生の経済的な問題など、学習に支障が生じるようなことがしばしば認められるが、新型コロナウイルス感染拡大の関係も含め、生活調査を行い、それらの内容を十分把握して、個々の状況に寄り添う対応をしていきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

備付資料 66. 教員個人調書、104. 教育研究業績書、105. 非常勤教員一覧表、106. ウェブサイト 大阪信愛生命環境総合研究所 論文集「人と環境」、107. ウェブサイト「大阪信愛学院短期大学 児童教育研究所 所報」、108. 専任教員の年齢構成表、109. 専任教員の研究活動状況表、110. 外部研究資金の獲得状況一覧表、111. ウェブサイト「大阪信愛学院短期大学紀要」、112. 平成 30（2018）年度大阪信愛学院短期大学紀要、113. 令和元（2019）年度大阪信愛学院短期大学紀要、64. 令和 2（2020）年度大阪信愛学院短期大学紀要、114. 専任職員一覧、16. 短期大学研修会資料、115. FD・SD 報告書（平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度）、51. 授業改善計画資料、50. 授業参観資料、67. ティーチング・ポートフォリオ資料、16. 短期大学研修会資料、115. FD・SD 報告書（平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度）、62. 卒業時満足度調査資料

備付資料-規程集 62. 就業規則、4. 教員資格審査規程、63. 採用規程、8. 教員特別任用規程、13. 教員研究活動推進規程、39. 研究倫理規準、38. 研究倫理審査規程、46. 教員個人研究費取扱規程、83. 特別研究費取扱規程、15. 在外研究等に関する規程、35. 授業評価規程、17. ファカルティ・ディベロップメント（FD）規程、64. 休職規程、65. 定年規程、5. 管理組織規程、36. スタッフ・ディベロップメント（SD）規程

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、子ども教育学科および看護学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて必要な教員組織を編成している。令和 2 年度の専任教員数は、子ども教育学科 16 名（内、教授 4 名）、看護学科 24 名（内、教授 8 名）で、両学科合計 40 名（内、教授 12 名）

である。

短期大学設置基準で定められる専任教員数及び教授数（専任教員数の3割以上）は、子ども教育学科10名（内、教授3名）、看護学科10名（内、教授3名）で、短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数は4名（内、教授2名）で、合計24名（内、教授8名）であるので、短期大学設置基準に定める専任教員数を満たしている。

専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している（備付-66、104）。これらの情報の概要はウェブサイトで公開している（提出-8）。看護学科については、設立時及び設置計画履行状況調査期間中などにおいて教員審査を受け、適合と認められた教員で構成している。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼任）を配置している（備付-105）。学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要に応じ補助教員（助手）を配置している。

専任教員の新規採用および昇任については、「就業規則」（備付-規程集 62）及び「教員資格審査規程」（備付-規程集 4）に基づいて第一項教授会で資格審査の後、理事会で採用が決定される。また、新規採用に当たっては、「本学の建学の精神・教育理念・教育の使命に共感し、その運営に参画できる能力と協力姿勢を有する」ことをその採用の条件として重視している。非常勤教員の採用についても、学位、研究業績、その他の経歴等において、短期大学設置基準を満たし、本学の建学の精神・教育理念・教育の使命に賛同し教育を行うことを確認している。

（1）人材確保の不断の努力

人材養成目的は、本学の建学の精神やそれを基にしたディプロマポリシーにも明記されているように、学生が自己の能力を開発し、女性としてよりよい社会の建設に貢献することを実践できる人材の育成である。その理念に立ってカリキュラムに即した教員を確保すること、また、学生を陶冶・育成するには教職員の人格形成が最重要であることから、入職後、建学の精神を理解し、学生に向けて強力に発信できる人材の確保や涵養に努めている（備付-16、115）。

（2）専任教員数

社会の変化や多様化する学生のニーズを常に把握しながら、教員組織の在り方を検討している。全体としての適正規模の範囲で、教育研究に資する人材であれば、その確保と充実を図ってきた。その結果、本学の短期大学設置基準に対する採用率は、子ども教育学科では1.6倍、看護学科では2.4倍、短期大学全体として2.0倍となっている。これにより、本学の特徴の一つである少人数グループ担任制の運用が容易になされるとともに、学生の対応能力の向上・充実を目指す体制を専任教員を中心に具現化している。

（3）年齢構成

専任教員の年齢構成については、開学当初より本学は定年退職年齢が70歳を採っており、現在の年齢構成の偏りはその結果である。これらを是正するため平成20年度に新規採用者の定年年齢が65歳に改正され、平成25年度にはすべての在職者に定年年齢65歳が適用された。結果として、定年年齢に到達した専任教員が多数存在すること

となったが、必要かつ重要な技術・能力継承や急激な人員構成変化による停滞や混乱を回避するため、再雇用制度などを活用しながら、適正な人材確保に努めている。(備付-108)

(4) 採用・昇任実施の状況

就業規則に定める採用規程(備付-規程集 63)及び教員特別任用規程(備付-規程集 8)、並びに教員資格審査規程(備付-規程集 4)に基づき適正に実施している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学の子ども教育学科では、「キリスト教的人間観に基づく豊かな人間性と幅広い教養を育み、子ども一人ひとりの心に添い、人間として生きる力の基礎が育つよう、また、内面の育ちの過程を重視し、子ども一人ひとりの自己形成の営みを保障し支える保育ができる保育者の育成」を目指してきた。看護学科では、「キリスト教的人間観に基づく豊かな人間性と幅広い教養を育み、生命倫理やいのちの尊厳を大切にする、患者の視点に立った質の高い看護サービスを提供できる看護師、高齢化社会、地域社会等において積極的かつ持続的な貢献を目指す看護師の育成」を目指してきた。

これらを達成するため、教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)に基づいた担当授業科目の内容充実や指導方法の改善に取り組み、研究発表や学会活動等で研究成果をあげている。

本学では教員の教育研究活動を活発化し、促進するために「教育研究活動推進規程」(備付-規程集 13)を設けている。本規程において、教育研究水準の向上に努め、本学の目的及び社会的使命を達成するために、研究活動を推進し、その結果を積極的に公開することと定めている。

(1) 研究について

①教育研究業績報告書

本学では教員の教育研究活動を活発化し、促進するために、教育研究業績として報告を求めている。その内容は1年間の学術論文・著書出版等の研究・学会活動、演奏活動、公的社会的活動等である。「大阪信愛学院短期大学紀要」に研究活動報告として掲載、公表している。(備付・111)

これにより、各教員の教育研究活動状況を把握、業績内容の質を検証し、研究教育活動の維持・向上に努めている。

表ⅢA-1に平成28年度から令和2年度までの教員の研究活動業績を示す。毎年、およそ半数の教員が何らかの研究業績を示している。

表ⅢA-1 教員の研究活動実績(平成27年度～令和2年度)

		研究 教員 数	著作 数	論文 数	学会 等発 表数	国際 会議 発表 数	演奏 会展 覧会 等の 回数	国際 的活 動数	講演 数	その 他の 業績
令和2年度	子ども	4	0	3	2	0	0	0	1	2
	看護	11	1	4	15	4	0	0	2	10
令和元年度	子ども	9	1	13	5	0	4	0	5	2
	看護	13	1	19	37	0	0	0	11	5
平成30年度	子ども	7	1	1	2	0	9	0	1	3
	看護	8	0	6	17	2	0	0	0	0
平成29年度	子ども	7	1	1	3	0	7	0	1	4
	看護	9	0	6	16	2	0	0	1	0
平成28年度	子ども	8	2	1	4	0	12	0	0	1
	看護	11	0	8	25	6	0	0	0	0

②研究倫理

近年、科学者が社会における科学者及びその研究の責務を正しく理解し、誠実に研究活動を行い、健全な科学の発展に寄与することが求められている。

本学では、研究倫理規準(備付・規程集 39)を設け、研究倫理の啓発と審査のための研究倫理委員会を設置している。研究者が、研究倫理を踏まえて研究を行うにあたり、研究倫理に関する教育を受けることが必要であり、日本学術振興会の研究Eラーニングコースを受講し、終了することを推奨している。研究を行うにあたっては、各研究者は必要に応じ倫理審査を受け、承認を受けた上で研究を実施するようにしている。

本学では、平成24年に研究倫理審査規程(備付・規程集 38)を定め、倫理審査委

員会を設け、倫理審査を必要とする研究について、各研究者は審査を受け、承認を得たうえで研究を行ってきた。当初は看護関係の研究に限られていたが、最近は看護以外の分野でも人を対象とする研究においては倫理審査を受けることが一般的になり、看護以外の研究分野においても基本的に倫理審査を受けるようになっている。

平成 30 年度は、大阪信愛学院短期大学研究倫理規準を設け、本学の研究倫理についての基本的基準を設け、この基準に基づく規程として、研究倫理審査規程を改定した。

③研究成果の発表の機会

研究活動や教育実践に関する研究発表の場として、「大阪信愛学院短期大学紀要」を年 1 回(査読あり)発行している。(備付-111、112、113、64) 本紀要は、国際標準逐次刊行物番号：ISSN0286-9195 の付与を受け、国立情報学研究所による CiNii (NII 学術情報ナビゲータ サイニィ) に掲載され、世界の研究者が閲覧できる。本学図書館ウェブサイトでも閲覧できる (<http://library.osaka-shinai.ac.jp/issue/bulletin/>)。生命環境総合研究所は「論文集 人と環境」(査読あり)を刊行している。(備付-106) 本誌は国際標準逐次刊行物番号：ISSN2189-9096 (online edition)の付与を受け、本学図書館ウェブサイト (<http://library.osaka-shinai.ac.jp/issue/bulletin/>) で公開して学外の研究者にも発信している。児童教育研究所は「児童教育研究所所報」を刊行している。(備付-107) これらの研究誌への投稿・発表は、両学科に所属する常勤教員が対象であるが、連名者はこの限りではない。また、非常勤教員については、教授会の議を経て投稿を許可する。

⑤ 個人研究費・研究旅費

専任教員の研究活動を円滑にするため、研究費は個人研究費と特別研究費を設けている。研究費の扱いについてはそれぞれ規程で定めている。(備付-規程集 46、83) 個人研究費は、令和元年度より新たに設けられたもので、それ以前は、学会費や学会参加費、出張費については、別途申請し、研究に必要な経費は教育のために使用する研究室予算の一部を用いていた。個人研究費が設けられ、研究の自由度が大きく広がり、研究を行う環境がかなり改善された。個人図書費は従来通り、別枠で設けられている。また、個人研究費で不足する場合、特別研究費を申請する。特別研究費は年度初めに申請して、予算枠の中で、必要かつ重要と認められる課題について、学長及び両学科長で審議し、学長承認の上、研究費が与えられる。従来、国際学会の発表については、前年度に申請し特別予算が設けられたが、令和元年度より個人研究費で不十分な場合、特別研究費を申請することになった。令和 2 年度は、100 万円の予算で 6 名の教員に配分された。オンライン授業などに必要なカメラ等の購入にも使用した。

⑥ 科学研究費補助金等外部資金獲得

研究を推進するためには、学内の研究費だけでは十分でない場合が多く、科学研究費をはじめとする外部資金の獲得が必要となってくる。本学における科学研究費補助金など外部の研究資金の獲得実績は、平成 25 年度には継続も含め 3 名の教員が科研費の助成を受けている。(備付-110) 平成 27 年度、平成 28 年度も各 1 名ずつ、平成 30 年度 1 名、令和元年 1 名が助成を受けた。

⑦ 研究室

専任教員の研究室等の整備状況については、すべての専任教員に対して個室(教授・

准教授、講師）又は共同（2名又は3名）（助教）の研究室を確保している。また、研究室内の整備に関しては、机、書棚、コンピュータ(インターネット回線を接続)を配備し、教育・研究が遂行できるよう配慮している。

⑦研究・研修の時間確保

「教育研究活動推進規程」（備付-規程集 13）において、1週間あたり2日間の研究日（1日は土曜日）を設けることを定めている。研究日は教育及び学務に支障のない範囲で活用することになっている。研究日は申請により許可し、希望する教員（基本的に全員）は毎年研究日申請書を提出する。各教員は、研究・研修を学科の教育課程編成・実施の方針に基づき行っている。研究・研修出張等に関しては、授業を最優先としているが、定められた授業回数を満たすため、必ず補講を行うことを条件として、学会出張や研修会の参加を許可するなど研究発表や研修機会の確保に努めている。

⑧海外留学

専任教員の海外留学については「在外研究等に関する規程」（備付-規程集 15）があり、前年度に申請し、留学、海外研修の機会を確保している。

（2）教育について

①学生による授業評価の活用

平成12年度後期から自己点検・評価の一環として実施して以来、自己点検・評価委員会(平成17年度よりFD委員会が担当部署となった)の下に、全授業に関して前期、後期の授業終了時に実施してきている(備付-規程集 35)。評価集計結果を科目担当者に提示するとともに、専任、兼任を問わず全教員が担当科目の改善方策や学生のコメントに対する改善策などについて「授業改善計画書」をFD委員会を通じて学長に提出している。(備付-51) また、授業評価の低い教員に対しては学科長、学長が当該教員から事情聴取をして、授業改善を促している。また、授業評価の低い兼任教員(非常勤教員)に対しては、次年度以降の契約を締結しない場合もある。

FDについては、平成28年度「FD規程」(備付-規程集 17)を制定し、FDの目的・内容を明確にした。

②FD活動

外部講師等による講演会の開催による教育・研究活動の活発化とともに、平成18年度より授業公開(当初は授業公開を希望した教員のみによる)を導入してきたが、平成25年度より全科目に授業公開を義務付けた。全教員に年間4回の授業参観を義務付け、授業参観後に報告書を提出する。授業参観を受けた教員は、報告書を授業改善に活用している(備付-50)。

③教員の関係部署との関係

教員が学習成果の向上を図る上で、学内の関係部署との連携は不可欠であり、教務部、学生部、カトリック教育部、入試部、就職部、児童教育研究所、生命環境総合研究所などのすべてに教員が配属され、それぞれの役割の中で教学組織に係わっている。これら事務組織と教学組織との間の連携・協力関係は確立されており、例えば、教員組織である教務委員会には事務組織からも出席し、教育・研究の向上・改善に向け協議に参加している。その結果を教授会で審議または報告している。

事務組織と教学組織は対等の立場にあることから、相対的独自性は確保しつつ、同時に、各種教学組織上の委員会と、それをサポートする各事務組織とは有機的に結ばれており、効果的に機能している。

（３）「大阪信愛学院短期大学紀要」及びその他の研究報告論集

研究活動や教育実践に関する研究発表の場として、すでに述べたように「大阪信愛学院短期大学紀要」が年１回(査読あり)刊行されている。また、児童教育研究所から「児童教育研究所所報」、生命環境総合研究所から「人と環境」(査読あり)が刊行されている(備付-106、107、111～113、64)。

令和元年発行の「大阪信愛学院短期大学紀要」には９編の論文が、「児童教育研究所所報」には６編の論文が、生命環境総合研究所から「人と環境」には１４編の論文が、児童教育研究所所報に３編の論文が掲載された。

令和２年発行の「大阪信愛学院短期大学紀要」には３編の論文が、「児童教育研究所所報」には６編の論文が、生命環境総合研究所から「人と環境」には３編の論文が掲載された。

このように、各教員の教育研究活動状況を把握、業績内容の質を検証し、研究教育活動の維持・向上に努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (１) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (２) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (３) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (４) 事務関係諸規程を整備している。
- (５) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (６) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (７) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (８) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

学校法人大阪信愛女学院には同一法人傘下として保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学があり、城東区の同一敷地内（城東キャンパスと呼称）におかれている。城東キャンパスよりおよそ徒歩７分の位置に学舎があり（鶴見キャンパスと呼称）、看護学科の専門施設を設置している。

短期大学事務組織は、短期大学事務長の下、教務部、学生部（学生厚生課を含む）、就職部、入試部、図書館に職員が配置されている（備付-114）。少人数の職員ではあるが各部の専門性を理解し、適切な事務処理に努めている。就業規則（備付-規程集

62) 及び就業規則に基づく諸規程（備付-規程集 63～65）、学院管理組織規程（備付-規程集 5）が整備され、その規程のもと、各部の業務分担を定め業務を遂行している。

事務室には、コンピュータやコピー機、印刷機器、備品類などの必要な機器・備品を整備し、それらの操作に慣れ、成績書、証明書、各教材プリント印刷などを適切に処理している。防災避難訓練の実施、各教室の管理、施錠など管理を行っている。

一部の事務職員は法人事務部に所属し、別に短期大学には両学科合わせて15名の専任事務職員が配属されている。法人及び短期大学の業務分担は、例えば、短期大学では教務部・学生部・就職部・入試部・図書館などの日常業務は短期大学所属の事務長及び職員が担当し、経理事務(科研費の経理処理を含む)及び金銭出納業務等、並びに施設保全業務を法人事務職員が担当している。短期大学の事務を円滑に進めるため、法人、短期大学の所属にこだわることなく、全職員が補い合って業務を遂行し、学習成果の獲得の向上に寄与している。また、業務分担の変更や法人内での人事異動が行われるなど、法人、短期大学間での職員の交流がある。

図書館は城東キャンパスに存在する。これに所属する職員は、専任司書職員が3名及び専任図書館事務職員1名である。鶴見キャンパスに図書館分館が設置され、医学・看護学系の図書を中心に配置し、看護学科学生の便宜を図っている。

SD活動については重要事項と認識し、令和元年6月までは大阪私立短期大学協会の協同SD推進委員会の幹事校として研修会の企画、開催をしていた。(研修会年2回、幹事会情報交換会年5回)その後協働SD推進委員会が廃止されてからも交流のあった近隣大学で開催される研修会(四条畷短期大学主催マナー講座)へ参加するなど積極的に取り組んでいる。また、日本カトリック大学事務職研修会(研修会年1回)へ定期的に出席、修道会が主催する姉妹校対象の信愛教育研修会へ教職員を派遣、それらの内容を関係の委員会や短期大学教職員会で報告し共有を図っている。前回の第三者評価結果において「SDに関する規程等を整備することが望まれる」との指摘を受けて平成27年度中に「SD規程」を計画し、平成28年4月1日付で施行している(備付-規程集 36)。

業務や事務処理を効率的に行うため、週1回の連絡会と、毎年業務の見直しをおこない、最善となるよう努力している。また、教員免許や保育士資格の一括申請や看護師国家試験受験手続は規定事項の変更がないかを毎年確認し、遺漏の無いように努めている。

学生への対応では、平成29年2月の子ども教育学科卒業時アンケート項目中「事務窓口の対応がていねいであった」において「強くそう思う、そう思う」の回答が71%であった。その後も高い評価を維持している。週1回の連絡会でも最初に学生情報を共有し、個々の学生に細やかな対応ができるよう努めている(備付-62)。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業など人事管理に関しては法人本部総務部が主管しており、日常の業務運営については、その指揮のもとに遂行されている。法人本部では円滑な業務運営及び組織秩序維持のため、教職員の就業に関する諸規程に基づき適正に管理している。

「就業規則」は入職時に法人本部責任者から規程の概要を説明され、配布される。(備付・規程集 62) 新入教職員については、4月の辞令交付式の後、「新規採用教職員研修会」を実施し、理事長ならびに学長による建学の精神を含め学院の教育方針、運営方針等の講話、及び短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園等の主担者からの説明、事務局からの服務についての説明等をおこなうなど、円滑な業務運営ができるように研修を実施している (備付・16、115)。

人事上の人員入れ替えを計画的に進めている。特に子ども教育学科では、平成25年度の定年年齢引き下げの改正により、教員の平均年齢が62.4歳(平成26年5月)から57.6歳(平成27年5月)まで、さらには54.4歳(令和2年5月)まで高年齢化が解消した。看護学科では、平成22年度の設置以来、毎年度2名から5名の自己都合退職者が発生している。その中で、いかに建学の精神と本学の特色を堅持しつつ優秀な人材を確保するか、また、いかに技術・能力継承や急激な人員構成変化による停滞や混乱を回避していくか、そのための適正な人員配置が確保できるよう人事管理計画を常に見直しながら進めている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

カリキュラムポリシーに基づいて、円滑に教学の運営ができるよう教員組織を整備しており、現段階では特に課題はない。人材確保の不断努力は必要不可欠のものであるが、通常、短期大学での教員人事の流動性は小さく、定着率が高い職種でもある。平成25年度の定年年齢の変更により法人内異動を含めた新規配属の機会が増加している。今後、若手教員の採用などを含め、カリキュラムの編成に応じた専任教員体制の維持・強化策を検討していきたい。

学生教育指導の裏付けとして理論面での研究が重要なことは教員の一致した認識である。研究活動の多くは各教員が各々の専攻研究領域について行われているが、現実として前期15回の講義回数の確保が必須の条件であり、臨地実習等により夏季休暇も研究時間が取り難い現状がある。しかし、見方によっては身近な教育現場での研究材料(教育方法研究、教材研究、教育効果の研究、日常学生指導等など)は豊富にあるといえる。最近、この方面の研究が積極的に進められ、文部科学省の科学研究費の獲

得もなされている。今後は、各分野の教員が共同して各種助成事業や外部競争資金の獲得に向けた研究体制を構築する必要がある。

小規模校のため職員数が少なく担当部署以外の業務にも精通しておくよう今まで以上に努力したい。特に窓口業務は、学生の日常生活上の相談も多く、学生生活の満足度を高めるために、教員と職員との定期的な打ち合わせにより、一人ひとりの学生に適切な対応ができるよう学生情報の共有を密にしたい。

S D活動では今までの定期的な研修会以外に、ICT活用について教員や学生をサポートできる能力や、事務職員は事務に従事するだけではなく大学改革の担い手となれるようより専門的な研修会にも積極的に参加していきたい。

教員の人事評価制度については、平成 30 年 4 月教員評価規程を定め、教員教育研究活動報告書の提出、ティーチングポートフォリオの作成をはじめ、これに基づいて、教員のモチベーションの向上につながる方策の検討を具体的に進めているところである。職員についても同様の方策を検討している。(備付-109、67)

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料 116. 大阪信愛学院キャンパス配置図、117. 大阪信愛学院短期大学アクセスマップ、118. 大阪信愛学院短期大学キャンパス周辺図 1・2、119. 大阪信愛学院大東校地周辺図、120. 大阪信愛学院短期大学平面図、121. 大阪信愛学院短期大学附属図書館平面図、122. 令和2年度防災訓練実施計画（城東学舎）

備付資料・規程集 10. 図書館規程、91. 図書館資料収集・管理規程、11. 図書館データベース利用規程、80. 経理規程及び細則、25. 危機管理マニュアル、30. セキュリティガイドライン

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地、校舎、図書館などの専門施設などの物的資源については、学科の教育課程編成・実施上、問題なく整備活用がなされている（備付-116、117、118、119、120）。

校地面積は、短期大学設置基準に規定する校地面積 4,800 m²に対し 9,741.38 m²を所有しており、設置基準上十分な校地を有している。

運動場に関しては、本法人が設置する学校（小学校、中学校、高等学校）と共有ではあるが、屋外運動場 9,594 m²及び屋内運動場（プール含む）4,556 m²が利用可能で適切な面積の運動場を有している。

校舎面積は、短期大設置基準に規定する校舎面積 4,650 m²に対し 10,179.71 m²を所有しており、設置基準上十分な校舎を有している。

校地と校舎は障がい者に対応している。短期大学鶴見学舎は平成 13 年建築、短期大学城東学舎は平成 15 年に全面改修しており、スロープ、エレベーター、自動ドア、点字ブロック、障がい者用トイレ、音響設備など、全学的なバリアフリー化に取り組んでいる。

体育館については、第 1 体育館 1293.43 m²、第 2 体育館 694.56 m²、屋内プール 1470.98 m²を含む第 3 体育館 2568.14 m²、を有している。プールには水深 120cm の 25m プールと水深 80cm の子ども用プールがあり、通常の授業だけではなく、指導法などの教育研究に活用することが可能である。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を整備している。

通信制は実施していない。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品に関しては、毎年度予算編成において計画的に整備を進めている。

図書館は、現在、子ども教育学科がある城東キャンパスの図書館本館（備付-121）と看護学科がある鶴見学舎メディアスペースで構成されている。図書館本館（城東キャンパス）は昭和 57 年 4 月に開館し、地下 1 階、地上 5 階延床面積 2,568 m²の建物である。学校図書館として適切な面積を有していると考ええる。平成 25 年度に本館建物に係る耐震診断を実施したが、最小 Is 値 0.61 の結果で、必要な耐震性能を有していることが認められた。現在の本館は、キャレルを含めた 257 の閲覧席と研究室 7 室を用意し、学生数の 57%の座席数を確保している。鶴見学舎メディアスペースは 1 階に平成 13 年 10 月に開館し、延床面積 190 m²である。現在の鶴見学舎メディアスペースは、ソファを含めた 58 の閲覧席を用意し、看護学科学生数の 21.7%の座席数を確保している。ただし、2020 年度は新型コロナウイルス感染対策のために、第 1 回緊急事態宣言中は閉館、再開後は座席数を半数に減らしている。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、A V 資料数及び座席数などは、十分に充足しているものと考ええる。（表ⅢB-1）

購入図書選定システムや廃棄システムが確立しており、「図書館規程」（備付-規程集 10、91）に基づいて収集・管理している。

図書館図書の選定は館員によるシラバスに基づいた選書、学生・教職員のリクエストなどにより行い、研究室図書の選定は研究室ごとに行っている。研究室図書を含め教員からの申請は偏りが見られる。購入申請はカタログによる提出や e-メールでの受付を行っているが、学内 LAN を利用した選書システムの構築なども今後検討していかねばならない（備付-規程集 11）。

表ⅢB-1 図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数など

学科・専攻課程	図書 [うち外国書] (冊)	学術雑誌 [うち外国書](種)		視聴覚資 料 (点)	機械・器 具 (点)	標本 (点)
			電子ジャー ナル[うち外 国図書]			
子ども教育学科	63,971[4,970]	52[1]	0	4,858	1000	100
看護学科	47,018[2,531]	26[0]	0	1,080	3000	200
計	110,989[7,501]	78[1]	0	5,938	4000	300

図 書 館		面積 (㎡)	閲覧席数 (感染対策中利用可能数)	収納可能冊数
	本 館	2,568 ㎡	257 席 (124 席)	190,000 冊
	鶴見キャンパス	190 ㎡	48 席 (24 席)	8,000 冊
	合 計	2,758 ㎡	305 席 (148 席)	198,000 冊

令和3年3月現在

全ての資料については重複調査を行い、高額資料については協議の上、調整を行っている。看護学科の資料については、学生の利用頻度が高い資料の複本の選定にもその都度対応をしている。オンライン授業の比率が高まったことから、雑誌だけでなく電子書籍の導入を早急に検討する必要がある、各校から意見を集約している。

古本・古雑誌及び破損・紛失資料や3年間不明の資料を中心に毎年廃棄を行っている。廃棄図書などは、リサイクルブックフェアを適時開催し、利用希望者に無料提供している。書架の収容能力の限界は毎年検討課題になっているが、書架増設が望めないため、引き続き地下書庫の整理を行うことにより部分解決を図っている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。固定資産管理、及び貯蔵品を含めた消耗品管理について、学校法人大阪信愛女学院経理規程（備付・規程集 80）の中に「固定資産会計」、及び「物品会計」として「金銭会計」を含めて整備している。

諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）に関しては、規程に従って維持管理している。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している（備付・規程集 25）。短期大学として「緊急災害対策本部」を設置し、緊急時に連携した連絡、対応などが実施できるように体制を構築している。また、学院の専門委員会として「危機管理委員会」を設置し、短期大学の危機管理マニュアルの整備だけではなく、併設する高等学校から幼稚園・保育園まで、そして学院全体の非常時における対応の強化に努めている。阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓から震災時の帰宅困難生を想定した食料・飲料水の備蓄を行っている。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている（備付-122）。災害設備・機器点検は、毎年3月と8月に実施し、都度不備が認められた設備などの改修更新を実施している。また、所管である城東消防署ならびに鶴見消防署とも連携し、日常的な相談や定期的な点検指導も実施していただいている。災害訓練は基本的に年1回実施しており、年次計画の中で、城東学舎は城東消防署の、鶴見学舎は鶴見消防署の立ち会いのもと、通報訓練・消火訓練・避難訓練などを実施する場合もある。

コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている（備付・規程集 30）。学内のサーバ及びクライアントコンピュータにはウィルス対策ソフトを導入している。また外部からの不正アクセスを防止するためファイアーウォールを設置している。ファイアーウォールは冗長化されており、安定稼働を確保している。学内ネットワークにおいては、教育用・研究用・事務用のネットワークセグメントをスイッチによって分離し安全管理している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。短期大学城東学舎では、階段や通路等の蛍光灯の点灯・消灯に人感知式を採用、また、城東学舎、鶴見学舎とも、常時点灯している誘導灯には省エネルギータイプ型を設置するなど、省エネ及び電気代の節約につなげている。エアコンには、省電力・低ランニングコストとされているガスヒートポンプエアコンを採用している。

学院全体取り組みとして、地下水を利用することによる緊急時の水資源の確保、及び省コスト化を図っている。また、学院聖堂において屋上緑化対策を実施しており、建物の断熱性ならびに防音性の向上に役立つとともに、学院キャンパスの全体的な緑化推進によってヒートアイランド現象への対策につながっているものと考えている。

学生に対しては、コンピュータなどの電源をこまめに落とす、手洗い時の節水を呼びかけるなど、ガイダンスの際や学生便覧にて呼びかけをおこなっている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

防災・省エネルギー対策について、教職員の意識を高めて、定例の訓練及び設備の計画的な更新を行いながら、エコキャンパスに向けた取り組みを推進したい。

短期大学城東学舎は、昭和 34 年の建築であるが平成 15 年に全面改修を実施している。鶴見学舎は平成 13 年の竣工で、比較的新しい建物である。施設の維持管理で課題であるのは、昭和 40 年及び昭和 55 年建築の体育館、昭和 39 年建築の食堂兼講堂などの学院共用施設である。特に耐震上の問題も出てきており、今後、計画的な改修更新の必要性がある。

体育館については、平成 27 年度に耐震補強工事を実施済である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料 123. 学内 LAN 配置図、120. 大阪信愛学院短期大学平面図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

各教室には、プロジェクター、スクリーン、Blue-Ray/DVD プレーヤー、教材提示装置などが整備されており、教員が授業に活用している。

技術的資源の整備は、情報委員会が行っている。学内ネットワークは、教員研究室、情報メディア教室、普通教室、事務室に敷設され、各種サーバ及びインターネットへのアクセスが可能である。サーバ群は、バックアップ装置で定期的にデータバックアップを取って重要データの保全に配慮している（備付-123）。

本学は、城東キャンパスと鶴見キャンパスの2学舎に分かれているが、キャンパス間のネットワークにはVPNを活用し、両キャンパスからネットワーク資源を有効に活用することができる。

ハードウェアに関しては、主に共用機器に導入時メンテナンスサポートあるいは保守契約を結び、故障などに迅速に対応し授業や学務に支障のないように努めている。ソフトウェアも必要に応じてライセンス契約を結び、アップデートなど維持管理に努めている。学生用 PC は、共用であるため環境復元機能を有し、一括でメンテナンスが行えるシステムを導入して運用管理の負担を軽減している。

鶴見キャンパスには、情報メディア教室を設置している。可動式ラックに収納されたノート型コンピュータを使用して情報教育科目を実施しているため、情報メディア

教室は情報系授業以外にも多様な用途で利用できる。全館無線 LAN を使用できるので普通教室での利用にも対応している。その他メディアスペースに自由に利用できるコンピュータを設置している。同様に城東キャンパスではネットコーナーを設置している（備付-120）。

費用負担や利便性向上のためにネットワーク資源を学内と学外に分散設置している。ファイルサーバ、e-ラーニングサーバは、学内に設置している。特に e ラーニングサーバは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言のためオンライン授業の実施が必須となり、従前より多くの同時利用者、多くのコンテンツに対応するためスペックアップして更新した。Web サーバはアクセス負荷を考慮してレンタルサーバを使用している。メールサーバにはウィルスやスパム対策のため教職員用にはレンタルサーバを、学生用にはアウトソーシングの教育用サービスを活用している。

授業や学務遂行に活用できるよう専任教職員には一人 1 台のコンピュータを準備している。またデータの保存に研究用及び事務用ファイルサーバを設置し、専任教職員には、それぞれにホームディレクトリを設定している。非常勤教員にはノートパソコンを準備し、授業に活用できる体制を整備している。

学生の利用技術向上のため、子ども教育学科では、1 年次「情報機器演習[a][b]」を必修科目としている。看護学科では、1 年次前期「情報科学」を必修科目としている。また 1 年次後期に「応用情報科学」を設定し、やや高度なコンピュータの活用をめざしている。これら一連の科目で情報活用の実践力を習得するよう図っている。

コンピュータやネットワークなどの使用、コンピュータ関連機器のトラブルに関して、教職員に対しては情報委員会担当者が個別対応している。システムの活用や利用変更などに伴い講習会も開催している。

情報教育科目のみならず、その他の演習や課題解決でも学習者が主体的に活用できるよう授業がない時間帯は情報メディア教室を開放している。ノートパソコンは学舎内での貸出も可能である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

令和元年度に鶴見キャンパスのネットワーク設備および学生用 PC を中心に機器更新、整備を行った。しかしサーバ群は導入後 6 年を経過しており、次年度サポートの終了で更新時期を迎える。また城東学舎のネットワーク機器の更新整備も必要である。

すでに述べたように、現在、令和 4 年 4 月開学で四年制大学を設置認可申請中であり、設置に向けても、教育環境の充実の観点からネットワークの活用をより推進するため無線 LAN 設備などネットワークインフラを整備する計画である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 28. 計算書類(平成 30～令和 2 年度)[活動区分資金収支計算書(学校法人全体),事業活動収支計算書の概要,貸借対照表の概要(過去 3 年),財務状況調べキャッシュフロー計算書]、29. ウェブサイト【財務関係】、30. 経営改善計画・中長期計画 令和 2 年度～6 年度(5 ヶ年)、31. 令和 2 年度事業報告書、32. 令和 3 年度収支予算書、33. 令和 3 年度事業計画書

備付資料 124. 教育振興事業寄付金のお願い、125. 平成 30 年度・平成 31 年度・令和 2 年度計算書類、126. 平成 30 年度・平成 31 年度・令和 2 年度財産目録、127. 学院運営協議会(報告)、128. SWOT 分析

備付資料・規程集 81. 資金運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金

出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

資金収支に関して、未収入金や前受金収入など各年度毎における特有の差異はあるものの、次年度繰越支払い資金は 5 億円前後で推移しており、概ね均衡しているものと思われる（提出・28、29）。

消費収支に関しては、平成 22 年度以降支出超過の状態が続いている。収支差額は平成 23 年度△135,175 千円、平成 24 年度△40,752 千円、平成 25 年度△94,660 千円で、収支は均衡していない。平成 26 年度には、有価証券の売却差額を得ることができたことが主な要因として、収支差額は+94,000 千円であった。平成 27 年度は、併設小学校校舎建替え計画における既存旧校舎取壊費が大きな要因となり、収支差額は△152,000 千円であった。平成 28 年度は、併設小学校校舎の改築に伴う耐震改築事業補助金の交付 274,000 千円の交付があったこと、前年度あった建物取壊費が発生しなかったことから、一時的なものであるものの財政状況は大きな改善となった。平成 28 年度の収支差額は、+110,000 千円の収入超過である。平成 29 年度は、昨年度限りの校舎建築に係る補助金がなかったこと、及び学生生徒等数の減少に伴う納付金収入・補助金収入の減少などにより収支状況が悪化する結果となり、事業活動収支差額は△196,000 千円の支出超過であった。

平成 30 年度の事業活動収支状況は、対前年度 3,000 千円の悪化となっており、その内訳は支出の減少を上回る収入の減少があったことによるものである。具体的には、収入面において、小中高における生徒児童数の減少が続いており、納付金額の高額な短期大学子ども教育学科でも 12 名減少したことなどにより、納付金収入は 13,000 千円減少した。補助金収入については、私立大学等改革総合支援事業が認められたことによる私立大学等経常費補助金の増加があったものの、生徒等数の減少に伴う大阪府経常費補助金の減少、IT 補助金額の減少などなどにより、総額では 8,000 千円減少した。寄付金収入は、小学校新校舎設備整備に係る教育会からの寄付金がなくなったことなどにより 36,000 千円減少した。また、短期大学退職者に係る私立大学退職金財団交付金収入が 8,000 千円増加したことなどにより、その他収入が 11,000 千円増加した。収入全体では 46,000 千円の減少である。（備付・125）

支出面においては、人員の入換え効果、賞与支給率の減少などにより、人件費は 32,000 千円減少した。経費節減効果などにより教育研究経費については 1,000 千円減少し、管理経費は 12,000 千円減少した。また、短期大学関係徴収不能額の発生、図書除却差額の増加などにより、その他支出は 2,000 千円増加している。支出全体では 43,000 千円の増加となった。

以上の結果により、平成 30 年度単年の収支差額は 199,000 千円の支出超過であった。

令和 2 年度の事業活動収支状況は、対前年度収支差額 176,000 千円の悪化となっており、これは平成 31 年度にあった土地売却益 228,000 千円が発生しなかったことによるものである。その他内訳は、収入面においては、小学校の児童数が 11 名増加したものの、中学校で 24 名、高等学校で 12 名の生徒数が減少しており、納付金額の高額な

短期大学子ども教育学科でも 24 名、看護学科で 15 名減少したが、授業料から相殺する大阪府授業料支援補助金の交付額が 37,000 千円減少したことにより、結果として納付金収入は 10,000 千円の減少にとどまった。補助金収入については、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金 13,000 千円と高等教育就学支援授業料等減免費交付金 34,000 千円など、新たな補助項目の交付があったことにより 19,000 千円増加した。寄付金収入は、大学設置に向けた特別寄付の個別依頼に対し、大口の寄付をいただけたことなどにより 62,000 千円増加した。平成 31 年度事業であった、土地（大阪市鶴見区鶴見 6 丁目 34 番 3）1,832 m²の売却差額 358,000 千円が、令和 2 年度には発生しなかったことにより、その他収入は 299,000 千円減少した。結果として、収入全体では 228,000 千円減少した。

支出面においては、人員の入換え効果、賞与支給率の減少などにより、人件費は 49,000 千円減少した。高等教育就学支援金などの交付により奨学金が増加したが、コロナ禍にあって旅費交通費や諸会費などの大幅な減額もあり、教育研究経費は 1,000 千円の増加にとどまった。管理経費は、全体的な予算圧縮などにより 3,000 千円減少した。また、図書除却差額の減少などにより、その他支出も 1,000 千円減少している。支出全体では 5 千 2 百万円の減少となった。

以上、支出は減少したが、平成 31 年度にあった土地売却差額が無くなり収入が大幅な減少となった。結果として、法人全体の事業活動収支差額が悪化する結果となった。

令和 2 年度単年で見た収支差額は、31,000 千円の支出超過である。

学生生徒児童園児数の減少に歯止めがかかっていない現状が、事業活動における教育活動収支の支出超過が続いている最大の要因である。平成 15 年度では 2,678 名在籍があったが、平成 25 年度には 1,845 名で、この 10 年あまりで 833 名減少した。さらに、保育園を除く平成 29 年度在籍者数は 1,580 名で、それに伴って、学生生徒等納付金収入は、2,412,032 千円から平成 29 年度決算では 1,163,727 千円となっており、額にして△1,248,305 千円、約 52%減少している。さらに、令和 2 年度在籍者数は 1423 名で、学生生徒等納付金収入は 1,031,637 千円であった。

貸借対照表の状況は、おおむね健全に推移している。貸借対照表の指標として、総負債比率（低い値がよい。総資産に対する他人資金の比重を示しており、100%を越えると負債が資産総額を上回る状態、いわゆる債務超過となる。）は、平成 25 年度 19.5%、平成 26 年度 23.7%、平成 27 年度 21.7%、平成 28 年度 26.3%、平成 29 年度 26.3%、平成 30 年度 26.8%、令和 1 年度 26.0%、令和 2 年度 23.2%であった。流動比率（高い値がよい。すぐに資金化が可能な資産をどの程度有しているかを示す指標で、一般的に 100%以下である場合は資金繰りに窮しており、200%以上であれば優良と見なされる。）は、平成 25 年度 181.1%、平成 26 年度 235.8%、平成 27 年度 381.6%、平成 28 年度 529.1%、平成 29 年度 420.0%、平成 30 年度 270.5%、令和 1 年度 363.7%、令和 2 年度 578.1%であった。従って、貸借対照表の状況は、優良とまではいえないが、比較的健全に推移しているものとする（提出-28）。しかし、事業活動における教育活動収支において支出超過が続いている中、収支状況を改善しない限り、中長期的には資産状況も悪化の一途をたどるものと危機感を持って改善に努めている（備付-126）。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。短期大学の財政を含めて、学校法人全体の財政に関しては学院事務局で統括して管理している。したがって、法人全体の財務状況から短期大学個別の収支決算まで、関連立てて取り扱うことが比較的容易である。

短期大学の存続を可能とする財政が維持されるよう努力してきたが、令和元年、理事会において社会における短期大学の現状をふまえ、四年制大学へ改組を行うことに決定し、令和4年4月開学の予定で認可申請を行った。定員充足ができれば、経営は維持される。その保証はないが、新しい立場で定員充足を目指す。

退職給与引当金等は目的どおりに引き当てられている。短期大学教職員について、平成30年度末時点において、期末要支給額 203,767 千円の 100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

資産運用に関しては、学校法人大阪信愛女学院資金運用規程並びに資金運用内規を定めて、安全かつ計画的に資金運用を行っている。(備付・規程集 81)

教育研究経費は事業活動収入の 20%程度を超えている。短期大学部門における教育研究経費比率は、平成25年度 21.9%、平成26年度 23.7%、平成27年度 28.4%、平成28年度 26.1%、平成29年度 27.2%、平成30年度 26.4%、令和1年度 26.9%、令和2年度 25.4%である。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は、支出超過の状態が続いている中で、十分な予算措置がとられているとはいえない。図書に関しても、減価償却のない固定資産ではあるが、資金収支の均衡を保つために、予算配分を縮小する傾向が続いている。要否を精査し、必要度の高いものから優先して整備を進めるとともに、収支バランスを勘案しながら適切な予算配分を実行していきたい。

公認会計士の監査意見への対応は適切である。公認会計士による監査報告を毎会計年度決算時に受けるとともに、監査概要報告として、監査法人が実施した監査の概要及び監査結果について参考となる事項の報告を受けている。監査の概要は、監査従事者、監査実施状況、主な監査手続の実施結果などである。計算書類の監査の結果に関する事項は、監査報告書の記載区分の変更、追記情報に関する事項、監査上重要な発見事項、その他の参考事項などである。そして期中評価事項として、当該年度特有の問題点や過年度からの懸案事項、主要数値による財務増減分析、財務比率による増減分析、そして部門別の帰属収支差額及び学生生徒等数の一人当たり指標による分析、資金・有価証券の状況など、本法人の現在及び今後の見通しと課題を共有している。その中で、即時対応が可能なもの、翌年度中に対応が可能なもの、中長期計画を元に計画的な対応が必要なものなどを仕訳した上で、法人並びに各学校で適切な対応を実施している。

寄付金の募集は平成5年度から継続して、計画的に毎年度実施している(備付-124)。寄付金の依頼対象は、主に、本学院生保護者、短期大学卒業生、高等学校卒業生、学院後援団体会員、そして本学院教職員などである。学院生保護者に対して、入学前の募集は一切おこなっていない。本法人に対する寄付金は、特定公益増進法人の証明を取得し所得控除対象としている他、租税特別措置法施行令第26条の適用を受け、税額

控除と選択できるようにしている。学生生徒等数の減少、経済情勢の悪化などに伴い年々減少傾向にあるが、平成 25 年度では約 1 千 5 百万円、平成 26 年度では 1 千 1 百万円、平成 27 年度では 1 千 3 百万円、平成 28 年度は 2 千 4 百万円、平成 29 年度は 1 千 2 百万円、平成 30 年度 8,262 千円、令和 1 年度 39,068 千円の受け入れがあった。令和 2 年度には、大学設置への協力やコロナ禍における学生生徒等の支援を目的とした大口の寄付を受け入れたことにより、117,537 千円の寄付金収入があった。学院に対する重要な収入源であることを認識している。

学校債の発行はしていない。今後も発行の予定は無い。

平成 23 年度以降の定員充足率は以下の表ⅢD-1 に示すとおりである。看護学科に関しては好調が続いているが、子ども教育学科に関しては 70%を割り込む年度があり、妥当な水準であるとはいえない。平成 26 年度以降については入学者数が増加したため定員充足率は 70%を超えている。しかしながら、前述のように社会における短期大学の現状を踏まえ、四年制大学への改組を決定し、令和 4 年 4 月開学の予定で認可申請を行った。現在学院全体で、小学校・中学校・高等学校の入学者数増加につながる改革を行っている。四年制大学の設置が認可されれば、入学定員充足が必須の条件である。入学定員充足を目指し広報戦略を進めている。

表ⅢD-1 定員充足率

学科名称		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
子ども教育学科	入学定員充足率 (%)	80.0	75.0	69.1	69.1	35.0	41.7
	収容定員充足率 (%)	77.9	78.3	70.4	70.4	47.5	37.5
看護学科	入学定員充足率 (%)	116.2	106.2	116.2	116.2	98.8	91.3
	収容定員充足率 (%)	111.2	113.7	118.3	118.3	113.3	107.1
短期大学合計	入学定員充足率 (%)	94.5	87.5	88.0	88.0	60.5	62.5
	収容定員充足率 (%)	94.5	96.0	94.3	94.3	80.4	72.3

学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

11 月：学院運営協議会（学院各校の責任者の集まり）にて、法人事務長から学長を通じて短期大学各部署へ来年度予算計画の提出を依頼する。（備付-127）

12 月：短期大学各部署の予算計画を短期大学事務長が取りまとめた上、短期大学の中・長期計画や前年度予算執行状況、短期重点項目などに基づいて予算案を作成する。

1 月：当年度予算の執行状況、法人全体及び学校の収支バランス、来年度予想される学生数及び納付金収入や補助金収入の想定金額、短中期計画による資金の確保や計画の実行など、本学の状況を法人全体で総合的に勘案した上、法人事務長より調整された予算原案を理事長に提出する。

3 月：予算原案が評議員会で審議された後、理事会にて承認・決定される。

毎年度3月末に決定された事業計画と次年度予算は、決定後速やかに（3月末までに）関係部門・部署に通知している。また、入試広報関係の契約など予算確定までに準備を先行しなければならないものについては、稟議審査の上、必要最低限に限り柔軟な予算執行を認めている。

予算として購入等が認められている場合であっても、実際に予算を執行する際には、項目ごと個別に申請し決裁を受けなければならない。10万円未満の場合は「購入伺書兼支払伝票」を、10万円以上の場合は併せて「稟議書」を提出し、関係責任者→事務部長→学長→(稟議書の場合)理事長の流れで承認を受ける。すべての承認が得られた後、経理規程に従い、発注・納品検収・請求後支払を実施する。30万円を超える高額な物品を購入しようとする場合は、契約等特別な理由がある場合をのぞいて、必ず2社以上から相見積りを取らなければならない。

予算の執行状況は、事務部門だけではなく、各研究室や委員会等の部署毎に管理を実施しており、全学をあげて予算の適正な執行に取り組んでいる。

日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。経理に関することすべてにおいて、学校法人会計基準及び学校法人大阪信愛女学院経理規程に基づいて法人において統括処理をしており、理事長が任命する経理責任者により統括監理をおこなっている。したがって、日常的な出納業務が円滑に実施されている場合、経理責任者から理事長への報告はおこなっていない。

有価証券の購入や売却、資金の借入や貸付け、委任限度額を超える固定資産の取得や処分など、経理規程に定める重要な事項、もしくは、特別な事情のある場合は、経理責任者から理事長又は理事会へ速やかに報告・決済を実施している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。なお、毎会計年度に実施される監査法人による期中監査において、実査を含む監査を実施しており、安全かつ適正な管理を確認している。

月次試算表並びに資金運用一覧表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人

件費、施設設備費)のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

短期大学の将来像が明確になっている。私立学校は、各校それぞれに設立の理念を持ち、あるいは宗教的な立場などの立脚すべき理念を有しているが、創業者などによる明確な言葉として示された理念を持つ私立学校は決して多くはない。その意味でも本学は基督教の教えとともにこの修道会創立者の言葉により示された建学の理念を大切にすべきであると考えている。

本学はこの誇るべき理念を正しく継承し、その現代的な意味を常に再認識しつつ、教育理念としても堅持している。短期大学の経営上の危機や、あるいは社会の変化にともなう大学の転換を要請されるような事態が生まれたとしても、先人たちが常に建学の精神を守り育てる知恵を結集してきたように、今後とも本学が目的とするものを明確に示している建学の理念に照らして、いかに対応すべきであるのかを問い、そこから導かれる結論に従うべきであると考えます。本学は、そのことによって短期大学としての個性を発揮し、独自の高等教育機関として運営している。

短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。本学では建学の目的を達成し続けるため、平成 6(1994)年度より点検評価委員会のもとで、教育部門、事務部門など各部所で自己点検・評価を実施し、できるだけ多くの教職員が参加し問題点を共有できるようにしてきた。その中で、S W O T 分析(備付-128)を導入し、本学の強み、弱み、機会、脅威といった視点からの分析を取り入れ、教育・経営改善に用いている。

経営実態、財政状況に基づいて、平成 23 年度より継続して経営改善計画を策定している(提出-30)。計画を毎年度見直すことにより P D C A サイクルを機能させ、より実効性のある改革へとつなげるために活用している。

学生募集対策と学納金計画が明確である。京阪沿線や大阪市内を中心に府内全域、奈良、兵庫阪神地区をターゲットに広報活動を展開している。子ども教育学科の短大志望層は高校レベルでは中堅からやや低めにかけてであり、看護学科志望層は中堅校である。オープンキャンパスや高校内進路ガイダンス、会場型進路相談会はそれらの高校生が対象であり、応答の内容や方法に工夫し分かりやすくかつ意欲を喚起するものになっている。また、地域貢献の観点からも社会人募集を重要な取り組みと位置付け

し強化を図るべきだと考えている。今までの入試広報における主な募集戦略は、ウェブサイトの利用、会場型進路相談会、高校内進路ガイダンスなどを主体とした広報活動の強化である。結果、資料請求数、オープンキャンパス参加数、高校内進路ガイダンス参加者数、いずれも増加が見られ一定の効果が上がっている。しかし、子ども教育学科は未だ不十分である。今後は効果があると判断される方法を継承しつつ、本学への進学意欲を喚起する広報を展開したい。その中で、現在の学納金水準を維持しつつ、PDCAサイクルを確実に実施しながら、ウェブ広報・ウェブサイトの強化、広報媒体の見直し、高校訪問の強化、高校内進路ガイダンスや模擬授業の内容の充実、会場型進路相談会の強化、進学意欲の喚起促進、オープンキャンパスの実施およびSNSを利用した広報強化、独自性のあるAO入試制度の再構築など、複合的かつ総合的な募集広報戦略の見直しに取り組む。なお、前述のように、短期大学を改組し四年制大学の設置が決定され、大学設置申請を出しているのもので、認可されれば、上述の入試広報戦略は新しい大学において実施する予定である。また、高大連携の取り組みをより推進する。

人事計画が適切である。平成23年度から令和2年度までの10年間を比較すると、本務教職員の人件費は2億2千1百万円減少、教職員1人当たり平均単価では約51万円減少しており、ここ数年来の人件費削減計画は一定の効果をj得ているものjと考える。しかし、本務教員1人当たりの学生生徒等数は、平成23年度の約12.6名から令和3年度約10.3名であり、学生生徒等数の減少率が本務教職員数の減少率を大幅に上回っている現状で、学生生徒等納付金収入で人件費が賄いきれていない状況が続いている。

施設設備の将来計画が明瞭である。今後の整備の必要性が高い施設としては、築49年になる講堂（食堂）、築48年になる体育館（第一）などであり、これら施設の老朽化が目立ち、防水・塗装工事など修繕の頻度も年々高まってきている。特に小学校校舎においては、「古くとも歴史と伝統がある」よりも「きれいな施設と最新の設備」の方がニーズが高い点からも、新校舎建築が最優先課題として捉えて、小学校新校舎を改築することを決定した。具体的には、平成27年度内に旧校舎を取壊し、平成28年5月から平成29年7月の期間で新校舎の建築を実施した。新校舎改築に際しては、国の私立学校施設整備補助金・防災機能強化施設設備事業(耐震改築工事)を活用し、245,874千円の国庫補助金並びに28,546千円の大阪府補助金の交付を受けた。

しかしながら、平成24年度末現在で3億1千万円の借入金残高がある上、減価償却引当資産は1億円しかなく、毎年度支出超過となっている現状では、施設整備計画を即実現することは困難である。優先度の高いものから整備できるよう計画を構築するとともに、財務状況の健全化を図りつつ、現存する借入金を償還と併せて、必要な施設の整備を計画的に実現している。

外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。短期大学における外部資産の導入・獲得については、国が推進する大学の自助努力の柱の一つとして認識している。文部科学省科学研究費助成金や日本私学振興財団学術研究振興資金及び私立学校施設設備補助金、また各種財団等の研究助成金などが考えられる。教育・研究は大

学の最も重要な役割であるが、現在、教育の一層の充実を目指す方向にある。前期 15 回の講義回数の確保が必須の条件であり研究時間が取り難い現状がある。しかし、見様によっては教育分野（教育方法研究、教材研究、教育効果の研究、日常学生指導など）での研究材料は豊富にあるといえる。各教員が研究に関する思考転換をするとともに、助成事業や研究助成などの制度・利用方法などの更なる周知徹底を図り、それらの資金獲得に努力したい。

学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。情報公開について、監事による監査報告書、資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表、財産目録、事業報告書、そして財務分析結果などを、一般の方を含めて誰でも利用することができる本学院図書館の一般書架に常設し、希望者には閲覧することを可能としている。また、監事による監査報告書、事業報告書及び収支計算書・内訳表の概要、貸借対照表の概要については、平成 21 年度決算より本学院ウェブサイト上にて公開している。

本学院教職員に対しては、年に 1 回全教職員が集う「学院総合連絡会」（提出-15）において、財務状況を経年比較したものや代表的な財務比率などについての資料を作成し、財務状況についての認識及び意識の統一を図っている。また、各校別ではあるが、財務情報の公開や説明も必要に応じて実施している。

平成 23 年度より理事会直下の機関として「経営改善室」を設置した。この組織の一つとして「財務部会」を配置し、今後の財務の在り方を検討するとともに、それを逐次、全教職員に向けて発信していくこと、そして教職員から改善案などを随時受け付けることなどにより危機意識の共有を図っていく。平成 26 年からは、この「経営改善室」を引き継ぐ形で、設置する全学校園の代表教職員で構成する「将来構想検討委員会」を組織し、学院創立 150 周年に向けて、大阪信愛女学院が建学の精神の上に立つて必要とされる学院であり続けるために検討・改革を継続して実施している。この委員会で検討する柱としては、教職員の資質向上、建学の精神を基盤としながらも現代の要請にも応えることのできる教育改革、信愛教育を推進できる環境の整備、教育環境を充実するための財政基盤の確立などである。

また、月 1 回の定例理事会に加えて、必要があればその都度、臨時理事会を開催して臨機応変体制をとり、また、理事は学内の会議にも参加し、きめ細かに意思疎通を行なっている。理事会の決定事項や重要な情報については、教職員に速やかに伝達する体制をとっている。教職員の意見や提案については、所属責任者を通して容易に議案化されるとともに、必要であれば理事会の場において直接発言、説明がなされており、また、教職員との意見交換会を持つなど、教職員と直結した理事会、開かれた理事会を目指している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

収容定員充足率に相応した財務体質が維持できていない点が、最も大きな課題である。事業活動における教育活動収支が支出超過の状態から脱却しない限り、収容定員

充足率に相応した予算配分は困難であると考え（提出・32、33）。そのために、短期大学の教学改革のみならず、経営改善計画に基づく短中期計画を策定し、早急に財務体質の健全化を図る必要がある。詳細は、基準Ⅲ・D・2に記載する。

収容定員充足率に相応した財務体質を構築することが、最も重要な課題であると考え。そのためにも、短期大学の各学科で入学定員を70%以上に維持することが必要であるが、割り込む可能性が考えられる。そこで、前述のように現在の短期大学の状況と今後について総合的に分析した結果、四年制大学に改組することを決定し、令和4年開学予定で設置認可を申請した。四年制大学にしたから入学定員充足ができる保証はなく、全力で入学定員充足へ向けて取り組まなければならない。

これまで本学は教育を企業の視点に置かず、常に学生にとって良い教育とは何かの視点で考え、実践してきた。そのため、教員、特に専任教員の充実に力を注いできた。そのことが本学の建学の精神を具現化する「一人ひとりを大切にすること」に繋がり、善い学生を育て、地域社会に貢献できていると実感している。教員も専任としての生活の安定が得られ、教育・研究に全力投入できる大きな環境が与えられてきたところであると強く感じている。

一方、こうした専任教員数の充実は、募集状況の悪化により経営上の圧迫をより大きくしている。私学の経営が学納金から成り立っていることは当然のことであり、このことは全教員が理解しており、我々の安定した生活の基本は学生数の確保でしかないとの思いで、数年前から学生募集についてカリキュラムの改革や様々な方策を立て実践してきた。今後、定員の確保に向けて、全教職員が総力を挙げて取り組むことが最重要課題である。

法人全体での教育職員及び事務職員の人員配置の見直しを実施している。各職員の専門性を確保しつつ、法人設置各校の現状や計画に適した配置計画を策定し流動性を高める中で、各組織の質的向上及び財務的な適正管理を合わせて実施していきたい。

学生にとって安全で快適な居心地の良いキャンパス・教育環境を目指して、バリアフリー化、省エネルギー対策、コンピュータ環境整備を推進する。

本学の「危機管理マニュアル」に基づいて、学内セキュリティ対策の見直しを進めている。城東キャンパスにおいては警備員2名が常駐し、夜間は機械警備に切り替えている。鶴見キャンパスでは、通常の出入り口1カ所であることから、職員による入退管理を実施し、夜間は同じく機械警備を行っている。今後、学生の修学時間の管理と安全性の確保を平行して検証しながら、必要な改善を実施したい。

情報システムのセキュリティについては、学術情報ネットワーク利用規程や個人情報保護規程などによって管理しているが、年々変化する現代社会のニーズに答えながらも学校責任を果たせるよう、見直しを逐次実施していかなければならない。

教育の方法や技術の動向を的確に把握し、情報機器やネットワーク設備の維持更新を図り、学生への情報提供や情報共有を円滑に実施できる情報通信環境を計画的に整備していく。

今までの改革・取り組みを継承しつつ、新たな教学改革、募集広報改革、人事改革を並行して実施し、人件費比率を60%に、人件費依存率を100%に近づけるよう努力する。結果として、近年内には、法人全体の帰属収支差額の黒字化、及び経営判断指標「A」

ランクを目指し、財務状況の健全化を図りたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回記述した行動計画

本学の建学の精神から導かれる「一人ひとりを大切にする教育」を推進するため、FD・SD活動を一層強化させ、社会のニーズに対応したカリキュラム改革、多様な学生への丁寧な対応ができる学生対応能力の向上を図る。

子ども教育学科の定員割れを解消するため、募集広報体制を見直し、入学定員を上回る学生の確保に向けた取り組みをさらに強化する。

下記、下線の部分が行動計画で、その下に実施状況を示す。

本学の建学の精神から導かれる「一人ひとりを大切にする教育」を推進するため、FD・SD活動を一層強化させ、社会のニーズに対応したカリキュラム改革、多様な学生への丁寧な対応ができる学生対応能力の向上を図る。

前回の評価（平成26年）以来、毎年、本学の建学の精神から導かれる「一人ひとりを大切にする教育」を推進するため、FD・SD活動を一層強化させてきた。授業評価に基づき、問題点と改善状況を把握し、さらに教員による授業参観を義務付け、学生からの一方的な見方ではなく、教員側からの見方も踏まえて授業改善を行うことにした。職員も教員と共に教育の両輪としての役割を発揮するために、研修や情報交換を行い、よりよい教育へ関わっている。社会の状況や実習施設、就職先調査から得られた状況や情報の分析を行い、社会のニーズに対応したカリキュラム改革を行ってきた。多様な学生への丁寧な対応を行うために、グループ担任制を中心に、学科会議等で情報交換を行いながら、よりよい学生対応に心掛けて、学生対応能力の向上を図っている。

子ども教育学科の定員割れを解消するため、募集広報体制を見直し、入学定員を上回る学生の確保に向けた取り組みをさらに強化する。

子ども教育学科の定員割れ（入学定員120名）を解消するため、募集広報体制を見直し、入学定員を上回る学生の確保に向けた取り組みを強化してきた。子ども教育学科では、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格が取得できるが、単位取得の上からは実際に取得できるのは2つの資格であった。しかし、3つの資格取得ができるようにし、本学入学への大きなメリットとして広報した。短大案内とは

別に、本学の特徴や教育内容、本学入学へのメリットを示すわかりやすいパンフレットも作製した。社会人特別入試を設け授業料等を半額になるように、社会人特別奨学金を設けた。その結果、社会人入学生が増加し、入学生獲得に大きく寄与した。オープンキャンパスを充実させると共に、高等学校への訪問、予備校や塾への訪問の強化、受験業者による進学相談会や模擬授業への出席回数の増加などを行い、認知度も上げた。入学者選抜試験も受験しやすいように早期から AO 入試を実施し、特技入試も実施した。その結果、入学者数は、平成 26 年度は前年の 78 名を大きく上回り、90 名代になり、3 年間 90 名代が推移し、成果を上げてきた。

しかし、平成 29 年は 83 名に減少し、さらに平成 30 年は 72 名になった。その翌年の令和元年は 42 名と大きく減少した。大きく減少した理由の分析において、四年制大学への進学率が高くなり、一方、短期大学進学者が大きく減少している現状があった。本学院併設の高等学校においても、大多数が四年制大学に進学し、短期大学進学者は 10 名程度であった。内部進学を希望する生徒も非常に少なくなった。これらの状況から学生募集の大幅な改善は容易ではないことが示された。一方、短期大学の子ども教育学科で学ぶ内容は、従来に比べ広く、しかも深くなり、また大きく変化する社会情勢の中で、柔軟に対応できる実践力のある教員や保育士が求められるようになり、短期大学の短い学習期間では対応が難しいことは明白になってきた。

これらの状況を踏まえ、令和元年、理事会において、短期大学を改組して四年制大学を設置することが決定された。その理由として、建学の精神に基づく人間教育を基本に、現代社会においても止まれる実践力を身につけた教育者・保育者、看護師を養成することになった。

表 III-1 子ども教育学科入学者数と内部進学者数（人）の推移

年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年
入学者数	78	92	96	90	83	72	42	50
内部進学者数	6	7	6	4	6	2	5	3

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学院の大きな課題は、収容定員充足率に相応した財務体質が維持できていない点である。小学校、中学校、高等学校における定員未充足、そして短期大学子ども教育学科の定員未充足が問題となっている。四年制大学進学者が増加し、短期大学進学者が大きく減少し、かつ現代社会において、十分な実践力を持つ専門職者の育成には短期大学では十分でないという現状を踏まえ、短期大学を四年制大学へ改組を行うことが決定し、令和 4 年 4 月開学予定で設置認可申請を行った。四年制大学は男女共学で、確実に定員を充足すれば、経営は大きく改善される。同時に、中学校、高等学校を大学開学に合わせて令和 4 年 4 月より男女共学化することを決定し、新たな出発を目指して教学の改善計画を進めている。小学校は既に男女共学化し、入学者が増加する傾向にある。四年制大学の設置により、大阪信愛学院が四年制大学を大きな柱とする、

一大学園として発展することができ、現在進行している改革が順調に進めば、全学的に定員充足がなされ、経営も大きく改善される。現在の計画を着実にを行い、全学において定員充足することが最も大きな改善計画である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料 34. 学校法人大阪信愛女学院寄附行為

備付資料 129. 理事長履歴書、130. 平成 30 年度・平成 31 年度・令和 2 年度学校法人実態調査表、131. 理事会議事録

備付資料-規程集 49. 寄附行為施行細則

〔区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人を代表し、学校全般にわたる業務を総理する立場にあり、学校法人大阪信愛女学院寄附行為の規程に基づき理事会を開催し、学校法人の最高意思決定機関として適切に運営している（提出-34）（備付-規程集 49）。即ち、私立学校法の規程を踏まえて、本学校法人の寄附行為において「理事長は、この法人を代表し、その業務一切を総括する」（第八条）、「理事会は、理事長が招集する。」「理事会に議長

を置き、理事長をもって充てる。」（第十四条3）と定めており、これに則って学校法人を運営している。また、理事長は、予算や事業計画について予め評議員会に諮問するほか、毎会計年度終了後2か月以内に監事による監査を受け、理事会の議決した決算及び事業実績（財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書）を評議員会に報告して、その意見を求めている。

理事会は、本法人の管理運営面の最終意思決定機関としてすべての重要事項の決定を行っている（備付131）。

毎回ほぼ全員の理事が出席し、活発な議論がなされている。このように本学では、原則月1回、理事長が招集し、議長を務めている。

この他、日常の業務を円滑かつ迅速に遂行するために、本学の寄附行為施行細則第七条に基づく理事協議会(学内理事が出席)が理事長の議長の下に週1回、開催されている。

理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営・管理に必要な諸規程を整備し、その遵守がなされるように適切に管理すると共に、短大運営に係る様々な法的責任があることも十分に認識している。また、寄附行為第六条の規程により短期大学学長が理事に選任されており、教学部門および経営部門との良好な意思疎通の関係が構築され、法人・教学が一体となった迅速な意思決定と円滑な教学運営を実現している。

理事長方針は、「建学の精神」に基づく「カトリック精神に基づき、キリストに信頼し、愛の実践を生きること」を学院運営の中で具現化しようとするものである。このことを法人設置校すべての教職員が一堂に会する学院総合連絡会や新入職員就任式での訓示・講話、学院新聞、入試広報、同窓会誌、公開講座など、様々な方法で教職員および学生、生徒、園児、保護者、地域社会に発信し、学院の動向とともに、経営理念や理事長方針の具体的な内容を説明している。

理事会を構成する理事は、私立学校法第38条及び寄附行為に基づき適切に選任され、かつ学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規程も寄附行為に準用（寄附行為第六条）されており、本学の理事は法令に基づき適切に構成されているといえる。

また、各理事は学校法人の建学の精神を十分に理解し、本学の健全な経営について学識及び見識を有している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会・評議員会では経営改善計画や大学教育に対する提言や議論が活発に行われている。特に学院財政の健全化を迅速に進め、学院の維持・発展に努めるため、理事長がよりリーダーシップを発揮できるよう組織改革を推進したい。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

1. 理事長の役割とその識見、能力

私立学校は自主・自立を基本とし、その上で社会からの信頼と支援を受け、公益法人として重要な役割を担っている。本法人はカトリック系ミッションスクールとして

建学の精神に基づき学院創立 137 年の歴史を持つ関西の代表的な私立学校であると自負している。この歴史と伝統は、まさしく社会に有用な人材を輩出し社会からの信頼と要請に応えてきたことの証左である。

従前から、理事長として「信と愛」を基本とした教育を推進してきており、同時に学校法人の公共性・公益性の観点から一層のガバナンスの強化を図っているところである。

令和 2 年 4 月改正の私立学校法第 24 条学校法人の責務には、「学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。」とある。加えて、第 37 条役員の職務に「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。」とある。また、今回の私学法改正の主な点は、①役員の職務と責任の明確化、②経営力の強化、③情報公開の充実、④破綻処理手続きの円滑化である。

これら私立学校法の趣旨を踏まえ、これまで以上に法人を掌理し、強いリーダーシップを発揮し、建学の精神に基づき、教育の質の向上、運営のさらなる透明化を進め、経営改善のためにも中長期的なビジョンを持ち、社会の要請に応え、信頼と支援を得る法人として発展させることが理事長の任務と役割であると考えている。判断力、決断力、そして何より、カトリック学校として強い信念を持ち、将来構想を持ちながら学校経営に臨む覚悟が理事長には不可欠である。学校経営とは常に将来展望を持ちながら、改革・改善を進めていくことと認識している。

(1) 理事長の役割

- ①学校法人を取り巻く環境を的確に把握し、建学の精神を保持しつつ環境に対応する将来ビジョンを設定し、組織構成員と共有する。
- ②事業遂行のために、継続的・計画的に意思決定を行う。
- ③経営資源（人的・物的・資金的）を効果的に運用して事業を管理・運営する体制を構築する。

(2) 理事長に求められる識見・能力

- ①先見性、変化への対応能力、法人を掌理する強いリーダーシップ
- ②判断力、決断力、そして何より、カトリック学校としての強い信念
- ③実行力、財務的知識

今、四年制大学を目指すことは、教員、看護師が不足している現状を打破する社会の要請でもある。本法人は長きに亘りパイオニア精神をもって教育事業に当たっていることから、将来、国際グローバル化、デジタルサイエンス、ジェンダー、ダイバーシティ等の現代的課題についても、構想委員会を組織するなどしながら、本法人が直面する課題解決に向けて鋭意検討する決意をもって経営にあたっている。

2. 理事長として最も大切にしていること、理事長の経営方針

建学の精神と将来ビジョンを持ち、学校経営を行うこと。さらに、建学の精神と将来ビジョンを基盤とした教育の質の向上、及び学院生と教職員の将来の幸福を図るこ

とが理事長の経営方針の根幹であり、その経営方針について理事長として示すことである。

(1) 建学の精神「キリストに信頼し、愛の実践に生きる。」

(2) 建学の精神に則った教育方針、教育目標

カトリックの精神に基づく人生観をもたせ、一人ひとりが主体性を確立し、それぞれの可能性を最大限に伸ばして自己形成を図るとともに、豊かな心をもって、すすんで国際社会に貢献する明朗で健康な人間を育成する。

① キリストの教えに根ざした教育

② 一人ひとりを大切にする教育

③ 能力の開発を目指す教育

④ 自己形成を促す教育

⑤ 社会貢献への態度を形成する教育

(3) カトリック・ミッション校としての 137 年の伝統を継承発展させること

社会の要請に応え、信頼と支援を得る法人として発展させること。

(4) 経営の安定化、及び経営力の強化

運営のさらなる透明化を進め、経営改善のための中長期的なビジョン・将来展望を持ち、教育の質の向上、及び学校経営の安定化のため不断の改革・改善を進めていくこと。

3. 理事長として取り組んでいる事（具体的取り組み）

(1) 長期展望（10 年）・・・財務責任者や学校責任者による委員会を設置し、実施。

(2) 中期目標と中期計画（5 年）・・・担当理事と設置各校委員からなる「経営改善対策室」を組織し、教学、募集、人事、財務、施設設備、組織運営などについて具体的検討。

(3) 学校法人大阪信愛女学院 ガバナンス・コードを策定・・・理事会にて企画。本法人の健全な成長と発展につなげるための行動規範として、本法人独自のガバナンス・コード策定を検討中。令和 2 年 9 月より検討を開始し、大学開設までに完了予定。

(4) 理事会機能の強化・・・理事や監事の適任者選任、理事会諮問会議である理事協議会を活性化。

(5) 経営管理・・・財務管理の徹底と財政状況改善への努力、内部監査の実施、監事監査対応の強化、外部監査法人による監査対応の強化、大口寄付の獲得、人事管理のシステム化など。

(6) 地域社会、企業との連携・・・防災協定等も含んだ包括協定、企業内研修への積極的な協力、「しんあい教育研究ケアセンター」の開設と運用など。

4. 理事長を補佐する体制の整備

(1) 私立学校法改正に伴い監事機能が強化されたことから、適任と判断できる新たな監事を選任した。常勤監事は令和 3 年 1 月 28 日付で、非常勤監事は令和 3

年 4 月 1 日付で今後、監事と連携しながら、理事会及び各学校組織において私学法改正の趣旨について理解を深めるよう意見聴取や交換の場を頻繁に設定する。

- (2) 理事会機能の強化のために、令和 3 年 4 月 1 日付で理事の欠員を補充し、同時に理事長補佐に任命し、理事長の経営並びに教学改革に関して補佐する体制を整備した。
- (3) 寄附行為施行細則第 7 条に規定する理事会の諮問会議である理事協議会について、本来内部理事で構成するところ外部理事や非常勤評議員の出席も求め、広く意見を聴取できるようにするなど、理事会運営についてより効果的・効率的なものとなるよう見直しを図る。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

備付資料 132. 学長の個人調書、40. 教授会議事録（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）、41. 学科会議議事録（令和 2（2020）年度）、42. 点検評価委員会議事録（令和 2（2020）年度）、54. 委員会議事録（令和 2（2020）年度）

備付資料-規程集 3. 学長任用規程、1. 教授会規程、48. 学科長部長会議に関する規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

（１）学長は以下の通り、本学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長の任命は、短期大学設置基準第 22 条の 2 及び「大阪信愛学院短期大学学長任用規程」（備付・規程集 3）に基づき、理事会の承認を経て、理事長が任命している。

また、学長は、学校教育法第 92 条第 3 項「学長は、公務をつかさどり、所属職員を統督する」に基づき、教学全般の最高責任者として、教育研究活動が円滑に運営されるよう教職員に対し指揮・命令・監督を行っており、その権限と責任において、運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、30 年以上の長年にわたり本学に勤務し、建学の精神及びそれに基づく教育について深く研鑽し、教育研究及び運営にあたってきた。平成 13 年以来、人間環境学科長、看護学科長と、学科の責任者を長らく経験し、適切な運営を行ってきた。学問業績もあり学識も高い。学長に就任して 2 年目であるが、これまでの経験に基づき大学運営に見識を持ち適切な運営を行っている。

学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は建学の精神の浸透のための科目「現代と女性」の担当責任者であり、積極的にプログラムの充実化を図り、建学の精神の浸透に努めている。また、学期の初めに学長講話を行い、建学の精神の浸透に努めている。

学長は、懲戒（退学、停学及び訓告の処分）にあたる事象が生じたときは、速やかに状況確認を行うように指示し、結果が得られたら、第 1 項教授会を招集し、その内容について十分確認した上で、懲戒の種類、内容を決めている。

（２）学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、以下の通り、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している（備付・規程集 1）。

学長は、教授会の議長となり、教授会を審議機関として適切に運営している。あらかじめ、教授会が意見を述べる事項を議題として教授会に周知している。学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。学長は、教授会の議事録を整備している（備付・40）。

教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

教授会には第一項教授会と第二項教授会とが存在する。「教授会規程」に基づき運営されている。第一項教授会は学長及び教授をもって構成されており、主に人事（教員任用資格審査、昇任、教員及び学生の賞罰等）を審議する。第二項教授会は主として日常の教学上の問題を審議する場であり、必要の都度これを開催しており、その構成は助教を含む全教員の出席を義務付けている。いずれの教授会も病気、校務出張等で欠席の場合は委任状の提出を求めている。

（３）科部長会の開催等

学内の意思疎通及び円滑な学事運営を目的として、学長が議長となり、各学科長、各部長（カトリック教育部・教務部・学生部・入試部・就職部）を構成員とする会議を学長の招集により適宜開催している（備付・規程集 48）。

学科毎の問題については、子ども教育学科、看護学科の各々に学科会議を置いてい

る（備付-41）。学科会議の内容は学長は把握している。

小規模な短期大学であるので教員は、少人数担任制や本学の学生教育の重要な役割を担う各種委員会のどこかに所属して（複数の委員会に所属する教員もある）、教育活動を行っており、学生の状況を正確に把握できる。

以上のように学長は、教授会を規程に基づき開催し、教育研究上の審議機関として適切に運営している。さらに、学長の下に教育上の各種委員会を設置し、規程などに基づいて適切に運営している（備付-54）。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

教学部門の最高審議機関として教授会が機能している。法人と連携して学院の方針に沿った迅速な意思決定が行われており、学習成果を獲得するために教授会等の機能も発揮されている。短期大学教学運営体制は確立しているので特に問題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 34. 学校法人大阪信愛女学院寄附行為

備付資料 133. 学校法人実態調査票、134. 評議員会議事録

備付資料-規程集 49. 寄附行為施行細則

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

寄附行為第 5 条に役員定数として「監事 2 名」が規定され、監事 2 名のうち 1 名は外部監事である。監事の職務に関しては寄附行為（提出-34）（備付-規程集 49）に規定するところ、及び私立学校法第 37 条第 3 項に則り、職務は適正に遂行されている。監査法人の公認会計士および学院事務局と連携を取りながら、学院の業務および財産の状況について監査を行っている。

適宜、理事や法人事務長から事情聴取を実施し、基本年 12 回開催される理事会に出席して、監事の視点から意見を述べている。監査法人による決算監査が終了した後、関係法令に則って毎会計年度監査報告書を作成し、当該監査年度終了後 2 ヶ月以内に理事会および評議員会に提出している（備付-133）。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は寄附行為第 20 条の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している（備付-134）。

評議員会は、理事の定数9名（平成31年4月1日現在実員9名）の2倍を超える19名の評議員をもって組織している。平成31年4月1日現在の評議員の実員も19名である。

評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。評議員会は、学校法人の予算・借入金、事業計画、寄附行為の変更、収益事業に関する重要事項、その他学校法人の業務に関する重要事項などに関して、私立学校法第42条の規定するところに従い、理事会へ意見を述べている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。毎会計年度において、監査法人による会計監査を実施している。平成30年度では全12日、のべ375時間、令和元年度にはのべ368時間の監査を受け、必要な指導・助言への対応をおこないながら、より適正な計算書類等を完成させている。

また、学校法人監事による内部監査も実施しており（年間全2回、のべ4名）、「学校法人大阪信愛女学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を適正に表示していると認める。また、学校法人の業務並びに財産に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。」旨の監査報告が理事会において承認されている。

財務情報に関しては、誰でも入館可能な本学院図書館の一般書架に配置し、自由に閲覧できるようにしている。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

現在のところ監事の業務遂行に特段の支障がなく運営されており、課題として特にない。

理事長のリーダーシップは極めて適切に発揮されており、理事長の運営方針・中期ビジョンも具体的に教職員に周知されており、学院全般にわたる運営が、寄附行為、諸規程に則り、整齐と行われている。また、この運営方針、中期計画に基づいて、着実に施策を実行していく。

学生の学力低下と多様な人材を受け入れざるを得ない現状の中で、新たな教授法の開発や日常生活指導で学生に対応できる指導力やカウンセリング能力の涵養など、学習成果を獲得させるための教育改革が必須である。引き続き学長のリーダーシップの下で教学運営体制を整備し、教育の質の保証を担保するための向上策を推進したい。

学校法人並びに学校としてのガバナンスは適切に機能しているものと考えているが、組織の効率化、及び業務の迅速化を図る観点から、規程やマニュアルの見直し・修正を実施していきたい。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

監事の基本的な職務は、「内部統制システムが機能しているか」及び「健全な経営ができているか」、「社会の要請に応えられているか」を監査することである。その上で、ディスクロージャーとアカウンタビリティを果たすことが学校法人に課されている社会的責任であると考えます。

令和2年私立学校法の改正に伴い、監事の理事に対する牽制機能の強化など監事機能のさらなる充実が求められることから、本法人の寄附行為の改正を行った。学校法人大阪信愛女学院「寄附行為第10条」に規定されている監事の職務については以下のとおりである。

- 一 本法人の業務を監査すること。
- 二 本法人の財産の状況を監査すること。
- 三 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- 四 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- 七 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見をのべること。

2 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする。理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又は、これらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

寄附行為に基づく監事の役割は、独立した立場から俯瞰的視点で経営をチェックすることにより学校法人の組織価値の維持・向上に資することにある。さらに、監事は学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況の監視を行うことによ

り、理事長及び各理事の行為に対するチェック機能を発揮するとともに、不正の抑止効果をもたらすことである。上記の監視は、法人の財務面のほか、法人経営にとって重要な教学面の事項も対象とする。

また、本学院においては、定員未充足の状態が継続している設置校があるため、教学及び募集活動における改善計画の執行状況の監視を特に重視して行っている。同時に、設置校の定員未充足に伴い法人の財務状況が悪化していることから、大学設置及び各設置校の共学化を見据えた法人の財務計画の合理性を検討し、執行状況の監視を行い、適時に理事長及び各理事との協議を行っている。

以上により、監事の学校法人における重要な役割として、法令及び規定を遵守しながら学校法人の運営全般に亘る監査を行うことにあり、もって学校法人の経営基盤の安定化に資することが重要であると認識している。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回記述した行動計画

理事長のリーダーシップは極めて適切に発揮されており、理事長の運営方針・中期ビジョンも具体的に教職員に周知されており、学院全般にわたる運営が、寄附行為、諸規程に則り、整齊と行われている。また、この運営方針、中期計画に基づいて、着実に施策を実行していく。

行動計画通りに、理事長のリーダーシップは適切に発揮され、運営方針や中期ビジョンは年度初めの学院総合連絡会をはじめ、具体的に教職員に周知されてきた。学院全般にわたる運営が寄付行為、諸規定に基づき実施され、諸施策も着実に実行してきた。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

四年制大学設置を進める中、理事長の信念と経営方針、リーダーシップについて確認がなされ、理事長のリーダーシップを発揮する上で必要な理事長を補佐する体制の教化、そして監事機能の強化が図られた。今後、学院財政の健全化や魅力ある信愛教育の充実と学院の発展へ向け、諸施策を提言し、適切に実行していく。